

名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針（解説編）

策定 平成20年 1月 7日

改正 平成22年 4月 1日

平成25年12月25日

第1 趣旨

農薬・殺虫剤等の薬剤は、病害虫の防除等において有効であるが、使い方によっては、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性がある。市においては、多くの施設で薬剤が使用されており、適正使用の徹底が望まれているところである。

そこで、市が率先して薬剤の適正使用を推進することにより、環境への負荷の低減を図り、人の健康と安全を確保するため、この基本指針を定める。

○ 人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性

農薬・殺虫剤等の薬剤の中には、人の健康を損なうおそれがあるとして「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律」（いわゆる化管法）で指定されている物質や、毒性が高いとして毒物や劇物に指定されている物質が含まれているものもある。

実際に、本市の施設で行っている薬剤散布等に対し、健康に影響を与えるおそれがあるとして市民から要望等が寄せられている。

特に、化学物質過敏症やアレルギーなどで、化学物質に対する感受性が高い方や、子どもや妊婦、病人などに対しては、化学物質による影響が大きく出る可能性があるため、注意が必要である。

○ 適正使用の徹底

薬剤を使用する際の人の健康へ及ぼす影響の大きさは、薬剤の有害性の強さと体に取り込む量で決まる。たとえ有害性の弱い薬剤であっても、体に取り込む量が多くなれば悪い影響が出るため、決められた使用方法や量、使用上の注意を遵守しなければならない。

この基本指針は、まず、薬剤を使用しない防除方法を検討・実施し、やむを得ず薬剤を使用する場合にも、使用方法や周辺に対する安全対策など、人の健康へのリスクを避けるために必要な配慮を求めるものである。

また、化学物質に対する感受性が高い方等への配慮として、第2の2に挙げる種類以外の薬剤についても、この基本指針に準ずるよう努めるものとする。

第2 対象範囲

1 施設等

- (1) 市が所有又は管理する建物及び土地
- (2) 市が所有又は管理する樹木及び草花等の植物
- (3) 市が事業者となる一般乗合旅客自動車及び鉄道車輛

○ 建物及び土地

全ての市の建物及び空き地、路傍等の土地のことをいう。

○ 樹木及び草花等の植物

建物周辺、公園、街路樹などの樹木及び草花等の植物のことをいう。

○ 一般乗合旅客自動車及び鉄道車輛

市バス及び市営地下鉄の車輛のことをいう。

2 薬剤の種類

(1) 農薬

(2) 殺虫剤

(3) 殺そ剤

(4) 消毒剤

○ 農薬

農業用の薬剤で、農林水産省の登録を受けたものをいい、ここでは次のとおり分類する。

種類	説明
殺虫剤	農作物などに害を及ぼす害虫を防除する薬剤
殺菌剤	農作物などに害を及ぼす病気を防除する薬剤
除草剤	雑草を防除する薬剤
植物成長調整剤	農作物の生育を促進したり抑制する薬剤
展着剤	他の農薬と混合して使い、その農薬の付着性を高める薬剤

○ 殺虫剤

主に建物内部で使用される、衛生害虫又は不快害虫を防除する薬剤のことをいう。

衛生害虫とは、人の健康を害する虫の総称であり、ゴキブリ、蚊、ハエ等が含まれる。

また、不快害虫とは、刺咬、不潔感等、人に不快感を与える虫等の総称であり、シロアリ、キクイムシ等の木材害虫のほか、昆虫以外のムカデ等の小動物も含まれるものとする。

なお、農薬の分類の中にも殺虫剤があるが、同じ殺虫成分のものであっても、樹木等の害虫を対象とするのが農薬の殺虫剤、衛生害虫や不快害虫を対象とするのがここでの殺虫剤である。

○ 殺そ剤

主に建物内部で使用される、衛生環境を損なうネズミを防除する薬剤（医薬品・医薬部外品）のことをいう。

○ 消毒剤

衛生環境を損なう細菌等を消毒する薬剤のことをいう。

この基本指針では、建物や車輛の床、壁、手すり等構造物の消毒を対象としており、

器具消毒、人体消毒等は対象外とする。

第3 基本指針

1 農薬、殺虫剤及び殺そ剤の適正使用

病虫害等の生息状況に関らず、一律に薬剤を使用することは、特別な事情を除いては行わないこととする。

○ 病虫害等

病虫害（樹木等を害する菌、線虫、ダニ、昆虫等）、雑草、衛生害虫（ゴキブリ等）、不快害虫（シロアリ等）及びネズミのことをいう。

○ 生息状況に関らず、一律に薬剤を使用

生息状況調査等を行わずに薬剤を使用する、又は生息状況調査等を行ってもその結果に基づかずに薬剤を使用することをいう。

○ 特別な事情を除いては

貴重な植物の保存や観賞用栽培、試験研究のための施設等については、例外として、必要に応じ、病虫害の発生を未然に防止するため、薬剤を使用できるものとする。

また、食品を取り扱う区域、排水槽、トラップなどの阻集器及び廃棄物の保管設備等の周辺で、特に衛生害虫やネズミが発生しやすい箇所並びにシロアリによる被害のおそれがある箇所についても、例外として、必要に応じ、発生を防止するため薬剤を使用できるものとする。

(1) 発生予防

日頃から、病虫害等が発生しにくい環境づくりに努めるものとする。

○ 病虫害等が発生しにくい環境づくり

〈樹木等での例〉

- ・栽培前に、病虫害に強い樹木等を検討する。
- ・通風や日当たりを確保するために間引き、剪定等を行う。

〈建物での例〉

- ・外部からの進入経路を絶つ。
- ・清掃によって害虫が発生、繁殖しにくい清潔な環境を保つ。
- ・ごみを放置しない。

(2) 生息状況の確認

病虫害等の防除にあたっては、病虫害等の生息状況調査等により、その発生状況を把握するものとする。

○ 病虫害等の生息状況調査等

〈樹木等〉

発生しうる病虫害の種類や過去の病虫害等の生息状況をもとに、事前に病虫害等の生息状況や被害の状況を調査する。又は、住民からの通報に基づき状況を把握する。

〈建物〉

衛生害虫及びネズミについては、定期的に発生場所・生息場所・侵入経路並びに被害の状況を調査する。不快害虫については、目視等で生息を把握する。

(3) 薬剤を使用しない防除

(2)の結果、病虫害等の発生が確認され、防除が必要と判断された場合には、まず薬剤を使用しない防除方法を検討・実施するものとする。

○ 薬剤を使用しない防除方法

〈樹木等での例〉

捕殺、枝ごとの切除、たいまつ等による焼却、ブラシ等によるはぎ取り、こも巻き、雑草の抜き取りや刈り取り

〈建物での例〉

捕殺、わなや忌避装置の使用

(4) 薬剤の使用方法

やむを得ず薬剤を使用する場合は、次の方法によるものとする。

特に、子ども、妊婦、病人等が多く利用又は使用する施設やその周辺で薬剤を使用する場合は、その必要性や周辺への影響について十分検討した上で行うものとする。

ア 使用にあたっては、まず、誘殺、塗布等、散布以外の方法を検討すること。

イ 次の適切な薬剤を使用すること。

(ア) 農薬は、使用対象の農作物等及び防除対象の病虫害等に適用がある登録農薬

(イ) 殺虫剤（衛生害虫用に限る。）及び殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品

ウ 使用方法及び使用上の注意事項を遵守すること。

エ 使用する区域及び薬剤量を必要最小限にとどめること。

オ 農薬は原則として混合して使用しないこと。

カ 食毒剤(毒餌剤)を使用する場合は、誤食・接触防止を図ること。

○ やむを得ず薬剤を使用する場合

薬剤を使用する、しないの判断については、個々の施設により、病虫害等の発生状況が異なるため、基準は設けない。発生した病虫害等の種類、被害の程度、施設の利用状況等を勘案して、施設管理者が判断するものとする。

あわせて、薬剤の毒性にも配慮する。

○ 子ども、妊婦、病人等が多く利用又は使用する施設やその周辺

学校、児童福祉施設、図書館等の子どもが多く利用する施設及び通学路並びに妊婦や

病人が通う病院等の施設をいう。

特に子どもは、樹木などに接触して、そのまま手を口に運ぶことがあるなど、大人とは行動パターンが異なるため、配慮が必要である。

○ 誘殺、塗布等、散布以外の方法

ここでいう散布とは、噴霧、薫煙などにより薬剤を撒くことである。

散布は薬剤が飛散しやすいため、以下のような方法をとることが望ましい。

〈樹木での例〉

誘殺（誘引トラップの設置）、塗布、樹幹注入や粒剤の施用*

※ 施用量や施用方法に注意すること。

〈建物での例〉

誘殺（毒餌、ホウ酸だんご）や塗布（通り道、壁面への塗布）

○ 使用対象の農作物等及び防除対象の病虫害等に適用がある登録農薬

農薬には、ラベルや梱包容器等に適用作物、適用病虫害等が記載されているので確認する。登録農薬には、「農林水産省登録番号第○○○号」と表示されている。

○ 医薬品又は医薬部外品

殺虫剤（衛生害虫用に限る。）及び殺そ剤の購入時には、医薬品又は医薬部外品であるか確認する。

○ 必要最小限

薬剤の使用が必要な箇所を的確に把握するとともに、ラベル等に記載の使用方法（希釈倍率、使用量、使用回数等）を守って、最小範囲の使用にとどめる。

○ 原則として

有機リン系農薬同士の混用は絶対に行わないこと。また、複数の病虫害が発生して混合せざるを得ない場合であっても、これまでに知見のない農薬の組合せの混用はしない。樹木類を対象とした農薬の混用適否表は、例えば、公益社団法人緑の安全推進協会「樹木等の病虫害防除に関する手引き」の混用事例集の中にある。ただし、利用にあたっては、現時点での農薬登録状況を確認すること。

○ 誤食・接触防止

子ども、ペット等による誤食・接触を防止するために、手の届かないところに置く、食品などと区別できる容器に入れるなどの対策を行う。

(5) 周辺への配慮と安全対策

やむを得ず薬剤を散布する場合は、次によるものとする。

特に、子ども、妊婦、病人等が多く利用又は使用する施設やその周辺で薬剤を散布する場合は、周辺への周知や安全対策について十分配慮した上で行うものとする。

ア 作業前後には、施設利用者及びその関係者、周辺住民等に対し、作業の目的・日時・方法、使用薬剤に係る事項、注意事項等を周知すること。

イ 薬剤の飛散防止に最大限配慮すること。

ウ 実施時期（曜日・時間帯を含む。）に配慮すること。

エ 必要に応じて、人が近づかない措置をとること。

なお、散布以外の方法を用いる場合も、必要に応じて上記によるものとする。

○ 施設利用者及びその関係者

子どもが利用する施設や通学路であれば、当該学校や子どもの保護者、病院やその近くであれば、当該病院や患者等に向けても周知を図る。

○ 使用薬剤に係る事項

使用する薬剤の種類や名称、使用量等をいう。

○ 注意事項

散布区域内には立ち入らないなど、施設利用者等に注意してもらう事項などをいう。

○ 周知

- ・施設の利用者に対して、掲示板などを利用して周知する。
 - ・人が立ち入る可能性がある場合は、たて看板などを利用して周知する。
 - ・街路樹や公園に散布する場合は、周辺住民にちらしなどで周知する。
- など、状況に合わせて対応する。

○ 飛散防止

〈樹木等での例〉

- ・無風又は風が弱いときなど、天候や時間帯を選んで行う。
- ・散布中は、風向きやノズルの向きなどに注意する。
- ・飛散防止ノズルの使用や散布圧力を調整する。
- ・シート養生など、周辺（特に風下）の遊具等に飛散しない措置をとる。

〈建物での例〉

- ・散布中は、ノズルの向きなどに注意する。
- ・シート養生など、食べ物、食器、おもちゃ等に飛散しない措置をとる。
- ・作業後は、必要に応じて強制換気や清掃を実施する。

○ 実施時期（曜日・時間帯を含む。）に配慮

休館日や夏休みなどの長期休暇中の実施や、通勤・通学時間帯やその直前以外の実施など、できるだけ人が散布場所に近寄らない曜日や時間帯等、時期を選んで行う。

○ 人が近づかない措置

散布の実施中及び実施後は、必要に応じて、看板やバリケード、ロープ等を利用するなど、人が近づかないよう、わかりやすく知らせる。

○ 必要に応じて

塗布などの薬剤が飛散しにくい方法であっても、薬剤を処置した箇所に触れることによって、健康への影響のおそれがある場合は、散布の場合と同様に、周辺への配慮が必要である。

(6) 記録・保存

生息状況調査等の結果及び薬剤の使用状況を、記録及び保存すること。

○ 生息状況調査等の結果及び薬剤の使用状況を、記録及び保存

病虫害等の発生状況、防除作業の日時、使用薬剤に係る事項（名称、希釈倍率、使用量等）、作業場所、作業方法等を記録し、一定期間(5年)保存しておくこと。

(7) 業務委託

病虫害等の防除を業務委託により実施する場合には、上記のうち必要事項を仕様書に記載するとともに、業者と十分に打ち合わせること。

また、業者は農薬の適正使用の観点から、愛知県農薬管理指導士、防除指導員、農薬安全コンサルタント、緑の安全管理士、技術士（農業部門・植物保護）のいずれかの資格を有する者を防除責任者に置くように努力すること。

○ 必要事項を仕様書に記載

本市の病虫害防除の多くは、業務委託されている。防除業者に基本指針の内容を十分に理解させるために、必要事項を仕様書に記載したり、特記仕様書を作成することとする。

○ 業者と十分に打ち合わせる

作業計画書を提出させ、適切な方法で実施されるかをあらかじめ確認するなど、十分な指導を行う。

なお、業者委託する場合にも、施設管理者が、作業の実施状況について十分に把握し、市民などからの問い合わせに対応できる体制を整えておくこととする。また、施設管理者は、業者より必要に応じ病虫害等防除に関する助言を受け、環境整備などを日常的に実施する。

○ いずれかの資格を有する者を防除責任者に置くように努力する

業務委託する場合には、業者の防除責任者が上記の資格のいずれかを有しているか確認するとともに、もし有していない場合は、資格をとるように強く勧めること。なお、愛知県農薬管理指導士は、愛知県の資格認定で毎年7月下旬頃から募集がある。また、緑の安全管理士は、公益社団法人緑の安全推進協会の資格認定で9月下旬頃から募集が

ある。

農林水産省と環境省の連名で平成 25 年 4 月 26 日に通知された「住宅地等における農薬使用について」で、地方公共団体が業者委託する場合は、入札の資格要件として、当該業務の実施上の責任者が、当該地方公共団体が指定する資格を有していることを規定することを取組事例として参考に挙げている。

(8) 適用除外

シロアリの防除を目的とした殺虫剤については、(2)及び(3)の規定は適用しない。

○ シロアリの防除

シロアリの防除にあたっては、薬剤に代わる効果的な方法がないことなどから、一部の規定を適用しないものとする。

2 消毒剤の適正使用

前項 ((4)ア、ウ、エ及びカ並びに(5)から(7)に限る。) の規定を準用する。

○ 消毒剤を使用する場合

消毒剤の使用にあたっては、生息状況調査が不可能であるなど、農薬、殺虫剤等による病虫害防除とは方針が異なる。しかし、消毒剤の散布等によっても健康影響が懸念されることから、前項の規定のうち該当するものについて、準用するものとする。

3 マニュアルの策定

薬剤の適正使用に係る具体的事項について、別にマニュアルを策定するものとする。

○ マニュアルを策定

生息状況調査の方法、薬剤を使用しない防除方法、周辺への周知のための文例、業務委託のための仕様書例などの具体的内容について、別途マニュアルを策定する。

4 研修等の実施

薬剤の適正使用を徹底するために、研修等を実施するものとする。

○ 研修等

施設管理者や防除作業員等を対象に、この基本指針やマニュアルの内容を周知徹底するための研修等を行う。

第4 適用除外

この指針は、緊急時に薬剤を使用する場合においては、適用しない。

○ 緊急時に薬剤を使用する場合

感染症が発生又はそのおそれがある際の拡大防止、災害時の感染症対策で薬剤を使用する場合及び人への健康被害が広がる恐れのある場合など、緊急性がある場合は、この指針は適用しない。しかし、緊急の場合にも使用方法等を遵守し、使用量を必要最小限とするなどの措置が必要である。

名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針

策定 平成20年 1月 7日

改正 平成22年 4月 1日

平成25年12月25日

第1 趣旨

農薬・殺虫剤等の薬剤は、病虫害の防除等において有効であるが、使い方によっては、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性がある。市においては、多くの施設で薬剤が使用されており、適正使用の徹底が望まれているところである。

そこで、市が率先して薬剤の適正使用を推進することにより、環境への負荷の低減を図り、人の健康と安全を確保するため、この基本指針を定める。

第2 対象範囲

1 施設等

- (1) 市が所有又は管理する建物及び土地
- (2) 市が所有又は管理する樹木及び草花等の植物
- (3) 市が事業者となる一般乗合旅客自動車及び鉄道車輛

2 薬剤の種類

- (1) 農薬
- (2) 殺虫剤
- (3) 殺そ剤
- (4) 消毒剤

第3 基本指針

1 農薬、殺虫剤及び殺そ剤の適正使用

病虫害等の生息状況に関らず、一律に薬剤を使用することは、特別な事情を除いては行わないこととする。

(1) 発生予防

日頃から、病虫害等が発生しにくい環境づくりに努めるものとする。

(2) 生息状況の確認

病虫害等の防除にあたっては、病虫害等の生息状況調査等により、その発生状況を把握するものとする。

(3) 薬剤を使用しない防除

(2)の結果、病虫害等の発生が確認され、防除が必要と判断された場合には、まず薬剤を使用しない防除方法を検討・実施するものとする。

(4) 薬剤の使用法

やむを得ず薬剤を使用する場合は、次の方法によるものとする。

特に、子ども、妊婦、病人等が多く利用又は使用する施設やその周辺で薬剤を使用する場合は、その必要性や周辺への影響について十分検討した上で行うものとする。

ア 使用にあたっては、まず、誘殺、塗布等、散布以外の方法を検討すること。

イ 次の適切な薬剤を使用すること。

(ア) 農薬は、使用対象の農作物等及び防除対象の病虫害等に適用がある登録農薬

(イ) 殺虫剤（衛生害虫用に限る。）及び殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品

ウ 使用方法及び使用上の注意事項を遵守すること。

エ 使用する区域及び薬剤量を必要最小限にとどめること。

オ 農薬は原則として混合して使用しないこと。

カ 食毒剤(毒餌剤)を使用する場合は、誤食・接触防止を図ること。

(5) 周辺への配慮と安全対策

やむを得ず薬剤を散布する場合は、次によるものとする。

特に、子ども、妊婦、病人等が多く利用又は使用する施設やその周辺で薬剤を散布する場合は、周辺への周知や安全対策について十分配慮した上で行うものとする。

ア 作業前後には、施設利用者及びその関係者、周辺住民等に対し、作業の目的・日時・方法、使用薬剤に係る事項、注意事項等を周知すること。

イ 薬剤の飛散防止に最大限配慮すること。

ウ 実施時期（曜日・時間帯を含む。）に配慮すること。

エ 必要に応じて、人が近づかない措置をとること。

なお、散布以外の方法を用いる場合も、必要に応じて上記によるものとする。

(6) 記録・保存

生息状況調査等の結果及び薬剤の使用状況を、記録及び保存すること。

(7) 業務委託

病虫害等の防除を業務委託により実施する場合には、上記のうち必要事項を仕様書に記載するとともに、業者と十分に打ち合わせること。

また、業者は農薬の適正使用の観点から、愛知県農薬管理指導士、防除指導員、農薬安全コンサルタント、緑の安全管理士、技術士（農業部門・植物保護）のいずれかの資格を有する者を防除責任者に置くように努力すること。

(8) 適用除外

シロアリの防除を目的とした殺虫剤については、(2)及び(3)の規定は適用しない。

2 消毒剤の適正使用

前項（(4)ア、ウ、エ及びカ並びに(5)から(7)に限る。）の規定を準用する。

3 マニュアルの策定

薬剤の適正使用に係る具体的事項について、別にマニュアルを策定するものとする。

4 研修等の実施

薬剤の適正使用を徹底するために、研修等を実施するものとする。

第4 適用除外

この基本指針は、緊急時に薬剤を使用する場合においては、適用しない。

附則

この基本指針は、平成20年1月7日から適用する。

附則

この基本指針は、平成２２年４月１日から適用する。

附則

この基本指針は、平成２５年１２月２５日から適用する。

建築物衛生指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「省令」という。）の規定に基づく特定建築物の維持管理等に関し、必要な指導事項を定めるものとする。

(防錆剤使用届)

第2条 省令第1条第1項第6号に規定する特定建築物維持管理権原者（以下「特定建築物維持管理権原者」という。）が、特定建築物内の飲料水に対して防錆剤の使用を開始する場合、その開始日から1月以内に、法第5条第1項に規定する特定建築物所有者等（以下「特定建築物所有者等」という。）は、防錆剤使用開始届（第1号様式）を提出するものとする。

2 特定建築物維持管理権原者が、防錆剤管理責任者の氏名若しくは住所を変更する場合又は防錆剤の種類若しくは注入方法を変更する場合、その変更日から1月以内に、特定建築物所有者等は、防錆剤使用変更届（第1号様式の2）を提出するものとする。

(特定建築物の維持管理等の基準)

第3条 特定建築物維持管理権原者は、次に定める基準により特定建築物の維持管理を行うものとする。

- (1) 温度、相対湿度、気流、一酸化炭素、二酸化炭素、浮遊粉じん量について、空気環境測定を2月以内ごとに1回実施すること。
- (2) 空気環境測定の実施結果が不適である場所について、原因の究明を行い必要に応じて改善の計画を策定し、対策実施に努めること。
- (3) 空気環境測定機器について、定期的に点検整備し、浮遊粉じん量の測定に使用される機器にあつては1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた者の校正を受けること。
- (4) 冷却塔に供給する水が井水や雨水等の場合、別表に示す水質検査項目を使用期間中、1年以内ごとに1回実施すること。
- (5) 冷却水の水管の清掃は、過酸化水素、塩素剤、有機系殺菌剤等を用いた化学的洗浄にて実施し、期間運用の冷却塔にあつては運転開始前に化学的洗浄を実施すること。

- (6) 冷却塔の運転中は、洗浄殺菌効果を維持させるために、殺菌剤及び水処理剤等を継続的に投入し、また、冷却塔と外気取入口や窓等との位置関係を調べるなど、冷却水の飛散による細菌感染等の健康被害が生じることの無いよう留意すること。
- (7) 冷却塔で散水される冷却塔水のレジオネラ属菌検査を1年以内ごとに1回実施すること。
- (8) 前号の検査の結果、レジオネラ属菌の値が 10^2 cfu/100mL以上検出された場合、菌数を減少させるため清掃・消毒等の対策を講じ、対策実施後に検出菌数が検出限界以下(10cfu/100mL未満)であることを確認すること。
- (9) 加湿装置に供給する補給水槽は1年以内ごとに1回定期的に清掃すること。
- (10) 加湿装置の使用開始時及び使用終了時に、水抜き及び清掃を実施すること。
- (11) 卓上用又は床置き式の加湿器のタンクの水は、毎日完全に換えるとともに、タンク内を清掃すること。
- (12) 冷凍機及びボイラー等の空気環境の維持に係る機器は、適切な維持管理を行い、良好な状態に保つこと。
- (13) 換気装置等(全熱交換器を含む。)を有する機器について、換気装置等の停止による外気量不足を生じないように、利用者へ正しい使用方法を周知すること。
- (14) 建築物内で使用されている吹付けアスベストに係る当面の対策について、適切に管理し、記録を保存すること。
- (15) 飲料水について、系統ごとに配水管末端付近にて、色、濁り、臭い及び味の検査を、7日以内ごとに1回、目視等により行うこと。
- (16) 中央式給湯設備(循環式を含む。)について、湯温を末端の給湯栓で 55°C 以上に保つこと。
- (17) ウォータークーラーは、1日1回使用前に通水し、水の色、濁り、臭い及び味について、目視等により異常がないことを確認すること。また、7日以内ごとに1回遊離残留塩素の含有率が 0.1mg/L 以上あることを確認し、1月以内ごとに1回冷却タンクの水抜き清掃を行うこと。
- (18) 貯水槽清掃の作業者について、常に健康状態に留意させるとともに、おおむね6月ごとに、赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌の有無に関する検便を実施させ、実施結果を確認すること。また、健康状態不良の者を作業に従事させないこと。
- (19) 雑用水は、誤飲・誤使用防止のため、使用箇所にステッカーやラベルなどで雑用水であることを表示し、定期的に表示の確認を行うこと。

- (20) 排水槽等排水に関する設備は、定期的に点検を行い、必要に応じ補修し、悪臭や蚊等の発生を防ぐこと。
 - (21) 廃棄物は、ねずみ等の侵入を防止するため、密閉区画された保管場所に整理、整頓し、清潔に保管すること。また、厨芥類については密閉保管すること。
 - (22) ねずみ等の防除を行うに当たっては、建築物において考えられる有効・適切な技術を組み合わせて利用しながら、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめるような方法で、有害生物を抑制し、その水準を維持する有害生物の管理対策である総合的有害生物管理の考え方を取り入れた防除体系に基づき実施すること。
- 2 特定建築物所有者等は、業務の進行管理を行うため、年間管理計画（環境衛生上の維持管理計画）を作成し、特定建築物の帳簿書類等として整備するものとする。

（立入検査等）

- 第4条 保健所長は、法第5条第1項の規定による届出が提出された場合、特定建築物の大規模な修繕等が実施された場合その他の法の施行に関し必要と認める場合、立入検査を行うものとする。
- 2 保健所長は、国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供する特定建築物についても、特定建築物所有者等からの了解が得られる場合は、前項の立入検査に準じて調査等を行うことができる。
- 3 特定建築物維持管理権原者は、前2項の立入検査等の際は、当該立入検査等が円滑に行われるよう協力するものとする。
- 4 保健所長は、第1項及び第2項の立入検査等の際は、第3条の規定等に留意して実施するとともに、必要に応じて科学的検査を実施する。
- 5 保健所長は、第1項及び第2項の立入検査等を実施した場合は、特定建築物所有者等に対し、必要に応じて特定建築物立入指導票（第2号様式。以下「指導票」という。）を交付する。この場合において、保健所長は、必要に応じて、指導票を交付し、又は次項の規定により立入検査等の結果について通知した特定建築物所有者等に対し、特定建築物改善（計画）報告書（第3号様式）を提出するよう求めるものとする。
- 6 保健所長は、特定建築物所有者等に対し、指導票に代えて、又は指導票とともに、第4号様式により特定建築物の立入検査等の結果について通知することができる。
- 7 保健所長は、第4項の規定により精密監視を行った場合は、必要に応じて第5号様式により特定建築物所有者等に対し、結果について通知することがで

きる。

- 8 保健所長は、法第4条第3項の規定に鑑み、共同住宅、地下街等の特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用する建築物についても、特定建築物に準じて指導するよう努めるものとする。

(報告等)

第5条 特定建築物所有者等は、毎年4月末日までに、前年度における特定建築物の維持管理について、特定建築物維持管理報告書(第6号様式)その他保健所長が必要と認める帳簿・書類等を保健所長へ提出するものとする。

- 2 特定建築物内において、人の健康を損ない、又は損なうおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適当な事態が生じた場合、特定建築物所有者等は、速やかに当該事態を保健所長へ報告するとともに、特定建築物維持管理権原者は必要な改善措置をとるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の建築物衛生指導要綱(以下「旧要綱」という。)及び建築物衛生事務処理規程の全部を改正する規程(平成23年3月16日付決裁)による改正前の建築物衛生事務処理規程(平成15年3月31日付決裁。以下「旧規程」という。)の規定に基づいて提出されている届出等は、この要綱による改正後の建築物衛生指導要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱及び旧規程に基づいて作成されている用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱及び旧規程の規定に基づいて提出されている届出等は、この要綱による改正後の建築物衛生指導要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱及び旧規程に基づいて作成されている用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱及び旧規程に基づいて作成されている用紙

は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月3日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱及び旧規程に基づいて作成されている用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

別表

検査の種類	水質検査項目
冷却塔に供給する水が、井水や雨水等の場合	一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物、pH 値、味、臭気、色度、濁度

第 1 号様式

防 錆 剤 使 用 開 始 届

年 月 日

(宛先) 名古屋市保健所長

所有者等 住所

氏名

(法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地、代表者の氏名)

※ 所有者等とは、原則特定建築物の所有者（ただし、所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）

下記のとおり、防錆剤の使用を開始します。

記

- 1 特定建築物の名称及び所在地
- 2 使用開始年月日
- 3 防錆剤管理責任者の氏名及び住所
- 4 防錆剤の種類 品質規格 第 種 号
- 5 防錆剤の注入方法
- 6 備考（郵送等により届け出る場合は記入すること）
担当者氏名：
担当者所属：
電 話 番 号：

(併せて提出する書類)

防錆剤管理責任者については、それを証する書類の写し
備 考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

防 錆 剤 使 用 変 更 届

年 月 日

(宛先) 名古屋市保健所長

所有者等 住所

氏名

(法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地、代表者の氏名)

※所有者等とは、原則特定建築物の所有者（ただし、所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）

下記のとおり、防錆剤の使用を変更します。

記

1 特定建築物の名称及び所在地

2 変更した年月日

3 変更した事項（防錆剤管理責任者の氏名 ・ 防錆剤管理責任者の住所 ・ 防錆剤の種類 ・ 防錆剤の注入方法）
変更前

変更後

4 変更した理由

5 備考（郵送等で届け出る場合は記入すること）

担当者氏名：

担当者所属：

電話番号：

（併せて提出する書類）

防錆剤管理責任者の変更については、それを証する書類の写し
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

特定建築物立入指導票

特定建築物所有者等様

特定建築物の名称

特定建築物の所在地

立入検査結果

項 目	指 導 事 項
1 空 気 環 境 管 理	
2 飲 料 水 管 理	
3 雑 用 水 管 理	
4 排 水 管 理	
5 清 掃 管 理	
6 ね ず み 等 の 防 除	
7 帳 簿 等 の 管 理	
(特記事項)	

上記の◎印の指導事項については、1月以内に特定建築物改善（計画）報告書を提出してください。

年 月 日

名古屋市保健所 保健センター 環境衛生監視員

特定建築物立入指導票

特定建築物所有者等 _____ 様

特定建築物の名称 _____

特定建築物の所在地 _____

立入検査結果

項 目	指 導 事 項
1 空 気 環 境 管 理	
2 飲 料 水 管 理	
3 雑 用 水 管 理	
4 排 水 管 理	
5 清 掃 管 理	
6 ね ず み 等 の 防 除	
7 帳 簿 等 の 管 理	
(特記事項)	

上記の◎印の指導事項については、1月以内に特定建築物改善（計画）報告書を提出してください。

年 月 日

名古屋市保健所 保健センター 環境衛生監視員

特定建築物改善（計画）報告書

年 月 日

（宛先）名古屋市保健所長

所有者等 住 所
氏 名

（法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地、代表者の氏名）

※所有者等とは、原則特定建築物の所有者（ただし、所有者以外に当該特定建築物
の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）

立入検査時の指導事項については、下記のとおり $\left\{ \begin{array}{l} \text{改善した} \\ \text{改善する} \end{array} \right\}$ ので報告しま
す。

記

名 称		保健センター 立入検査年月日	年 月 日
-----	--	-------------------	-------

指導事項	改善方法及び改善（計画）年月日

担当者氏名（
担当者所属（
電話番号（

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

様

名古屋市保健所長

特定建築物立入検査結果について

年 月 日に行いました立入検査の結果については、下記のとおりでしたので通知します。

記

1 特定建築物の名称及び所在地

2 立入検査結果

項 目		指 導 事 項
1	空 気 環 境 管 理	
2	飲 料 水 管 理	
3	雑 用 水 管 理	
4	排 水 管 理	
5	清 掃 管 理	
6	ね ず み 等 の 防 除	
7	帳 簿 等 の 管 理	
(その他)		
立入検査者	名古屋市保健所 保健センター 環境衛生監視員	

上記の◎印の指導事項については、1月以内に特定建築物改善（計画）報告書を提出してください。

特定建築物精密監視結果通知書

年 月 日

様

名古屋市保健所長

立入検査の結果については、下記のとおりでしたので通知します。

記

1 特定建築物の名称及び所在地

2 立入年月日

3 精密監視結果

(1) 測定項目

項目	測定	項目	測定	項目	測定
浮遊粉じん量		気流			
一酸化炭素含有率		温度			
二酸化炭素含有率		相対湿度			

※ 「測定」欄は、測定した項目に○印を付ける。

(2) 測定結果

4 その他

特定建築物維持管理報告書（ 年度分）

年 月 日 提出

特 定 建 築 物	名 称			
	所在地			
特定建築物所有者等 (届 出 者)	氏 名			
	住 所			
管 理 技 術 者	氏 名		免 状 番 号	第 号
立 入 時 の 連 絡 先	会 社 名	所 属 ・ 職 名	氏 名	電 話

空 気 環 境 管 理	設 備 の 種 類	1. 空調設備 2. 機械換気設備 3. そ の 他							
	空 気 環 境 の 測 定	年間測定回数	回／年		測定地点数	地点	1日の測定回数	回／日	
		測定項目 (温熱条件)	延べ 測定回数	延べ 不適合回数	不適合率 (%)	測定項目 (汚染条件)	延べ 測定地点数	延べ 不適合地点数	不適合率 (%)
		温 度				浮遊粉じん量			
		相 対 湿 度				一酸化炭素			
		気 流				二酸化炭素			
		ホルムアルデヒド	測定地点数		不適合地点数		不適合率 (%)		
	冷 却 塔	1. 有 2. 無	冷却塔の使用期間中の点検回数			回／月	冷却塔の清掃回数	回／年	
		冷却水の水源	1. 市水道水 2. 専用水道 3. その他 () 16項目の水質検査： 月 日)						
		冷却水の使用期間中の点検回数		回／月		冷 却 水 の 水 管 の 清 掃 回 数		回／年	
		冷却水の水管の清掃薬剤の種類				冷却水のレジオネラ属菌検査の有無		1. 有 2. 無	
		空調設備の排水受け		使用期間中の点検回数		回／月	清掃を実施した場合	回／年	
加湿装置	1. 有 2. 無	使用期間中の点検回数		回／月	清 掃 回 数	回／年			

飲 料 水 管 理	飲料水の水源	1. 市水道水 2. 専用水道 3. 井水 4. その他 ()						
	給 水 方 式	1. 市水道直結 2. 受水槽方式						
	水 質 検 査	眼視等の検査 及 残留塩素の測定	飲料水			中央式給湯水 (残留塩素の測定は末端給水栓で55度以下の場合)		
			検査の種類	実施回数	異常・不適の有無 (1回でもあれば有)	検査の種類	実施回数	異常・不適の有無 (1回でもあれば有)
			眼視等の検査	回／週	1. 有 2. 無	眼視等の検査	回／週	1. 有 2. 無
			残留塩素の測定	回／週	1. 有 2. 無	残留塩素の測定	回／週	1. 有 2. 無
		飲料水の 供給に係る 水 質 検 査	飲料水			中央式給湯水		
			検査項目	検査年月日	検査結果	検査項目	検査年月日	検査結果
	1. 16項目 2. 11項目		・ ・	1. 適 2. 不適	1. 16項目 2. 11項目	・ ・	1. 適 2. 不適	
	1. 16項目 2. 11項目		・ ・	1. 適 2. 不適	1. 16項目 2. 11項目	・ ・	1. 適 2. 不適	
		消毒副生成物	・ ・	1. 適 2. 不適	消毒副生成物	・ ・	1. 適 2. 不適	
	防 錆 剤	添加の有無	1. 有(商品名及び主成分：) 2. 無					
防錆剤濃度検査		検 査 回 数	回／年	防 錆 剤 濃 度	～ m g / L			

飲料水管理	貯水(湯)槽の清掃	貯水(湯)槽の種類	清掃年月日	貯水(湯)槽の種類	清掃年月日
			・ ・		・ ・
			・ ・		・ ・

雑用水管理	雑用水の水源	1. 市水道水・専用水道 2. 井水 3. 再利用水 4. その他（					
-------	--------	---	--	--	--	--	--

排水(清掃)管理	排水槽の種類	清掃年月日	排水槽の種類	清掃年月日	排水設備の種類	清掃年月日
		・ ・		・ ・	排水ポンプ	・ ・
		・ ・		・ ・	流入管 排水管	・ ・

定期清掃 (大掃除)	清掃区分	清掃年月日	清掃区分	清掃年月日	清掃区分	清掃年月日
	建物一般	・ ・	ゴミ集積場	・ ・		・ ・

ねずみ・昆虫等 生息調査	ねずみ・昆虫等種類	生息調査回数	実施者 () 内は委託先	生息調査結果 (有、無)	ねずみ・昆虫等種類	生息調査回数	実施者 () 内は委託先	生息調査結果 (有、無)
		回/年	1. 自主 2. 委託 ()	1. 有 2. 無		回/年	1. 自主 2. 委託 ()	1. 有 2. 無
		回/年	1. 自主 2. 委託 ()	1. 有 2. 無		回/年	1. 自主 2. 委託 ()	1. 有 2. 無

ねずみ・昆虫等 駆除	ねずみ・昆虫等種類	駆 除 状 況	駆除回数	薬剤を使用している場合		
				使用薬剤	薬剤使用状況	利用者への周知の実施
		1. 生息無のため駆除未実施 2. 薬剤を使用せず駆除実施 3. 薬剤を使用	回/年		1. 生息が確認された場所のみ使用 2. 上記及び発生しやすい場所で使用 3. 施設全体で一律的に使用	1. 実施 2. 未実施
		1. 生息無のため駆除未実施 2. 薬剤を使用せず駆除実施 3. 薬剤を使用	回/年		1. 生息が確認された場所のみ使用 2. 上記及び発生しやすい場所で使用 3. 施設全体で一律的に使用	1. 実施 2. 未実施
		1. 生息無のため駆除未実施 2. 薬剤を使用せず駆除実施 3. 薬剤を使用	回/年		1. 生息が確認された場所のみ使用 2. 上記及び発生しやすい場所で使用 3. 施設全体で一律的に使用	1. 実施 2. 未実施
		1. 生息無のため駆除未実施 2. 薬剤を使用せず駆除実施 3. 薬剤を使用	回/年		1. 生息が確認された場所のみ使用 2. 上記及び発生しやすい場所で使用 3. 施設全体で一律的に使用	1. 実施 2. 未実施

吹き付けアスベスト	1. 有 (箇所名) 2. 無	有の場合の措置
-----------	------------------	---------

検査結果が不適であった場合、その項目と改善措置を記入してください。

障害を理由とする差別の解消の推進 に関する名古屋市職員対応要領

名 古 屋 市

はじめに

平成28年4月1日から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が施行されます。

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

この対応要領は、同法に基づき、市職員が障害のある方に対し、不当な差別的取扱いをしないこと、また必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方などを記載しており、職務遂行上の基本的な規範となるものです。

日々の職務遂行にあたっては、この対応要領を遵守し、障害に対する理解と障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めるとともに、組織全体で差別の解消に取り組んでいかなければなりません。

私たち市職員一人ひとりが、法の趣旨を理解し、差別のない社会の実現に向けた責務を担うという意識を持ち、率先して取り組みを進めることが、名古屋市における障害者差別の解消につながります。名古屋市が障害の有無にかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちとなるように、法の趣旨の実現に向けて取り組んでいきましょう。

名古屋市長 河村たかし

目 次

第1章 総論	1
1 趣旨	1
2 対応要領の対象	1
3 法の背景と基本的な考え方	2
4 法の対象となる障害者	5
第2章 障害を理由とする差別	6
1 不当な差別的取扱いの禁止	7
2 合理的配慮の提供	9
・ 障害種別の特性について	20
第3章 市民からの相談	26
第4章 研修・啓発	27
第5章 附則	27
・ 参考情報	28

第1章 総論

1 趣旨

この対応要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法。以下「法」という。）第10条第1項に基づき、市職員が、法の趣旨を理解し、障害のある方に対して、適切に対応するための基本的事項を定めるものです。対応要領は、服務規律の一環として定められるものであり、市職員はこれを遵守しなければなりません。

2 対応要領の対象

(1) 対象となる職員

この対応要領の対象となるのは、原則として、いわゆる常勤の特別職職員及び一般職職員（臨時的任用職員を含む。「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」第2条第1号に規定する職員と同じ。）と「名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」別表第3に掲げる職員（但し、報酬を支給されない者を除く。）です。

このうち、地方公営企業（上下水道局、交通局及び病院局）については、法上は、「事業者」として扱うことが適当であるとされており、各事業の主務大臣が定める対応指針とともに、この対応要領に沿った適切な対応が必要となります。

なお、地方独立行政法人である公立大学法人名古屋市立大学については、個別に対応要領を作成するため、その職員は、この対応要領の対象から除外されます。

(2) 受託業者等

事務の処理等を委託（指定管理者に公の施設の管理運営を行わせること及び事業者と共同で事業を行うことを含む。）するとき又は公の施設を民営化するときは、受託業者等が、当該事業の主務大臣が定める対応指針に則って、法に適切に対応するとともに、委託等の業務に従事する職員が、この対応要領に準じて、適切な対応を行えるよう、必要な措置を講じるものとします。

3 法の背景と基本的な考え方

(1) 障害者制度改革

平成 18 年、国連において、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」（以下「権利条約」という。）が採択されました。

我が国では、平成 19 年に権利条約に署名し、以来、「障害者基本法」の改正や、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行など、様々な法整備を進め、一連の取り組みの成果を踏まえて、平成 26 年 1 月、同条約を批准しました。今後は、権利条約の実施状況を定期的に国連に報告し、審査を受けることになります。

～ 障害者制度改革の歩み（略譜） ～

平成 16 年 6 月	「障害者基本法」改正：障害者差別禁止の基本的理念を明示
平成 18 年 12 月	国連において「権利条約」採択
平成 19 年 9 月	「権利条約」署名
平成 23 年 8 月	「障害者基本法」改正：障害者差別禁止の基本原則を規定
平成 24 年 10 月	「障害者虐待防止法」施行
平成 25 年 4 月	「障害者総合支援法」施行（一部平成 26 年 4 月施行）
平成 25 年 6 月	「障害者差別解消法」の制定
平成 26 年 1 月	「権利条約」批准
平成 28 年 4 月	「障害者差別解消法」の施行

(2) 障害者差別禁止の基本原則

権利条約は第 2 条において、『障害に基づく差別』とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。」と定義しています。

我が国においては、平成 16 年の障害者基本法の改正において、障害者に対する差別の禁止が基本的理念として明示されました。さらに、平成 23 年の同法改正の際には、権利条約の趣旨を踏まえ、同法第 2 条第 2 号において、社会的障壁について「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されるとともに、基本原則として、同法第 4 条第 1 項に、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」こと、また、同条第 2 項に、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」ことが規定されました。

そして、平成 25 年 6 月、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、差別の禁止の基本原則を具体化するものとして、法が制定されました。（施行は平成 28 年 4 月）

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(3) 法の基本的な考え方

障害者基本法が目指す「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。

このため、法は、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取り組みを求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。

(4) 行政機関等の義務

法は、第 7 条において、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の不提供の禁止を行政機関等の法的義務として定めています。

本市では、「障害のある人もない人も共に生きる社会」の実現を目指し、市職員が率先して障害や障害者の理解を深めるため、平成 20 年度から「意識のバリアフリー行動宣言」を進めてきましたが、法の施行により、法的にも、各職場において、障害や障害者に配慮した対応が求められることとなります。

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

4 法の対象となる障害者

法の対象となる障害者は、障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者、すなわち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。

これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものであるとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえています。したがって、法が対象とする障害者は、障害者手帳（身体障害者手帳・愛護手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳）の所持者に限りません。

なお、市が事業主としての立場で労働者である障害者（障害のある職員）に対して行う差別解消のための措置は、法とは別途、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）及び地方公務員法の定めるところによるものとされています。

■本市の障害者施策

- 本市では、障害者基本法に基づき、平成 16 年 4 月に、平成 25 年度までの 10 年間の計画期間とする「名古屋市障害者基本計画」を策定し、障害者福祉の総合的・体系的な推進を図ってきました。
- 平成 26 年 3 月には、計画策定以降の障害者をとりまく環境の変化などを踏まえ、新たに「名古屋市障害者基本計画（第 3 次）」を策定し、「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」の実現を目指して、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努めています。

第2章 障害を理由とする差別

市職員は、法第7条第1項の規定のとおり、事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはなりません。また、法第7条第2項の規定のとおり、事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければなりません。

ここでは、その基本的な考え方と具体例を示していますが、何を差別と感じるかは、対応の仕方によっても左右されることがあり、また、来庁される方の障害の有無や種別は、必ずしも明確ではありません。市民サービスにおいては、常に障害のある方も含まれていることを念頭に置き、丁寧で分かりやすい対応に心がけるとともに、相手の立場に立って、個別の状況に応じた配慮を行うことが重要です。

■個人的な思想や言論は法の対象外

法は、行政機関や事業者を対象にしており、一般私人の行為や、個人の思想、言論は、法による規制にはなじまないと考えられることから、対象にしていません。

しかし、法第4条では、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めることが国民の責務とされており、市職員として、率先して法の趣旨の実現に向けて取り組まなければなりません。

■行政機関等と事業者の義務

行政機関等においては、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の不提供の禁止」が法的義務とされていますが、民間事業者においては、前者は法的義務、後者は努力義務とされています。

1 不当な差別的取扱いの禁止

(1) 基本的な考え方

ア 不当な差別的取扱いとは

- 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止しています。
- なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではありません。したがって、次のようなことは、不当な差別的取扱いには当たりません。
 - ・ 障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）
 - ・ 合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い
 - ・ 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認すること

イ 正当な理由の判断の視点

- 正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いには当たりません。正当な理由に相当するのは、その取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。
- 正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者や第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び本市の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。
- 正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めます。

(2) 不当な差別的取扱いとなりうる事例

- ・ 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- ・ 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- ・ 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- ・ 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- ・ 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

なお、ここに記載された事例はあくまで例示であり、ここに記載されていないものが差別ではないということではありません。また、記載された事例であっても、差別に当たるかどうかは、個別の事案ごとに判断する必要があり、客観的に見て正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに当たらないこともあります。

2 合理的配慮の提供

(1) 基本的な考え方

ア 合理的配慮とは

- 権利条約第 2 条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。
- 法は、権利条約における定義を踏まえ、行政機関等がその事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。
- 合理的配慮は、事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要があります。
- 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものです。当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、「エ 過重な負担の判断の視点」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の話し合いによる相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要があります。また、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものです。
- 合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等にも配慮する必要があります。

イ 意思の表明について

- 意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などの手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられます。
- 本人の意思表示が困難な場合には、家族や介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含みます。

- 意思の表明がない場合であっても、社会的障壁の除去を必要としていることが明白であるならば、適切と思われる配慮の提供を申し出るなど、自主的な取り組みに努めます。

ウ 環境整備との関係

- 法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしています。環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれます。
- 障害者差別の解消のための取組は、このような環境整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要であり、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等、環境の整備の施策を着実に進めることが必要です。
- 合理的配慮は、このような環境整備を基礎として、個々の障害者に対し、個別の状況に応じて実施される措置であることから、環境整備の状況により、合理的配慮の内容は異なります。
- 合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合や、当該障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、不特定多数の障害者を対象とした環境整備を考慮に入れることも重要です。

エ 過重な負担の判断の視点

- 過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、次の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。
 - ・ 事務や事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
 - ・ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - ・ 費用や負担の程度
- 過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めます。

(2) 合理的配慮として考えられる事例

ここでは、障害の特性に応じて、一般的に考えられる事例を記載していますが、既述のとおり、合理的配慮は、障害の特性や具体的な状況に応じて異なり、個別性の高いものであるため、記載された事例について、一律に実施することを求めるものではありません。また、記載された事例の他にも、個別の状況に応じて、合理的配慮が必要な場合があります。

それぞれの障害や疾病の中でも個々の様子は様々であり、例えば、「視覚障害」といっても、見え方の困難さはそれぞれ違い、多様な見えにくさがあります。対応に迷った際には、相手の方にどのようにすべきかを確認し、個別の状況に応じた対応に努めるよう配慮します。対応が困難な場合にも、何か手立てはないかということを経手の方と共に考える姿勢が大切です。

ア 窓口など

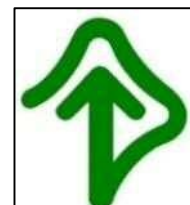
主な対象	事 例
全ての障害	・ 本人の希望により代筆した場合は、本人に内容を確認してもらう。(視覚障害の場合は、代読して確認する。この際、個人情報に関わる事項については、周囲に聞こえないよう留意する。)
	・ 来庁が困難な方について、申請等で可能なものは、郵送やメール等で受付できるように努める。
視 覚 障 害	・ 案内や説明をするときは、「こちら」「そこ」といった指示語や「黄色の用紙」といった視覚情報を表す言葉を避ける。場所は「30センチ右」「2歩前」、物は「〇〇の申請書」など具体的に説明する。
	・ 書面は必要や希望に応じて読み上げて説明する。この際、個人情報に関わる事項については、周囲に聞こえないよう留意する。
	・ 応対中に席を外す場合や、席に戻った際には声をかける。
	・ 申請等で可能なものは、点字文書やメール等で受付できるように努める。

主な対象	事 例
聴 覚 障 害	・ 耳マーク*1 を窓口に設置し、本人の意向を確認して筆談など*2 で対応する。
	・ 筆談の際は、読み書きが困難な聴覚障害者がいることに留意し、本人の言語能力に合わせて、理解を確認しながら書く。
	・ ゆっくり、はっきり口元がわかるように話す。
	・ 残存聴力を有し補聴器や人工内耳を使用している場合は、聞こえの状況を確認しながら話す。
	・ 聞き取りにくかった場合は、推測せず、聞き返す、紙に書いてもらうなど、本人の意思を確認する。
言 語 障 害	・ 本人の意向を確認して筆談で対応する。
	・ ゆっくり、はっきり、短くわかりやすい言葉で話す。
	・ 依頼することは順番に1つずつ話す。
	・ 特に重要なことや、日時・金額などの数字はメモに書いて渡す。
	・ 理解されにくいときは、図や身振りなどを交えて話す。
内 部 障 害 難 病	・ 聞き取りにくかった場合は、推測せず、聞き返す、紙に書いてもらうなど、本人の意思を確認する。
	・ 体調に配慮し、必要に応じて、いす等のあるところに案内して、職員が窓口から出て対応する。
知 的 障 害	・ 穏やかな口調で、ゆっくり、丁寧に話す。
	・ 短くわかりやすい言葉で、できるだけ具体的に話す。
	・ 依頼することは順番に1つずつ、理解を確認しながら話す。
	・ 特に重要なことはメモに書いて渡す。
精 神 障 害	・ 不安を感じさせないよう、穏やかな口調で話す。
	・ できるだけ静かな場所で話を聞くよう努める。
発 達 障 害	・ 穏やかな口調で、ゆっくり、丁寧に話す。
	・ 短くわかりやすい言葉で、できるだけ具体的に話す。
	・ 依頼することは順番に1つずつ話す。
	・ 特に重要なことはメモに書いて渡す。
	・ できるだけ静かな場所で話を聞くよう努める。

主な対象	事 例
高次脳機能 障 害	・ 短くわかりやすい言葉で、できるだけ具体的に話す。
	・ 依頼することは順番に1つずつ話す。
	・ 特に重要なことはメモに書いて渡す。

※ 1 耳マーク

聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るために制定されたもので、耳が不自由であることを表示し、協力を求めることを表す。また、受付等に掲示し、筆談などに応じることを知らせ、聴覚障害者がより安心して問い合わせができるよう配慮する。



※ 2 聴覚障害者のコミュニケーション手段

筆	談	紙などを書いて伝える。
口	話	相手の口（唇）の動きを読み取って、話の内容を理解する。
手	話	手の形や動作等によって表現される。本来は独自の語彙や文法体系を持つ“言語”である。

（その他、情報提供手段として、「手話通訳」と「要約筆記（話の内容を手書き又はパソコンを用いて、要約してその場で伝える。）」がある。）

◇ 庁内の物理的環境に関する配慮の例

事 例
・ 入口からの動線に配慮し、通路等に障害物を置かない。
・ 誘導用ブロックに障害物を置かない。
・ 障害者用駐車場は目的外の利用がされないよう注意を促す。
・ 休憩用のいす等を用意する。
・ 車いす利用者に配慮した記載台や机等を用意する。
・ 文字だけでなく絵や図なども用いた分かりやすい案内表示に努める。
・ 緊急時を含む館内放送を行う場合は、掲示板やホワイトボード等を活用し音声以外での情報提供に配慮する。

<参考>法において、不特定多数の障害者を想定して行われる施設のバリアフリー化は、個々の障害者を対象として行われる合理的配慮を的確に行うための環境整備として、別途、行政機関等に努力義務が課せられており、市として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」等に基づき、引き続き推進していくこととしています。

イ 印刷物など

主な対象	事 例
視 覚 障 害	文字の大きさや配色など^{*3}に配慮する。
	図や表には説明書きをつける。(本文に図や表の要旨を入れ、本文を読むだけで理解できるとよい。)
	特定の人を対象とする場合は、点字版や拡大版など^{*4}の希望を事前に確認して対応する。
	不特定多数の人を対象とする場合は、点字版や拡大版など^{*4}の申し出があった場合は、対応する。即時の対応が困難な場合は、本人の意思を確認し、他の手段^{*4}も含めて検討する。
	郵便物を送付する際は、希望に応じて、封筒に差出課等を点字でも記載する(点字シールを貼る)。
	インターネットを通じて情報提供する場合は、音声読上げソフトに対応したホームページを作成するよう留意する。PDF ファイルを掲載する場合は、文字情報の入った PDF ファイルを掲載する、テキスト形式のファイルを併せて掲載するなど配慮する。
聴 覚 障 害	問い合わせ先として、ファックス番号を記載する。必要に応じてメールアドレスを併記するように努める。
	広報用ビデオや DVD 等を作成する場合、インターネット動画を通じて情報提供する場合は、必要に応じて字幕やテロップを付けるなど音声以外での情報提供に配慮する。
知的障害 発達障害	印刷物の内容や対象者等により、必要に応じて、難しい漢字にはルビをつけたり、絵や図を使ったりして、理解しやすい表現に配慮する。
	やさしい日本語の使用に留意する。

※ 3 配色の配慮の例（「印刷物ガイドライン」（巻末：参考情報））

- ・ 代表的な例では、赤系統と緑系統の色の区別がつきにくい方がいる。色の組み合わせに注意し、「暖色系と寒色系」「明るい色と暗い色」を対比させると識別しやすい。
- ・ また、色だけに頼ったデザインは、弱視や色覚障害の方には理解できない場合がある。下線やドットを入れるなど、色以外の情報を付加すると識別しやすくなる。

（例 1）赤字と下線で強調

（例 2）

※ 4 視覚障害者の情報提供手段

点 字 版	点字を読むことができる方に有効。
拡大版	主に弱視の方に有効。拡大コピー・拡大印刷したものを用意する。
音声版	文字情報が録音された音声テープやCD等を用意する。
テキストファイル	音声読み上げソフトで活用できるよう、情報をテキストファイルで提供する。
音声コード （SPコード）	視覚障害者用活字文書読み上げ装置*で読み取ることができる音声コード（文字情報をデジタル情報に変換した二次元コード）を紙面に添付する。 *本市に給付申請された視覚障害者に対して給付されているほか、各区役所の福祉課にも備え付けられている。

ウ 会議など

(ア) 資料その他の準備など

主な対象	事 例
全ての障害	・ 障害や疾病の態様は様々であるため、必要な配慮について事前に確認し、対応する。
視覚障害	・ 資料は、点字版や拡大版など*4の希望を確認し、事前に送付する。 ・ 最寄り駅又は駐車場からの動線を考慮し、本人の意向を確認して、必要があれば当日の案内役等を用意する。
聴覚障害	・ 手話通訳や要約筆記の希望を確認し、対応する。 ・ 資料は事前に送付する。(手話通訳者や要約筆記者にも事前に送付する。) ・ 議事録を送付する。
言語障害 高次脳機能障害	・ 資料は事前に送付する。(支援者がいる場合は支援者にも事前に送付する。)
肢体不自由	・ 最寄り駅又は駐車場からの動線を考慮し、本人の意向を確認して、必要があれば当日の案内役等を用意する。
知的障害 発達障害	・ 資料は、希望を確認してルビをふり、事前に送付する。(支援者がいる場合は支援者にも事前に送付する。) ・ 事前に説明の機会を設けることが望ましい。
難病	・ 会話や意思伝達が困難な方等について、支援者がいる場合は、支援者にも資料を用意する。

(イ) 会場など

主な対象	事 例
視 覚 障 害	・ 席に案内した際、配席など会場内の状況を説明する。
	・ 床のコードやケーブルはカバーし、余分な机等を片付けるなど、会場内の移動の妨げにならないように配慮する。
	・ 出席者の状況により、必要に応じて、照明やカーテンの開閉など部屋の明るさを調整する。
聴 覚 障 害	・ 手話通訳や要約筆記が見えやすい席を配慮する。
	・ できるだけマイクを使用し、スピーカーの位置に配慮する。
	・ 出席者の希望等により、必要に応じて、補聴援助システム（磁気ループ※5）を導入する。
言 語 障 害 高次脳機能障害	・ 必要に応じて支援者の席を用意する。
肢体不自由 内 部 障 害 難 病	・ 入り口からの動線など、席の位置に配慮する。
	・ 床のコードやケーブルはカバーし、余分な机等を片付けるなど、会場内の移動の妨げにならないように配慮する。
	・ 必要に応じて車いす利用者や支援者の席を用意する。
知 的 障 害	・ 必要に応じて支援者の席を用意する。
精 神 障 害 発 達 障 害	・ 不安を感じさせないよう、配席等に配慮する。

※ 5 磁気ループ

音・声に応じて変化する磁力線を発生するループコイルに誘導コイルを感应させ、増幅して音・声を聞く方法。ループアンテナを会場内に設置し、補聴器の聞こえを補助する仕組み。

<参考> T付き耳マーク

磁気ループ設置場所及び対応機器を示すマーク



(ウ) 進行など

主な対象	事 例
全 て の 障 害	・ 長時間にわたる場合は、休憩をはさむ、休憩場所を用意するなど、負担を軽減するよう配慮する。
	・ 体調等に応じ、途中離席が可能であることを予め周知する。
	・ 最初に進行予定を示し、時間の見通しが分かるようにする。
視 覚 障 害	・ スクリーンや映像をやむを得ず使用する場合は、始めにその旨を断り、説明はわかりやすく、内容を省略せずに行う。
	・ 点字資料の場合は、ページの番号が違うので、説明に留意する。
視 覚 障 害 聴 覚 障 害 言 語 障 害 知 的 障 害 発 達 障 害 高次脳機能障害	・ 進行役は、出席者に対し、できるだけ簡潔に、分かりやすい言葉で発言するよう求める。
	・ 進行役は、出席者の発言を整理し、審議事項を明確にしながら議事を進める。
	・ 進行役は、発言が重なることや、あまりにも議論の展開が速まらないように留意する（手話通訳・要約筆記も意識する）。
	・ 出席者は、説明や発言の際は早口にならないよう留意する（手話通訳・要約筆記も意識する。通常の速さでよい）。

エ イベントなど

主な対象	事 例
全ての障害	・ 多機能トイレ等の設備について案内表示をする。 ・ 休憩所（スペース）や救護所の設置に努める。
視 覚 障 害	・ 事前申込制の講演会や講座等では、参加申込書等で、点字版や拡大版など*4の資料の希望を確認し、対応する。 ・ 不特定多数の人を対象とする講演会等で、事前に点字版や拡大版など*4の資料の希望があった場合は、対応する。事前広報を通じて、事前に申し出る機会を設けることが望ましい。 ・ 事前広報は、活字媒体だけでなく、インターネットの活用等、幅広い手段で行う。 ・ 不特定多数の人を対象とするイベント等では、その内容や対象者等により、必要に応じて点字版や拡大版など*4の資料等を準備するように努める。
聴 覚 障 害	・ 事前申込制の講演会や講座等では、参加申込書等で、手話通訳や要約筆記の希望を確認し、対応する。 ・ 不特定多数の人を対象とする講演会等で、事前に手話通訳や要約筆記の希望があった場合は、対応する。事前広報を通じて、事前に申し出る機会を設けることが望ましい。 ・ 会場内の案内は、電光掲示板やホワイトボードの活用、文書の配布等により、音声以外での情報提供に配慮する。 ・ 不特定多数の人を対象とするイベント等では、その内容や対象者等により、必要に応じて、手話通訳や要約筆記の対応を行うよう努める。
肢体不自由	・ 受付の配置やパネル展示等は、車いす利用者にも配慮して行う。 ・ 講演会等では車いす利用者や同伴者（支援者）用のスペースを確保する。
知的障害 発達障害	・ 会場内地図の配布や案内所の設置、動線の表示等、会場内の配置や利用方法を分かりやすくするよう努める。 ・ 講演会等では静かで落ち着ける場所（部屋）の設置に努める。
難 病	・ 難病患者の方の参加が多数見込まれる場合は、休憩所（スペース）を十分確保するとともに、救護所を設置し、医療・看護スタッフを配置するよう努める。

■障害種別の特性について

ここでは、基本的な内容を記載しています。障害種別の特性と、障害者が実際に体験した事例等をもとに適切な接遇対応の例を紹介した冊子「こんなときどうする？ 障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック」（巻末：参考情報）も併せて活用してください。

1 視覚障害

視覚障害といっても、見え方は様々である。全く見えない（全盲）、眼鏡等で矯正しても視力が弱い（弱視（ロービジョン））、見える範囲が狭い（視野狭窄（しやきょうさく））、特定の色が区別できない（色覚障害）、まぶしくて見づらいなどの方がいる。先天性か、病気や事故による中途障害かによっても、障害の内容には個人差がある。

<主な特徴>

- ・ 保有視力や聴覚、触覚などから情報を得ている
- ・ 視覚の活用による言葉の習得に課題があることにより読み書きが困難な方もいる
- ・ 慣れていない場所では一人で移動することが難しい方もいる

2 聴覚障害

聴覚障害といっても、聞こえ方は様々である。全く聞こえない、聞こえにくい、片方の耳がよく聞こえないなどの方がいる。また、言語障害を伴う方とほとんど伴わない方がいる。先天性か、病気や事故による中途障害かによっても、障害の内容には個人差がある。外見からは障害のあることが分かりにくく、周囲に気づいてもらえないことも多い。

<主な特徴>

- ・ 視覚や残存聴力などから情報を得ている
- ・ 聴覚の活用による言葉の習得に課題があることにより読み書きが苦手な方もいる
- ・ 声に出して話せても、聞こえているとは限らない
- ・ 補聴器をつけていても、明瞭に聞こえているとは限らない

※ 視覚と聴覚の重複障害（盲ろう）

全く見えず聞こえない「全盲ろう」、見えにくく聞こえない「弱視ろう」、全く見えず聞こえにくい「盲難聴」、見えにくく聞こえにくい「弱視難聴」の方がいる。障害の状態や程度、原因、成育歴等により、コミュニケーション手段は異なり、支援方法も異なる。障害の状態や程度に応じて視覚障害や聴覚障害の方と同じ対応が可能な場合もある。手書き文字や触手話、指点字などを利用する方もいる。

3 言語障害（音声機能障害・言語機能障害）

音声機能障害は、咽頭等音声を発する器官に障害があるため、音声や発音、話し方に障害があることをいう。言語機能障害は、言葉の理解や表現に障害があることをいい、先天的な聴覚障害のために発話習得が不十分な場合や、脳血管障害等による失語症等、様々なケースがあり、障害の内容には個人差がある。外見からは障害のあることが分かりにくく、周囲の理解を得づらいことがある。

<主な特徴>

- ・発声機能を喪失した方の中には、食道発声法や電動式人工咽頭等を使用して会話をする方もいる
- ・失語症の方は一見、滑らかに話をしていても、言い間違いや聞き間違いをすることがあり、また、複雑な内容や長い文章は理解することが難しいことがある

4 肢体不自由

手や足、胴の部分に障害があることをいう。歩行、座位や立位の姿勢保持、物の持ち運び等に支障があり、多くの方が杖や装具、車いすなどを使用している。脳性マヒで意思とは関係なく身体が動く不随意運動を伴う方もいる。障害の程度は個人差があり、複数の障害が合併していることもある。

<主な特徴>

- ・移動に制約のある方、文字の記入が困難な方もいる
- ・話すことが困難で、自分の意思を伝えにくい方もいる
- ・体温調節が困難な方もいる

5 内部障害

病気等により内臓の働きが弱くなったり、損なわれたりする機能の障害、ヒト免疫不全ウィルス（HIV）による免疫機能の障害がある。外見からは障害のあることが分かりにくく、周囲の理解を得づらいことがある。

※ 主な内部障害

心臓機能障害	不整脈、狭心症、心筋症等のために心臓機能が低下した障害で、動悸、息切れ、疲れやすいなどの症状がある。ペースメーカーを体内に埋め込んでいる方もいる。
腎臓機能障害	腎機能が低下した障害で、人工透析治療を受けている方もいる。定期的に一定の時間をかけて受ける必要があり、様々な負担がかかる。
呼吸器機能障害	呼吸機能が低下した障害で、呼吸困難、息切れでいつも息苦しい状態である。酸素ボンベを携帯している方、人工呼吸器を使用している方もいる。
膀胱・直腸機能障害	膀胱疾患や腸管の通過障害で、排便・排尿のコントロールが必要。人工肛門・人工膀胱（ストマ）を造設している方（オストメイト）もいる。
小腸機能障害	小腸の機能が損なわれた障害で、食事を通じた栄養維持が困難なため、定期的に静脈から輸液の補給を受けている方もいる。
肝臓機能障害	肝炎ウィルス等により肝臓の機能が損なわれた障害で、倦怠感、易疲労感、嘔気、嘔吐、けいれん、腹水の貯留、肝性脳症等の症状がある。
ヒト免疫不全ウィルス免疫機能障害	ヒト免疫不全ウィルスによって免疫機能が低下した障害で、様々な感染症や脳・神経の障害を患ったりする。

＜主な特徴＞

- ・障害のある臓器だけでなく全身状態が低下しているため、疲れやすい

6 知的障害

生活や学習面で現れる知的な働きや発達が、同年齢の人の平均と比べゆっくりとしていることをいう。知的能力の程度や、自閉症等の他障害との合併障害により、障害の内容や程度には個人差がある。脳内の障害であるため、外見からは分かりにくく、周囲の理解を得づらいことがある。

＜主な特徴＞

- ・複雑な話や抽象的な概念を理解しにくい
- ・人に尋ねることや言葉で自分の気持ちを伝えることが苦手な方もいる
- ・未経験の出来事や急な状況変化への対応が苦手な方もいる
- ・読み書きや計算が苦手な方もいる

7 精神障害

統合失調症、うつ病、躁うつ病、てんかん、アルコールや薬物依存症等の精神疾患のために、日常生活や社会生活がしづらくなることをいう。代表的な疾患である統合失調症では、脳（神経）の働きが活発になりすぎて、幻視、幻聴、妄想が現れたり、その後、やる気が起きない、疲労感が濃い状態になったりすることがある。外見からは障害のあることが分かりにくく、周囲の理解を得づらいことがある。

<主な特徴>

- ・ストレスに弱い方や対人関係やコミュニケーションが苦手な方が多い
- ・周囲の言動を被害的に受け止め、恐怖感を持ってしまう方もいる
- ・声の大きさの調整が適切にできない場合もある
- ・同じ質問を繰り返したり、つじつまの合わないことを一方的に話したりする方もいる
- ・病気のことを他人に知られたくないと思っている方も多い

8 発達障害

脳の機能障害によって生じるもので、自閉症等の広汎性発達障害や注意欠如多動性障害、学習障害等がある。知的な遅れがある場合もあれば、平均以上の能力がある場合もある。脳機能の発達のアンバランスさから、得意・不得意の差が大きいため、周囲の理解を得づらいことがある。

※ 主な発達障害

広 汎 性 発 達 障 害	自閉症、アスペルガー症候群等が含まれる。社会性・コミュニケーション力が低い、興味や活動の範囲が狭く、パターン化した行動やこだわりが強いなどの特徴がある。聴覚過敏や触覚過敏、逆に痛みや疲れを感じにくい等の感覚の問題がある場合もある。
注 意 欠 如 多 動 性 障 害	不注意（集中できない、うっかりミスが多いなど）、多動（待つことが苦手で動き回る、じっとしてられないなど）、衝動性（考えるよりも先に言動や行動を起こしてしまうなど）等の特徴がある。
学 習 障 害	全般的な知的発達に遅れはないのに、読む・書く・計算するなどの特定の能力に著しい困難がある状態をいう。

<主な特徴>

- ・遠回しの言い方やあいまいな表現は理解しにくい
- ・相手の表情、態度やその場の雰囲気を読み取ることが苦手な方もいる
- ・順序立てて論理的に話すことが苦手な方もいる
- ・関心のあることばかり一方的に話す方もいる

9 高次脳機能障害

事故や脳血管障害等の病気により、脳にダメージを受けることで生じる認知障害や行動障害等の症状のことをいう。身体に障害が残らないことも多く、外見からは分かりにくく、周囲の理解を得づらいことがある。

＜主な特徴＞

主な症状として、以下のようなものがある。

- ・記憶障害（すぐに忘れる、新しいことを覚えられないなど）
- ・注意障害（不注意が多い、集中力が続かないなど）
- ・遂行機能障害（計画を立てて物事を進められない、指示されないと動けないなど）
- ・社会的行動障害（すぐに怒る、欲しいものを我慢できないなど）

10 難病

「難病」は、医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、原因が解明されておらず、治療法が確立していない疾病で、その病態は様々である。

※ 疾患群別の特徴

血液系疾患	貧血による運動機能の低下や血小板減少による出血傾向がみられる方がいる。原発性免疫不全症候群では、感染の予防が重要となる。
免疫系疾患	多臓器が侵される場合がある。全身の血管に炎症が起きる疾病では、臓器に虚血症状を起こし、脳、心、腎などの血流不全になることがある。
内分泌系疾患	ホルモンが不足又は過剰となる疾病がある。症状は様々で、変動が大きいものがある。
代謝系疾患	細胞に代謝産物が蓄積、四肢の痛み、血管腫、腎不全、心症状も出現する。
神経・筋疾患	運動障害により、歩行、食事、排泄、整容などに影響が出る。思考や感覚は低下しないことが多く、適切な介助や援助によりQOLが向上する。
視覚系疾患	視野狭窄や夜間、暗室での視力が極端に低下することがある。
聴覚・平衡機能系疾患	めまいを引き起こす疾病がある。頭や体の向きを急に変えないなどの注意も必要となる。
循環器系疾患	動悸、易疲労感、浮腫、息切れなどの心不全症状がみられる。
呼吸器系疾患	階段昇降や肉体労働が困難になる。喫煙など室内外の空気の汚れにより症状は増悪する。
消化器系疾患	腸疾病では粘血便、下痢、腹痛を慢性的に繰り返す。肝・胆・膵疾病では、肝不全症状や、皮膚のかゆみ、黄疸などがみられる。

皮膚・結合組織疾患	外見の変化や合併症のため日常生活に困難を感じることが多い。皮膚症状に加え、眼、難聴、小脳失調症など歩行障害を合併するものもある。
骨・関節系疾患	対麻痺や四肢麻痺を起こす場合がある。
腎・泌尿器系疾患	腎機能に応じて、食塩や蛋白質、水分などの制限が必要になる。多発性嚢胞腎では感染症や打撲による腎損傷に注意が必要。
スモーン	中枢神経と末梢神経を侵し、びりびり感などの異常感覚とともに、多様な合併症が出現する。

<主な特徴>

- ・症状には頻繁に変化がみられる、日によって変化が大きいといった特徴や、進行性の症状、大きな周期での回復と悪化を繰り返すことがある
- ・痛みや脱力感、倦怠感など外見上分かりにくい症状に悩まされていることも多い
- ・言語障害や四肢麻痺などのため、会話や意思伝達に困難がある場合もある

第3章 市民からの相談

障害者差別の解消を効果的に推進するためには、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じることが必要です。また、相談事案を集約することにより、障害者差別に係る事例の集積、共有化を図り、本市における障害者差別解消の取り組みに活かしていきます。

<対応の留意事項>

市政相談「市民の声」等を通じ、市職員の対応や市が実施する事業、市が管理する施設等に関して、障害を理由とする差別に関する相談を受けた場合は、当該事業等を所管する部署において、以下の事項に留意しながら、組織として対応します。

なお、相談内容が市政とは関係のない事案である場合は、他の適切な相談機関を紹介します。

- 障害の特性は様々であり、それに応じて必要な措置も異なるため、まずは申出者の話を丁寧に聞き、何が課題なのか、何が必要なのかを考えます。
- 即時の対応が困難な場合や、過重な負担にあたると判断した場合は、代替手段がないか、検討します。
- 必要に応じて、申出者との間で事案の解決に向けた話し合いを行います。
- 対応ができない場合は、その理由を説明し、理解を得るよう努めます。

第4章 研修・啓発

1 職員研修の実施

新規採用者研修、人権指導者養成研修その他の研修の機会を通じて、職員一人ひとりが障害に対する理解と障害を理由とする差別の解消に資する基本的な事項の理解を深めるとともに、障害のある人に対し、対話と共感をもとにした柔軟で丁寧な対応を心掛けられるような「意識のバリアフリー」の向上を果たしていきます。

2 各職場における取り組みの推進

管理職員は、各職場における障害を理由とする差別の解消を推進するため、日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、職員の注意を喚起し、認識を深めさせるよう努めるとともに、障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速かつ適切に対処するものとし、その後の取り組みに活かしていきます。

第5章 附則

- 1 対応要領は、国の基本方針の見直しや、不当な差別的取扱い、合理的配慮の事例の集積等を踏まえ、必要に応じて、見直し、充実を図ることとする。
- 2 対応要領の見直しに当たっては、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとする。

参考情報

1 関連問い合わせ先

- 手話通訳・要約筆記の派遣

（名古屋市手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業（委託事業））

（名古屋市盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（委託事業））

社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会

名身連聴覚言語障害者情報文化センター（中村区中村町 7 丁目 84-1）

電話：413-5885 ファックス：413-5853

開館：月・木・金（9:00～20:30）、火・土・日・祝日（9:00～16:30）

休館：毎週水曜日（祝日除く）、年末年始等

※ 派遣申込書により、原則として派遣希望日の 1 週間前までに申し込みが必要です。詳細及び申込書様式は、以下のホームページを参照してください。

（手話通訳）

<http://www.meishinren.or.jp/htm/section/chogen/syuwatuyaku.html>

（要約筆記）

<http://www.meishinren.or.jp/htm/section/chogen/yoyakuhikki.html>

- 要約筆記関連備品・磁気ループの貸出も上記の名身連聴覚言語障害者情報文化センターで行っています。

詳細及び申込書様式は、以下のホームページを参照してください。

<http://www.meishinren.or.jp/htm/section/chogen/comyukiki.html>

● 点字印刷

(1) 健康福祉局障害福祉部障害企画課

電話：972-2587・2585 ファックス：951-3999

※ 点訳者を配置しています。

- ・点訳・墨字訳、そのほか視覚障害のある方への情報提供方法に関することについてご相談ください。
- ・点訳・墨字訳については、文書量や依頼時期により対応の可否があるため、早めにご相談ください。
- ・依頼の際は、印刷物の現物とともに、できる限りその文字データ（ワードやテキストデータ）を併せてご提出ください。より速やかに対応できます。

※ 点字用ラベルプリンターが利用できます。電話連絡の上、障害企画課へお越しください。但し、点字用テープは各所属でご準備の上、ご持参ください。

(2) 社会福祉法人名古屋ライトハウス

名古屋盲人情報文化センター（港区港陽 1 丁目 1-65）

電話：654-4523 ファックス：654-4481

開館：9:30～17:00

休館：毎週土曜日、祝日、第 5 日曜日、第 3 木曜日、年末年始等

※ 製作費や製作期間は、文書量や図表の有無等によって異なりますので、直接お問い合わせください。

※ 参照ホームページ <https://www.e-nakama.jp/niccb/public/>

● 音声版の作成も上記の名古屋盲人情報文化センターで行っています。

- 「こんなときどうする？ 障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック」

健康福祉局障害福祉部障害企画課

電話：972-2585 ファックス：951-3999

- 「印刷物ガイドライン ～ユニバーサルデザインの視点から～」

健康福祉局障害福祉部障害企画課

電話：972-2585 ファックス：951-3999

- 市役所の主な障害関連機関

身体障害者更生相談所 瑞穂区弥富町字密柑山 1-2 電話：835-3821 ファックス：835-3724	身体障害者に対して専門的知識及び技術を必要とする相談や判定等を実施。
知的障害者更生相談所 熱田区千代田町 20-26 電話：678-3810 ファックス：683-8221	知的障害者に対して相談や判定等を実施。
精神保健福祉センター ここらぼ 中村区名楽町 4-7-18 電話：483-2095 ファックス：483-2029	市民の心の健康の保持増進や精神障害者の社会復帰、社会参加の促進を図るため、各種相談事業や啓発活動等を実施。
発達障害者支援センター りんくす名古屋 昭和区折戸町 4-16 電話：757-6140 ファックス：757-6141	発達障害者やその家族、関係機関等を対象に、相談支援、各種研修や啓発活動等を実施。
総合リハビリテーションセンター 瑞穂区弥富町字密柑山 1-2 電話：835-3811 ファックス：835-3745	身体障害者の相談から医療、訓練指導、社会復帰に至るリハビリテーションサービスを提供。高次脳機能障害支援事業も実施。

2 関連相談機関

区分	相談機関	内容等
市 政	市民相談室（名古屋市市民経済局広聴課）、 区役所まちづくり推進室	市政全般に関する苦情、要望、意見等の受付、相談
人 権	ソレイユプラザなごや （なごや人権啓発センター） 電話:684-7017 ファックス:684-7018	人権問題に関する一般的な相談
	法務省「みんなの人権 110 番（全国共通人権相談ダイヤル）」 電話：0570-003-110 「インターネット人権相談」HP からメールも可	人権侵害に関する相談
法 律	総務省くらしの行政・法律相談所（名古屋総合行政相談所） 電話：961-4522 ※ 弁護士による相談は要予約、収入等要件有	法律問題（民事）
	愛知県弁護士会名古屋法律相談センター 電話：565-6110	一般法律相談、消費者被害相談、高齢者・障害者相談等
教 育	子ども教育相談「ハートフレンドなごや」（名古屋市教育センター） 電話：683-8222（予約電話：683-6415） 「ハートフレンドなごや」HP からメールも可	子どもの教育・養育上の相談全般
労 働	愛知労働局総合労働相談センター 電話：972-0266	解雇、配置転換、賃下げ、いじめ等労働問題の相談
医 療	名古屋市医療安全相談窓口 電話：972-2634	医療についての心配・苦情などの相談
	愛知県医師会医療安全支援センター（苦情相談センター） 電話：241-4163	医療に関する苦情相談
	愛知県医師会難病相談室 電話：241-4144	難病患者の医療相談、療養・生活相談
消費生活	名古屋市消費生活センター 電話：222-9671 「名古屋市消費生活センター」HP からメールも可	消費生活に関する相談

区分	相談機関	内容等
障 害 者	区役所福祉課・支所区民福祉課	身体障害児・者、知的障害児・者の福祉に関する相談
	区役所保健所保健予防課	精神保健及び精神障害児・者の福祉に関する相談、難病患者の医療相談・生活相談
	障害者基幹相談支援センター	総合相談、障害福祉サービス等の利用に関する相談
	名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター 北部：電話 919-7584 ファックス 919-7585 南部：電話 678-3030 ファックス 678-3051 東部：電話 803-6100 ファックス 803-6600	生活相談・法律相談
	名古屋市成年後見あんしんセンター 電話:856-3939 ファックス:919-7585	成年後見制度に関する相談
	名古屋市障害者虐待相談センター 電話:856-3003 ファックス:919-7585 (土日祝・夜間 電話：301-8359)	障害者の虐待に関する相談

※ 電話番号・ファックス番号の市外局番は、特に記載がない場合「052」です。

貸付備品の管理に関する事務取扱要項

(趣旨)

第1 この要項は、公の施設の管理運営にかかる協定等に基づき当該管理事務の執行上の必要により名古屋市が貸付けた備品の管理の手続について定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要項において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 規則 | 名古屋市会計規則をいう。 |
| 2 | 備品 | 規則第132条に定める備品に該当する物品をいう。 |
| 3 | 指定管理者等 | 名古屋市と締結した公の施設の管理運営にかかる協定等に基づき当該施設の管理を代行する者をいう。 |
| 4 | 貸付備品 | 公の施設の管理運営にかかる協定等に基づき当該管理事務の執行上の必要により名古屋市が貸付けた備品をいう。 |

(備品小票)

第3 貸付備品には、備品小票（規則第97号様式）を付してこれを整理するものとする。

(記録管理)

第4 指定管理者等は、貸付備品を借入れたとき、並びに破損、変質その他の理由により貸付備品を名古屋市に返還したとき、又は貸付備品を亡失し、第13の規定により報告書を提出したときは、その都度物品関係内訳書（別記様式）を整理しなければならない。

(貸付備品の整理)

第5 物品関係内訳書の整理は、名古屋市の物品分類表に定める品名、細分類、単位等により登載するものとする。

(指定管理者等による備品の取得)

第6 指定管理者等は、公の施設の管理運営にかかる協定等に基づき名古屋市に所有権が帰属することとなる備品を取得したときは、すみやかにその旨を名古屋

屋市に通知しなければならない。

(指定管理者等が取得した備品の受入手続)

第7 名古屋市は、第6の規定により通知を受けたときは、すみやかに規則第136条に基づく受入れの手続を行ったうえで、指定管理者等に当該備品を貸付けるものとする。

(不用備品の取扱い)

第8 指定管理者等は、破損、変質その他の理由により使用することができなくなった貸付備品又は使用しない貸付備品(次項において、「不用備品」という。)があるときは、その旨を名古屋市に通知し、名古屋市が指示する取扱いの方法に従わなければならない。

2 名古屋市は、不用備品の廃棄の際に指定管理者等が廃棄するときは、指定管理者等から写真その他の証拠を添えた証明書を提出させること等により、廃棄したことを確認する。

(貸付備品の検査及び報告)

第9 指定管理者等は、貸付備品の使用状況について毎年1回、物品関係内訳書に登載された情報と照合のうえ検査を行い、その結果を名古屋市に報告しなければならない。

(貸付備品の返還)

第10 指定管理者等は、次の各号に掲げる場合には、すみやかに貸付備品を名古屋市に返還しなければならない。

- 1 名古屋市から返還の通知を受けたとき。
- 2 協定等に基づく管理代行期間が終了したとき。

(返還書の提出)

第11 指定管理者等は、第10の規定により貸付備品を返還するときは、当該貸付備品の明細を明らかにした返還書を名古屋市に提出しなければならない。

(善管注意義務)

第12 指定管理者等は、善良なる管理者の注意義務をもって貸付備品を管理しなければならない。

(亡失等の報告)

第13 指定管理者等が貸付備品を亡失し、又は損傷したときは、すみやかにその理由を明らかにした報告書を名古屋市に提出しなければならない。

(その他)

第14 名古屋市は、この要項に定めのない事項で、貸付備品の管理に関し、必要なことを指定管理者等に処理させることができる。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 委託備品の管理に関する事務取扱要項は、廃止する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年2月9日から施行する。

物品関係内訳書

[illegible]

指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き

令和 2 年 4 月
(令和 5 年 4 月改定)

名 古 屋 市

1. 概要

<目的・趣旨>

近年、愛知県の最低賃金は、毎年約 3%、5 年で 15%と大幅に上昇している状況が続いており、人件費の高騰が指定管理者の経営リスクにつながり、ひいては業務履行の質の低下を招く恐れもあると考えられる。

しかしながら、現在、指定管理者制度においては、指定期間中の人件費の変動について、指定管理者はあらかじめ変動を想定しているものとして、指定管理料の変更は行っていない。

このため、指定管理者の健全経営、適正な履行確保の観点等から、最低賃金等の雇用形態別の賃金水準をはかる指標に一定以上の変動が見られた場合に、2 年目以降の指定管理料（人件費）をスライドできる制度（以下、賃金スライド制度という）を導入する。

本手引きは、賃金スライド制度の運用にあたっての考え方や、事務手続きの流れ、内容等について整理したものである。

<制度概要>

- 指定管理者の各年度の人件費（自主事業に係る経費を除く。以下、同）について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標を基に算出した変動率を用いて各年度ごとの増減額を算出し、次年度の指定管理料において、それに対応した増減を行う（賃金水準が下がった場合は減額する）。

<対象施設・導入時期等>

- 対象施設は、原則、指定管理者制度を導入している全施設とする。
- 既に、個別の事業契約などで、本制度と類似の制度を実施している施設については、対象に含まないものとする。
 - ※ 対象に含まない施設に当てはまるかどうかについては、事前に総務局と協議を行うものとする。
- 令和 2 年度に指定管理者の選定を行い、令和 3 年度から次期指定期間が始まる施設から導入する（以後、順次、指定期間の更新にあわせて導入）。
- 指定管理 2 年目の指定管理料から賃金スライド制度を適用する（したがって、最初の適用は令和 4 年度の指定管理料となる）。
 - ※ 指定管理初年度の賃金スライドについては、選定時の指定管理料の提案に既に見込まれているものとして、適用の対象としない。
 - ※ 実施にあたっては、指定管理者からの申請書提出等を行うものとする。

<従事業務の対象範囲>

- 指定管理者から直接雇用されている職員であり、直接業務に従事する職員を対象とする（指定管理者からの再委託先の人件費や、人材派遣委託による職員、本社で施設の管理運営を行う職員は対象に含まない）。

<対象となる賃金>

- 労働基準法第 11 条に規定される賃金のうち、賃金水準の変動による影響を受けるもの（各勤務形態における職員の年間の給料、期末手当、勤勉手当、各種手当等のうち、「賃金水準が変動したとき、それに連動して基本額等が変わることが想定されるもの」とする。

【参考】労働基準法（抜粋）

第 11 条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

- ・ (対象となる一例) 給与・賃金、賞与（期末・勤勉手当）、社会保険料 等
 - ・ (対象外の一例) 通勤手当、健康診断費、勤労者福祉共済掛金 等
- ※ 各指定管理者の給与形態等によって、手当等の内容、取扱いは異なり、一律的な区分は困難であるため、指定管理者の実情等に応じて適切に分類するものとする。

<雇用形態別適用指標>

- 下表における変動率を、各年度の人件費の変動部分に乗じて、毎年度の増減額を算出する。

雇用形態	適用する指標（変動率）
正規職員	民間給与実態調査（名古屋市人事委員会公表） → 当該年度に公表された「職員の給与に関する報告及び勧告の概要」における「民間の給与（月例給）」×（「12 か月分」＋「特別給の年間支給割合」）を前年度の同式と比較して得た変動率を適用
嘱託職員	
臨時職員	愛知県最低賃金 → 当該年度に公表された愛知県最低賃金の額を前年度と比較して得た変動率を適用

※ 施設の性質や指定管理者の組織体制によって、被雇用者の勤務形態は異なり、一律的な区分は困難であるため、以下の考え方の例を参考に、実際の雇用状況に応じて適切に判断するものとする。

・ 正規職員

→ 各指定管理者において正規職員と分類している者（以下に掲げる嘱託職員及び臨時職員以外で、期間を定めずに雇用されているいわゆる正職員、正規職員）

・ 嘱託職員

→ いわゆる嘱託職員などとして、指定管理業務に携わる者（賃金の主たる部分は月給計算で受給しているが、1日の所定労働時間もしくは1週の所定労働日数が正規より短い）

・ 臨時職員

→ いわゆるパート、アルバイトなど、指定管理業務に携わる臨時的に雇用された者（賃金の主たる部分を時給計算で受給している）

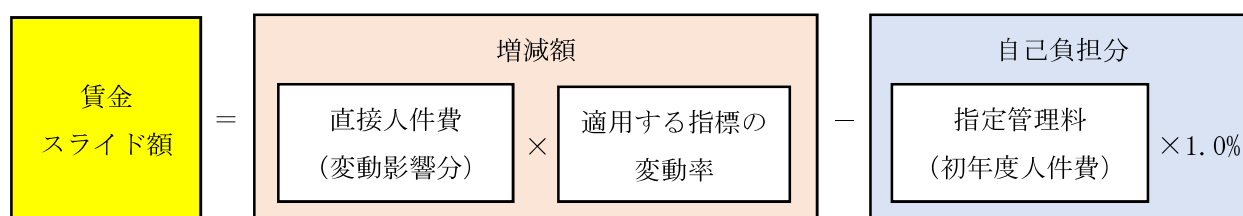
＜変動率の通知＞

○ 適用する指標ごとの変動率は、当該年度の適用する指標が出揃った段階で毎年度算出し、各局に通知を行う。

＜指定管理料の変更の考え方＞

○ 毎年度、指定管理者の「直接人件費のうち賃金水準の変動による影響を受けるもの」に、以下の「各指標の変動率」を乗じて増減額を算出し、この増減額から、指定管理初年度の人件費（自主事業に係る経費を除く）に「1.0%」を乗じた自己負担分を差し引いた金額を賃金スライド額とする（指定期間を通じて、自己負担分を超えるまでは賃金スライド額は0円となる）。

【イメージ図】



2. 運用

【制度運用スケジュール】

時期	指定管理等スケジュール	制度運用スケジュール	
選定年度 5～6 月	選定開始	❶ 募集要項への賃金スライド制度 関係事項の記載、対象人件費等計 算書の徴収	ステップ ①
7～8 月	公募締切 指定管理者選定業務	❷ 対象人件費等計算書の総務局、財 政局への情報提供（今後の見通し の共有）	
9～12 月	選定終了 （最低賃金等の公表） 次年度予算要求	・次年度予算調整（通常の指定管理 料のみ）	
・・・	・・・	・・・	
2～3 月	次年度事業計画確認	—	
	次年度予算確定、協定締結	・管理 1 年目の指定管理料確定 ❸ 基本協定への賃金スライド制度 関係事項の記載	
・・・	・・・	・・・	—
管理 1 年目 9～12 月	最低賃金等の公表 各局次年度予算要求	❹ 公表された変動率の反映（指定管 理者への通知及び申請書の徴収 等） ❺ 次年度予算調整（賃金スライド分 含む）	ステ ップ ②
・・・	・・・	・・・	—
2～3 月	次年度事業計画確認	❻ 反映状況確認	ステ ップ ③
	次年度予算確定、協定締結	❼ 変動率を反映した管理 2 年目の 指定管理料確定 ❽ 指定管理者職員へのスライド分 賃金反映の依頼	
・・・（以下、管理最終前年度まで管理 1 年目に同じ）・・・			
管理最終年度 9～12 月	（最低賃金等の公表） 次年度予算要求	・次年度予算調整（通常の指定管理 料のみ）	—
・・・	・・・	・・・	

※ 最終年度については、次期指定管理者公募に係る工程は省略している。

《ステップ①》 ～指定管理者選定年度に行う事務～

- 施設所管部署は、指定管理者の公募にあたり、募集要項に賃金スライド制度の関連事項を明記し、申請団体に、これまでの申請書類に加え、対象となる人件費等を記した「対象人件費等計算書」を提出させる（対象人件費等計算書は、公募によらない選定を行う場合においても、提出させる）。

- ・増減額算定のベースとなる各年度の人件費は、自主事業に係る経費を除くため、申請団体から提出を受ける収支計算書等の様式について、自主事業の部分があらかじめ明確に分かるような形にする必要がある。

↓

候補者に選定された団体の対象人件費等計算書は、以後の各年度における賃金スライド額算定の基礎資料となる。

- ・提出後の対象人件費等計算書の変更は原則として認めないものとする。

↓

- 候補者に選定された団体の対象人件費等計算書は、今後の支出見通しや制度の運用状況等を共有するため、総務局行政改革推進室及び財政局財政課に参考として提出するものとする。

↓

- 施設所管部署は、指定管理者との基本協定締結にあたり、基本協定書に賃金スライド制度の関連事項を明記する。

《ステップ②》 ～指定管理開始後、次年度の予算要求に向けての事務～

- 総務局行政改革推進室は、雇用形態別適用指標の改定時期に合わせ、変動率を算出し施設所管局及び財政局に通知する。

↓

施設所管部署は、指定管理者から提出された対象人件費等計算書の変動率算定ベース金額に変動率を適用した増減額及びそこから自己負担分を差し引くなどして算出した最終的な賃金スライド総額を算出し、指定管理者に通知する（その際、今後の予算査定や議会の審議等により、変動の可能性があることも伝えること）。

- ・最終的な賃金スライド額等は、対象人件費等計算書に当該年度の変動率を入力することで算出され、本計算書及び通知書をもって指定管理者へ通知する。
- ・賃金スライド額が 0 円となった場合は増減なしの通知を、マイナスとなった場合は減額の通知を行う。

↓

施設所管部署は、指定管理者から賃金スライド総額の申請書を徴収する。

- ・申請書は、指定管理者への最終的な賃金スライド総額の通知後、2 週間程度を目途に徴収する。
- ・指定管理者において賃金スライドを希望しない場合や、期限までに指定管理者から賃金スライド総額の申請書の提出がない場合は、賃金スライドに係る指定管理者の最終的な意向を必要に応じて確認すること。

↓

- ⑤ 施設所管部署は、指定管理者から提出された賃金スライド総額の申請書を基に、当初から予算要求している指定管理料に賃金スライド総額を加え、次年度の予算要求を行う。

《ステップ③》 ～指定管理開始後、次年度の管理開始に向けての事務～

- ⑥ 指定管理者は次年度の事業計画書・収支予算書等の提出に際しては、賃金スライド額を反映する。

↓

- ⑦ 指定管理料の確定後、施設所管部署は、事業計画書・収支予算書等の内容等も踏まえ、年度協定書を締結する。

↓

- ⑧ 施設所管部署は、年度協定書の締結とあわせ、指定管理者に対して、賃金スライド制度の趣旨と内容の周知及び職員の賃金水準の引き上げに適切に対応するよう依頼する。

<その他>

- ① 市側の事情により指定期間中に管理面積の増加等、管理運営業務の前提に変更があり、それにより職員配置の変更（軽微な変更を除く）が生じ、同様の状況が当該年度以降も継続する場合、市との協議により対象人件費計算書の記載内容を変更することができるものとする。
- ② 10月1日より前に指定期間が開始又は①の理由による職員配置の変更があった場合は、次年度から賃金スライド制度を適用する。また、10月1日以降に指定期間が開始又は①の理由による職員配置の変更が行われた場合は、次々年度から賃金スライドを適用する。

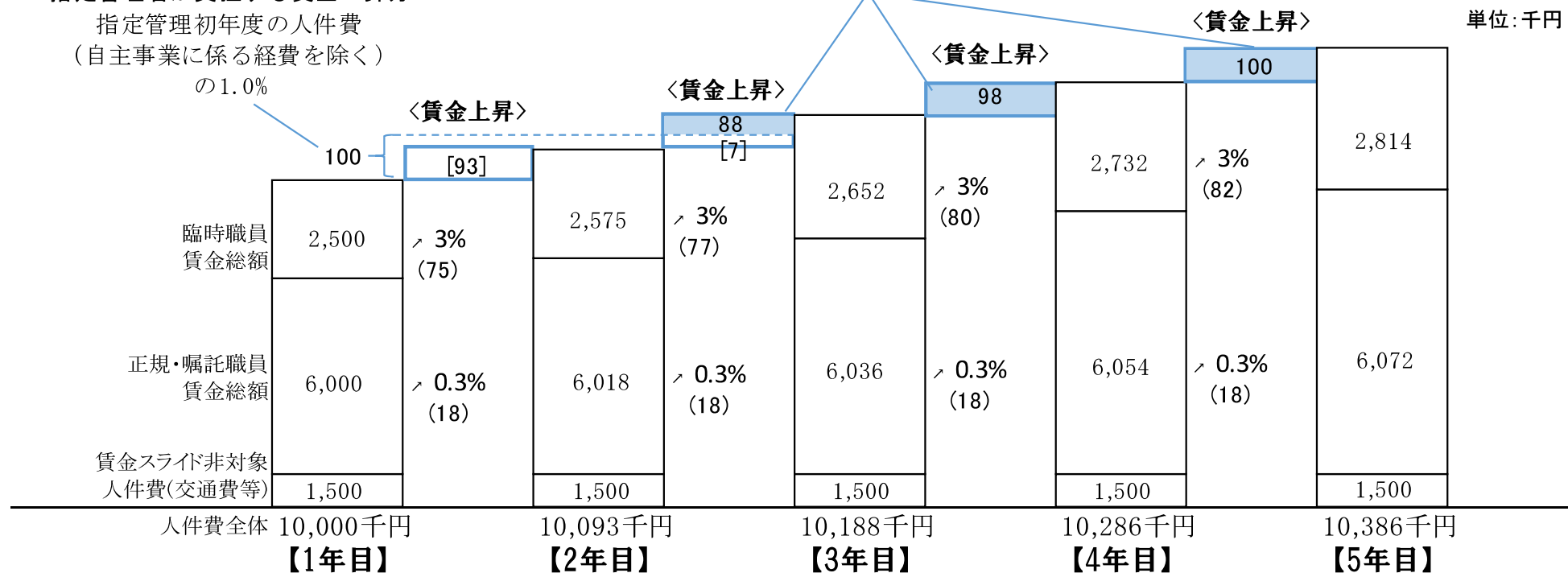
(参考)賃金スライド制度の運用イメージ

市が負担する賃金上昇分（賃金スライド実額）

指定管理1年目：	—	（制度対象外）
2年目：	0 円	（上昇幅が事業主負担に留まる）
3年目：	88千円	
4年目：	98千円	
5年目：	100千円	

指定管理者が負担する賃金上昇分

指定管理初年度の人件費
（自主事業に係る経費を除く）
の1.0%



＜試算条件＞

指定管理初年度の正規・嘱託職員賃金総額(対象部分)：6,000千円 指定管理初年度の臨時職員賃金総額(対象部分)：2,500千円
人件費のうち賃金スライドの対象とならない部分(交通費等)：1,500千円
指定管理初年度の人件費(自主事業に係る経費を除く)：10,000千円 → 指定管理者自己負担額：100千円(10,000千円の1.0%)
正規、嘱託職員の賃金上昇率：毎年度0.3%上昇 臨時職員の賃金上昇率：毎年度3%上昇

指定管理者、PFI事業者及び委託業者に係る環境配慮の取組要領

(趣旨)

第1 本市は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）及び地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を踏まえ、平成30年3月に「名古屋市役所環境行動計画2030」（以下「計画」という。）を策定した。本要領は、本市が計画に基づき、施設の整備又は管理運営を行う指定管理者、PFI事業者及び委託業者（以下「指定管理者等」という。）に対し、環境配慮の取組みの要請（以下「要請」という。）を行う際の方法及び指定管理者等が環境配慮の取組みに努める際の取組内容を定めるものである。

(対象)

第2 本要領の対象は、本市が所有又は賃借する施設に係る契約等のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 指定管理者制度によって事業者等が管理運営するもの
- (2) PFIによって事業者等が整備又は管理運営するもの（BOT方式、BTO方式、BOO方式、RO方式、コンセッション方式のほか、PFI類似方式のDBO方式、DB方式及びP-PFIを含む。）
- (3) 施設の管理運営業務について一の事業者等に包括的に委託するもの（清掃・警備などの個々の具体的業務を委託する場合を除く。）

(要請方法)

第3 本市は、施設整備や管理運営の方式に応じて、次の各号に掲げる書類に記載する方法により、指定管理者等への要請を行うものとする。

- (1) 指定管理者制度における基本協定書（年度協定書）又は業務仕様書等
- (2) PFI事業における施設整備若しくは管理運営にかかる要求水準書又は契約書（更新時含む。）等
- (3) その他施設管理委託における委託仕様書等

2 前項で掲げる書類には、計画に基づき、温室効果ガス排出量削減等の環境配慮の取組みに努める旨を記載する。具体的な記載例は別紙1の通りとする。

(取組内容)

第4 指定管理者等は、前条で定める本市からの要請を受け、計画に基づき、温室効果ガス排出量削減等の環境配慮の取組みに努めるものとする。

2 指定管理者等は、環境配慮の取組みの実施に当たっては、別紙2で示す具体的な取組例を参考とし、契約等の内容に応じて適切な取組みを行うものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 7 日から施行する。

書類への記載例

(環境配慮の取組み)

「名古屋市役所環境行動計画 2030」に基づき、公共交通機関の利用、エコドライブの実践、大気・水環境の保全、廃棄物の発生抑制・資源化、生物多様性の保全、緑化の推進、節水、温室効果ガス排出量削減等の環境配慮の取組みに努めること。

環境配慮の取組例（計画より抜粋）

取組事項	具体的な取組例	
	施設管理運営関係	施設整備関係
公用車の利用等に関する取組み	・公共交通機関や自転車の積極的利用、不要不急の自動車利用の抑制など、自動車の適正使用を推進します。	・タイヤの空気圧を調整するなど、定期的に車両の整備を行います。
大気・水環境の保全に関する取組み	・ばい煙発生施設等から生じる大気汚染物質の排出量を把握し、適切に管理を行い、排出量を削減します。	・排出ガス対策型建設機械の使用を原則とし、低 VOC 塗料を優先的に使用します。
発生抑制・資源化に関する取組み	・ごみの発生抑制に努めるとともに、種類ごとに分別し、資源化を推進します。	・建設副産物（アスファルト塊、コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材、建設発生土）の再資源化を推進します。
生物多様性の保全及び緑化の推進に関する取組み	・森林認証材・間伐材パルプ配合紙等、生物多様性に配慮した商品の購入を推進します。	・緑化・植栽を行う際は、生物多様性に配慮した種の選定を推進します。
水循環の回復と水資源の有効利用に関する取組み	・節水型の機器の導入を推進するとともに、職員一人ひとりが水を大切に使うよう心がけ、無駄な水の使用をなくします。	・透水性舗装、浸透マス等を市の施設に設置し、雨水を地中に浸透させることで水循環の回復を図ります。
ハード面における省エネに関する取組み	・設備・機器の設置・更新にあたっては、エネルギー効率が優れたものを導入します。	・施設の新築・改築に合わせた、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
行動面における省エネに関する取組み	・エコ・スタイル運動の推進、定時退庁の一層の徹底を図ります。	・執務室のレイアウトを工夫することなどにより空調等の効率化を図るとともに、扉やブラインド等を適切に利用し、冷暖房設備使用時の室温の適正化を図ります。

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の目的	9
第2節 計画の性格等	10
第1 計画の性格	
第2 計画の修正	
第3 計画の習熟	
第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	12
第1 名古屋市	
第2 指定地方行政機関	
第3 愛知県	
第4 愛知県警察	
第5 自衛隊	
第6 指定公共機関	
第7 指定地方公共機関	
第8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等	
第4節 本市の概況	25
第1 自然的条件	
第2 社会的条件	
第5節 市民等の基本的責務	31
第1 市民の責務	
第2 事業者の責務	
第6節 風水害の想定	32
第1 災害想定の基準	
第2 被害の想定	
第7節 地震及び被害の想定	33
第1 建物被害、火災被害、人的被害	
第2 ライフライン被害	
第8節 原子力災害の想定	38
第1 災害の想定	
第2 地理的条件などによる原子力災害に対する考え方	

第2章 災害予防計画

第1節 都市の防災構造強化	43
第1 都市計画	
第2 雨水流出抑制策	
第3 地盤沈下対策	
第4 液状化に関する情報収集	
第5 市街地の開発・整備	
第6 木造住宅密集地域の改善	
第7 急傾斜地崩壊防止対策	
第8 宅地造成等の規制	
第9 建築物の防災対策	
第10 避難地、避難路等の計画（震災に強いまちづくり方針）	
第11 建築物の耐震不燃化	
第12 農地の防災対策	
第2節 公共施設の整備（風水害対策）	51
第1 道路・橋りょうの整備	
第2 公園・緑地の整備	
第3 河川・下水道等の治水施設の整備	
第4 港湾の整備（高潮・津波対策）	
第3節 公共施設の整備（震災対策）	54
第1 整備方針	
第2 道路・橋りょう	
第3 公園・緑地	
第4 河川	
第5 港湾	
第6 消防水利	
第7 地下街	
第4節 ライフラインの整備	58
第1 水道施設等	
第2 下水道施設	
第3 通信施設（西日本電信電話株式会社）	
第4 ガス施設（東邦ガス株式会社）	
第5 電力施設（中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社 J E R A）	
第5節 交通施設の整備	68
第1 市営交通	

第2	東海旅客鉄道株式会社	
第3	名古屋鉄道株式会社	
第4	近畿日本鉄道株式会社	
第6節	防災拠点の整備	72
第1	防災拠点の役割及び体系	
第2	防災拠点施設の整備	
第3	気象等観測施設・水防施設等の整備	
第7節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	78
第1	耐震化整備計画	
第2	市設建築物の耐震性能の現状	
第3	防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設	
第8節	輸送体制の整備	81
第1	輸送ルート of 整備	
第2	緊急通行車両等の事前届出	
第9節	防災情報網の整備	83
第1	情報・通信機器の整備	
第2	通信連絡手段の確保及び活用	
第3	有線通信機器及び情報処理機器の日常管理	
第4	無線通信機器の日常管理	
第10節	救護・救援体制の整備	88
第1	食糧等の確保	
第2	消防体制の整備	
第3	応急医療体制の整備	
第11節	避難体制の整備	92
第1	指定緊急避難場所・指定避難所の確保	
第2	避難誘導体制の確立等	
第12節	要配慮者対策	100
第1	避難・誘導対策	
第2	避難生活の確保	
第13節	防災意識の啓発及び防災訓練	103
第1	防災意識の啓発	
第2	防災訓練	
第14節	地域防災力の向上	112
第1	地域での助け合い	
第2	自主防災組織の育成	
第3	消防団の充実強化	

第4	事業所における地域防災力の育成	
第5	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画）	
第15節	事業所等への安全指導	116
第1	事業所に対する防災指導	
第2	有害化学物質等の安全指導及び啓発	
第3	危険物等の安全対策	
第16節	重要データの管理	119
第1	災害対策住民リストの整備	
第2	オープンスペース候補地の管理	
第3	データの分散管理	
第17節	火災予防計画	121
第1	火災予防対策	
第2	大規模火災対策	
第18節	津波対策	126
第1	津波被害予測	
第2	対策	
第3	津波対策を推進する地域等	
第4	津波からの防護のための施設の整備等	
第5	津波避難ビル指定等推進事業	
第19節	危険物等災害予防計画	129
第1	危険物、指定可燃物及び毒物・劇物	
第2	高圧ガス	
第3	火薬類	
第20節	都市ガス災害予防計画	131
第1	地下鉄、地下街の工事に起因する屋外における事故	
第2	建築物等工作物内部の事故	
第21節	海上災害予防計画	134
第1	情報の収集・伝達手段の整備	
第2	災害応急対策の整備	
第3	防災体制の強化	
第22節	鉄道災害予防計画	135
第1	本市の災害予防対策	
第2	各鉄道事業者の災害予防対策	
第23節	道路災害予防計画	138
第1	本市の予防対策	
第2	本市以外の道路管理者の予防対策	

第24節 放射性物質災害予防計画	140
第1 防災対策の実施	
第2 放射線防護資機材等の整備	
第3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握	
第4 原子力災害に対応する医療機関の把握	
第5 災害に関する知識の習得及び訓練等	
第25節 原子力災害予防計画	141
第1 県との連携及び情報の収集・連絡体制等の整備	
第2 原子力防災に係る専門家との連携	
第3 防災対策の実施	
第4 避難所等の確保	
第5 環境放射線モニタリングの実施等	
第6 道路交通管理体制の整備等	
第7 健康被害防止に係る整備	
第8 風評被害対策	
第9 市民等への的確な情報伝達体制の整備	
第10 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発	
第11 原子力防災業務関係者に対する研修	
第12 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施	
第26節 区防災調整会議	144
第27節 防災に関する調査研究	145
第28節 震災対策の推進	146

第1節 計画の目的

名古屋市は、これまで、伊勢湾台風や東海豪雨などの自然災害に見舞われ、多くの尊い命や貴重な財産を、自然の猛威により失ってきた。また、今日では、名古屋市を含むこの地方は、南海トラフで発生する大規模地震による甚大かつ広範囲な災害の発生が危惧されている。

こうした状況のもと、名古屋市においては、地震、豪雨等による自然災害の予防、応急対策及び復旧復興に関して、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、現在及び将来にわたって、すべての市民の生命、身体及び財産を災害から守り、安心して暮らせることが出来る災害に強い街の実現を目指していくための本市の防災に関する理念及び方向性を定めるものとして、名古屋市防災条例（以下「防災条例」という。）を平成18年に制定した。

防災条例については、災害対策基本法や水防法の改正、国等において近年の災害の教訓・課題を受けた防災全般の見直しが実施されるなどの近年の潮流・課題を踏まえ、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を改めて認識し、それに取り組む努力を一層進めていくために、平成31年に大幅な改正を行った。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ推進法」という。）第5条の規定に基づき、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、車両、船舶、航空機等による集团的大事故並びに産業災害等に対処するため、名古屋市防災会議（以下「市防災会議」という。）が市域（石油コンビナート等災害防止法にかかる特別防災区域を除く。）にかかる防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について総合的な計画を定め、計画的かつ効率的な防災行政の推進と住民の積極的な協力による諸活動の円滑な実施を図り、もって防災の万全を期することを目的とする。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を起因とする東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散状況を考慮すると、本市には原子力発電所又は原子炉施設は立地しておらず、予防的防護措置を実施する準備区域（PAZ：PrecautionaryActionZone・原子力施設から半径5kmを目安）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：UrgentProtectiveActionPlanningZone・原子力施設から概ね30km）に含まれていない。しかし、静岡県、福井県などに立地する原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備え、市民の生命、身体及び財産の保護を最優先に考え、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低く抑え、風評被害を始めとする社会的混乱に基づく市民生活や地域産業に係るダメージを最小限に抑えることを目的とする。

防災条例で定める施策と、計画が着実に実行されることで、両者が車の両輪となって、より一層災害に強いまちを実現し、後の世代に安全で安心して暮らせるまち「名古屋」を引き継ぐことができるものと信じる。

第2節 計画の性格等

第1 計画の性格

- 1 この計画は、災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、「共通編」、「風水害等災害対策計画編」、「地震災害対策計画編」、「原子力災害対策計画編」、「産業災害対策計画編」、「附属資料編」の構成とする。
- 2 「共通編」は、各種災害に共通する、総則及び予防計画を取りまとめる。
- 3 「風水害等災害対策計画編」、「地震災害対策計画編」及び「原子力災害対策計画編」は『災害応急対策計画』及び『災害復旧計画』について取りまとめる。
 - (1) 『災害応急対策計画』
災害に対する応急対策計画について取りまとめる。
 - (2) 『災害復旧計画』
災害に対する復旧計画について取りまとめる。
- 4 「産業災害対策計画編」は、産業災害の防災に関し必要な事項を定める。
- 5 「附属資料編」は、各種災害に関する資料を取りまとめる。
- 6 名古屋市の各局・室・区及び関係機関は、この計画に定める方針に従い、防災対策の向上に努めるとともに、災害対策に係る諸活動を行うにあたっての具体的なマニュアル等を作成し、防災に対する万全を期するものとする。なお、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分に配慮するものとする。
- 7 この計画を効果的に推進するため、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。
- 8 名古屋市地域強靱化計画（以下、「地域強靱化計画」という。）は、名古屋市における国土強靱化施策を推進する上での指針とされている。そのため本計画の基本目標が達成されるよう連携を図ることとする。

第2 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、本市をとりまく諸条件の変化をみきわめ、毎年検討を加え、必要があると認めるときには、これを修正するなど、弾力的な運用を図っていくものとする。

第3 計画の習熟

名古屋市の各局・室・区及び関係機関は、平素から研修、訓練等の機会をとらえ、本計画及びこの計画に基づく各種業務規程、マニュアル等の習熟に努めなければならない。

(資料)

・名古屋市防災会議条例 (附属資料編 計画参考1)

- ・名古屋市防災会議運営要綱（附属資料編 計画参考 2）

第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

名古屋市及び関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1 名古屋市

- 1 市防災会議に関する事務
- 2 防災に関する組織の整備
- 3 防災に関する調査、研究
- 4 都市防災構造の強化
- 5 防災に関する施設及び設備の設置、整備
- 6 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備
- 7 防災に関する知識の普及並びに防災に関する教育及び訓練の実施
- 8 自主防災組織等地域防災力の充実整備
- 9 ボランティアによる防災活動の環境整備
- 10 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震臨時情報等を含む。）の収集伝達並びに避難の指示及び災害広報・広聴
- 11 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- 12 消防、水防その他の応急措置
- 13 避難地、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
- 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設・設備の整備
- 15 緊急輸送の確保
- 16 被災者の応急救助及び保護
- 17 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置
- 18 災害時の医療、清掃、防疫その他の保健衛生に関する応急措置
- 19 文教対策
- 20 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告
- 21 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置
- 22 災害復旧・復興
- 23 道路の通行禁止又は制限、警戒区域の設定その他社会秩序の維持
- 24 被災児童・生徒等に対する応急の教育
- 25 被災建築物・宅地の応急危険度判定活動
- 26 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- 27 地下街等の保安確保に必要な消防設備の指導、助言及び立入検査
- 28 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧
- 29 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認
- 30 放射性物質による汚染の除去への協力
- 31 原子力災害発生時における、飲料水、食品等の摂取制限

32 原子力災害発生時における、風評被害等の未然防止、被害軽減のための広報

第2 指定地方行政機関

〔東海財務局〕

- 1 災害復旧事業等のための財政融資資金による短期貸付及び長期貸付
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置の要請
- 3 災害が発生した場合又は警戒宣言が発せられた場合の応急措置等のために必要な当局管理の国有財産にかかる無償貸付等の措置
- 4 災害復旧事業費の査定立会いに際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る上からできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるようにする。
- 5 警戒宣言時、必要に応じて、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、適切な措置を講じるよう要請
- 6 原子力緊急事態宣言が発せられた場合の応急措置等のために必要な当局管理の国有財産にかかる無償貸付等の措置

〔東海北陸厚生局〕

- 1 災害状況の情報収集・連絡調整
- 2 関係職員の派遣
- 3 関係機関との連絡調整

〔東海農政局〕

- 1 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進
- 2 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
- 3 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導の実施
- 4 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導
- 5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導の実施
- 6 直接管理し又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置の実施
- 7 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等の実施
- 8 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導
- 9 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握
- 10 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
- 11 原子力災害発生時における、農業への影響に関する情報等の収集・連絡

〔中部森林管理局〕

- 1 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹・溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害により被害等を受けた施設等については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱い要領に基づく復旧
- 2 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、消防機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策
- 3 国有林野からの林産物等の流失予防対策を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。
- 4 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需要安定等について、都道府県知事等から要請があった場合、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧への協力
- 5 都道府県、市町村等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請への協力

〔中部経済産業局〕

- 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- 2 電気、ガス等の供給確保
- 3 中小企業者の災害復旧に必要な資金等の支援
- 4 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整

〔中部近畿産業保安監督部〕

- 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- 2 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督及び指導

〔中部運輸局〕

- 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- 2 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨
- 3 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導
- 4 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保
- 5 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令
- 6 鉄道、軌道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
- 7 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督
- 8 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
- 9 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体

制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備

- 10 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令
- 11 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を実施

〔名古屋海上保安部〕

- 1 海難救助、緊急輸送、排出油等の防除、被災者の救助・救援活動
- 2 交通整理、航路障害物の除去等の海上交通の安全確保
- 3 海上における治安の維持、不法投棄等の取締り
- 4 船舶・臨海施設・釣り客等に対し、東海地震注意情報、警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報その他地震等に関する情報の伝達及び周知
- 5 海上の安全確保を図るため、船舶に対し避難勧告、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置の指示
- 6 原子力災害発生時における、情報の収集及び海上保安庁等への通報
- 7 原子力災害発生時における、海上における環境放射線モニタリングへの支援
- 8 原子力災害発生時における、周辺海域の在船舶等に対する情報周知

〔名古屋地方気象台〕

- 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説を行う。
- 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

〔東海総合通信局〕

- 1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- 3 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査
- 4 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
- 5 非常通信協議会の運営
- 6 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

〔愛知労働局〕

- 1 被災労働者、事業主等からの労働条件、安全衛生及び労災保険に関する相談
- 2 被災労働者に対する労災補償の迅速給付

- 3 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業者に対する監督指導
- 4 労災病院・労災保険指定病院等への医師等派遣要請、医薬品の提供要請等
- 5 被災者に対する職業相談、職業紹介等窓口の設置
- 6 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保
- 7 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保
- 8 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当の支給
- 9 原子力事故の発生に係る厚生労働省への通報
- 10 原子力災害発生時における、事業者に対する労働者退避等の措置の指示

〔中部地方整備局〕

- 1 所管区域の河川、道路施設等の緊急点検
- 2 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣による、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援
- 3 道路啓開等緊急交通確保、道路施設及び堤防、水門等河川管理施設の災害応急対策工事
- 4 災害復旧工事の施工等
- 5 港湾における緊急物資輸送ルート of 確保に関する計画、指導及び事業実施
- 6 海上流出油災害に対する防除等の措置
- 7 災害予防
 - (1) 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保
 - (2) 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進
 - (3) 防災訓練は、簡易画像伝送システム等による被災調査報告等の機動力を生かした実践的な方法をもって実施
 - (4) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況の情報収集活動を行う防災エキスパート制度を活用
 - (5) 港湾における緊急物資輸送ルート of 確保に関する計画、指導及び事業実施
- 8 地震防災応急対策
 - (1) 警戒宣言時、緊急輸送路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
 - (2) 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ実施
 - (3) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣による、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援

9 応急復旧

- (1) 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施
- (2) 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を実施
- (3) 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施
- (4) 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施
- (5) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・助言及び事業を実施
- (6) 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行
- (7) 海上の流出油災害に対し、防除等必要な措置を実施
- (8) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
- (9) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保

第3 愛知県

- 1 災害予警報を始めとする災害に関する情報（地震予知情報等、警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報を含む。）の収集、伝達及び被害調査
- 2 災害救助法にかかる資源配分
- 3 自衛隊に対する派遣要請
- 4 その他市町村の災害事務又は業務の実施についての総合調整
- 5 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及
- 6 避難地、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
- 7 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境の整備
- 8 災害広報（地震予知情報等、警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報を含む。）
- 9 地震防災応急対策について、市長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示
- 10 緊急通行車両等の確認証明書発行
- 11 避難の指示の代行
- 12 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整
- 13 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置
- 14 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整
- 15 被災児童・生徒等に対する応急教育
- 16 緊急車両の通行を確保するための道路啓開
- 17 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置
- 18 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置
- 19 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設・設備の整備
- 20 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧
- 21 救助物資、化学消火薬剤等必要器材の供給又は調達若しくはあつせん
- 22 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査

- 23 地下街等の保安確保に必要な消防設備の指導及び助言
- 24 県の管理する港湾区域及び港湾施設の維持管理等
- 25 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体・環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保
- 26 防災ヘリコプター、衛星通信車載局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握
- 27 市町村の実施する被災建築物・宅地の応急危険度判定活動に対する支援・調整
- 28 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支援金の支給に関する事務
- 29 原子力事業者との通報・連絡体制の整備
- 30 環境放射線モニタリングの実施
- 31 原子力災害発生時における、健康被害防止に係る整備
- 32 放射性物質による汚染除去への協力
- 33 原子力災害発生時における、飲料水、食品等の摂取制限
- 34 原子力災害発生時における、各種制限措置の解除指示
- 35 原子力災害発生時における、心身の健康相談体制の整備
- 36 原子力災害に対する国の専門家の派遣要請

第4 愛知県警察

- 1 災害時における警備対策及び交通対策等の企画、調整及び推進
- 2 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備
- 3 津波に関する予警報の伝達
- 4 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の伝達
- 5 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去
- 6 避難の指示又は警告及び誘導
- 7 人命救助
- 8 行方不明者の搜索及び死体の検視
- 9 災害時又は警戒宣言発令時等における交通秩序の保持
- 10 警察広報
- 11 災害時における各種犯罪の予防及び取締り
- 12 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力
- 13 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限
- 14 緊急通行車両等の事前審査及び確認
- 15 一般社団法人愛知県警備業協会との協定に基づき、警備員の出動要請
- 16 社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との協定に基づき、車両等の除去活動の協力要請
- 17 銃砲・刀剣類、危険物の流出等の事実確認と安全に向けた措置
- 18 原子力災害発生時における、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

第5 自衛隊

- 1 民生支援、道路啓開等の応急救援活動

- 2 堤防・橋梁等の応急復旧、倒壊・焼失・浸水地域の整理等二次災害防止等の緊急性を有する応急復旧活動
- 3 災害派遣の準備
 - (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集
 - (2) 災害派遣計画を作成
 - (3) 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加
- 4 東海地震注意情報に伴う措置
 - (1) 各部隊は災害派遣準備を促進
 - (2) 連絡班及び偵察班の派遣準備
 - (3) 北陸及び滋賀県所在部隊を東海地区へ集中
 - (4) 航空機の一部を守山駐屯地等に移動し、指揮・連絡活動を実施
- 5 警戒宣言時の措置
 - (1) 災害派遣準備を促進
 - (2) 所要の地点に偵察班を派遣
 - (3) 必要に応じ航空偵察を実施
 - (4) 地震警戒本部（状況により他の機関）へ連絡班（連絡幹部）を派遣
- 6 発災後の対処
 - (1) 即時救援活動
人命救助を最優先した即時救援活動を実施
 - (2) 応急救援活動
引き続き、応急救援活動を実施
 - (3) 本格対処
対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施
- 7 原子力災害発生時における、緊急時モニタリングの支援

第6 指定公共機関

〔日本郵便株式会社〕

災害が発生した場合において、災害の態様、被害者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- 1 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の指定の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などの無償交付
- 2 被災者が出す郵便物の料金免除の実施
- 3 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除の実施
- 4 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金の配布

5 災害の発生時又はそのおそれがある場合における、可能な限りの窓口業務確保

〔日本赤十字社〕

- 1 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を実施
- 2 避難所の設置に係る支援（生活環境の整備及びこころのケア）
- 3 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）業務の実施
- 4 血液製剤の確保と供給
- 5 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分（配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。）
- 6 義援金の受付と配分（配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公平な配分に努める。）

〔中日本高速道路株式会社〕

- 1 警戒宣言、地震予知情報等の伝達
- 2 高速自動車国道の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を実施

〔独立行政法人水資源機構〕

- 1 愛知用水の施設（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を実施
- 2 東海地震注意情報が発表されたときは、中部支社等に防災本部を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進

〔独立行政法人国立病院機構本部〕

- 1 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被害者の医療及び助産を実施
- 2 所管する国立病院機構の病院をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療を実施
- 3 前記の活動については、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援

〔西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、KDD I 株式会社〕

- 1 重要通信の確保及び施設・設備の応急対策
- 2 被災地の応急通信確保
- 3 災害時における情報（地震予知情報、警戒宣言）等の正確かつ迅速な収集、伝達
- 4 地震予知情報、警戒宣言等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備の優先的利用
- 5 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備
- 6 気象等警報を市町村へ連絡

- 7 災害時における公衆通信、携帯電話の通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧
- 8 契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金、災害関係携帯電話料金等の免除
- 9 通信施設の耐災害性を強化
- 10 発災直後の輻輳対策措置

〔日本放送協会〕

- 1 気象予警報等の放送周知
- 2 災害情報及び災害対策に関する放送
- 3 平常時から防災知識の普及に関する放送の実施
- 4 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充
- 5 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況等の報告（部内）
- 6 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全な体制を整備
- 7 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
- 8 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした、地震予知情報等の放送

〔東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社〕

- 1 応急輸送対策
- 2 被災旅客者の応急救護及び避難誘導（東海旅客鉄道株式会社のみ）
- 3 鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- 4 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土、電気施設その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理
- 5 警戒宣言時に正確かつ迅速な情報伝達
- 6 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進
- 7 旅客の避難、救護
- 8 列車の運転規制
- 9 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制
- 10 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等
- 11 死傷者の救護及び処置
- 12 対策本部は、運転再開に当たり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の円滑な手配等
- 13 災害対策に必要な物資及び避難者等の人員の輸送に関する協力

〔東邦ガス株式会社〕

- 1 災害時におけるガス供給の確保及び広報
- 2 ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置
- 3 東海地震注意情報が発表された場合、災害対策本部を設置し、地震防災応急対策
- 4 発災後は被災施設の復旧を実施し、早期供給再開

〔中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社 J E R A〕

- 1 電力設備の災害予防措置の実施
- 2 東海地震注意情報、警戒宣言又は南海トラフ地震臨時情報発表時における電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策の実施
- 3 発災後の被災状況調査及び早期復旧
- 4 災害時における電力供給の確保及び広報
- 5 他電力会社との電力緊急融通のための対策の実施
- 6 原子力防災体制の整備
- 7 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備
- 8 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検
- 9 原子力防災教育の実施
- 10 関係機関との連携
- 11 原子力災害状況の把握及び県への情報伝達・報告
- 12 原子力災害発生時における、応急措置、緊急事態応急対策の実施
- 13 放射性物質による汚染除去への協力

第7 指定地方公共機関

〔名古屋港管理組合〕

- 1 港湾施設（水門、こう門、護岸、防潮壁、貯木場等）、海岸保全施設等の維持管理及び災害復旧
- 2 港湾における緊急物資及び人員輸送用岸壁等の応急対策の指導・協力

〔一般社団法人愛知県トラック協会〕

- 1 災害対策用物資の配送体制の確保
- 2 災害時における応急輸送対策
- 3 緊急輸送実働訓練の実施及び機関誌による広報事業
- 4 警戒宣言時、非常配備体制に入り、緊急輸送対策本部を設置
- 5 緊急輸送対策本部は県下12地区部会に対し、非常配備体制の発令と対策支部の設置を指示
- 6 対策本部及び支部は、出動可能な車両及び要員の数を調査し、その確保に努め、次の事項を伝達
 - (1) 乗務員の招集及び点呼
 - (2) 車両（ホロ等を含む。）、燃料の点検及び整備
 - (3) 必要なパーツ類、スペアタイヤ、信号旗、発煙筒、消火器、救急箱、緊急輸送車表示幕の整備及び非常用食糧の携行
- 7 発災後、再度出動可能な車両及び要員数を把握
- 8 災害応急活動のため、各機関からの車両借上げ要請に対する配車の実施
- 9 原子力災害対策用物資の輸送に対する協力

〔名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、株式会社東海交通事業、名古屋臨海高速鉄道株式会社、愛知高速交通株式会社〕

東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準ずる。

〔名古屋高速道路公社〕

- 1 所管区域の道路施設等の防災管理
- 2 車両の応急安全措置
- 3 道路啓開等緊急交通路確保、道路施設等の災害応急対策工事
- 4 災害復旧工事の施工等

〔中日新聞社、朝日新聞名古屋本社、毎日新聞中部本社、読売新聞中部支社、中部経済新聞社〕

災害時における広報活動及び被害状況等の速報

日本放送協会に準ずる。

〔株式会社ＣＢＣテレビ、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社エフエム愛知、株式会社エフエム名古屋〕

日本放送協会に準ずる。

第8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

〔消防団〕

- 1 防災に関する知識の普及並びに防災に関する教育及び訓練の実施
- 2 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- 3 消防、水防その他の応急措置
- 4 被災者の応急救助及び保護
- 5 災害発生に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備
- 6 地震予知情報、警戒宣言等の収集伝達
- 7 地震予知情報、警戒宣言等の広報

〔市・区社会福祉協議会〕

- 1 市との連携により市・区災害ボランティアセンターの運営に協力する。
- 2 NPO等と連携し、一般ボランティアの派遣依頼及び活動紹介に関する調整を行う。

〔名古屋市医師会〕

医療救護班による応急医療活動及び感染症の予防その他保健活動への協力

- 1 医療及び助産活動への協力
- 2 防疫その他保健衛生活動への協力

〔名古屋市歯科医師会〕

歯科医療救護班による医療救護活動その他保健活動への協力

- 1 歯科保健医療活動への協力
- 2 身元確認活動への協力

〔名古屋市薬剤師会〕

災害時医療活動及び医薬品等供給センターへの協力

- 1 医薬品等の供給及び保管管理活動への協力
- 2 医薬品等の適正使用に関する活動への協力

〔公立大学法人名古屋市立大学(以下「市立大学」という。)]〕

- 1 医療救護班による応急医療活動
- 2 市立大学医学部附属病院にてその可能な範囲において被災傷病者の収容治療を実施

〔農業協同組合、商工会議所等産業経済団体、病院・社会福祉施設等の厚生・社会事業団体、危険物施設等防災上重要な施設を有する事業所、自主防災組織等〕

それぞれの業務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力

〔産業経済団体〕

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力

〔文化、厚生、社会団体〕

日赤奉仕団、青年団等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力

〔危険物施設の管理者〕

危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力

〔その他重要な施設の管理者〕

その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力

第4節 本市の概況

第1 自然的条件

1 位置・面積

名古屋市の位置は、東経 136 度 47 分 30 秒～137 度 3 分 39 秒、北緯 35 度 2 分 01 秒～35 度 15 分 38 秒で、本州のほぼ中央に位置している。

面積は、326.43km²で、最大距離は東西 24.55km、南北 25.08km である。

2 地形・地質

名古屋市の地形は、北部から庄内川沿いに名古屋港に至る地域に広がる沖積平野、堀川以東に発達している段丘からなる台地及びそれに連なる丘陵地から構成されている。

濃尾平野の一部をなす沖積平野は、全体に北から南にかけてゆるやかに傾斜しており、北部ではおおむね海拔 5m 前後、西部から南部にかけては海拔 2.5m 以下となっている。

特に、港区南陽町、中川区富田町及び名古屋港をとりまく地域の大部分は、いわゆる「海拔ゼロメートル（平均海面以下）地帯」が広がっている。

堀川左岸に沿って名古屋城から熱田神宮に至るほぼ南北線を境界として、その東側には中位段丘が発達している。この段丘は熱田台地と呼ばれ、濃尾平野の東縁部を形成しており、おおむね海拔 10～20m の高さで本市中心部から瑞穂運動場と末盛通を結ぶ線（田代町線）まで東に広がっている。

この熱田台地より東の守山、猪高、天白、鳴海に至る一帯は、海拔 60～80m 程度の丘陵地を形成し、尾張丘陵に連なっている。この東部の丘陵地には、天白川、矢田川などの河川が流れ、流域沿いには沖積低地が複雑に分布している。

なお、本市の最高地点は守山区大字上志段味の東谷山頂で、海拔 198.30m、最低地点は、港区新茶屋 4 丁目でマイナス 1.73m である。

本市の地盤を形成している地質は、守山区志段味、小幡や名東区高針、上社などにあらわれている第三紀の地質の時代に堆積した地層が、西ないし西南部に向かって緩やかに傾斜して地下に沈み、その上部を第四紀の地質時代に堆積した更新統（洪積層）、完新統（沖積層）が覆うという構造となっている。

第三紀鮮新統は、瀬戸層群、矢田川累層と呼ばれ、その下位には同じ瀬戸層群の瀬戸陶土層が分布している。これらは、ともに第三紀鮮新世時代に堆積したものである。矢田川累層は、厚さ 200m 前後で、主に礫・砂礫・砂・シルト・粘土から構成されており、その内には何枚かの亜炭層・火山灰層を挟んでいる。

第四紀のうち更新世の時代に堆積した更新統（洪積層）は、矢田川累層を不整合に覆っており、主に砂礫・礫・砂・粘土で構成されている。更新統（洪積層）の層序は、下から唐山層、八事層、熱田層、大曾根層となっている。

沖積平野を構成している第四紀のうち完新世の時代に堆積した完新統（沖積層）は、南陽層と呼ばれ、砂・粘土・シルトなどから構成されている。完新統（沖積層）は中央部の台地をとり囲む形で北から西、南の地域に堆積しており、南部臨海地域では 20m 以上の厚さがある。

全般に地盤の良好とされる第三紀鮮新統・第四紀更新統（洪積層）からなる市中央部の台地や東部丘陵地に対し、完新統（沖積層）の堆積している市北部から西・南地域一帯は地盤が軟らかい。とりわけ、庄内川などの河川流域や名古屋港周辺の水分を多く含んだ砂層が厚く堆積している地域では、地震時に液状化現象が発生し易いとされている。名古屋市における地質概要図を掲載した。

3 河川

市域内を流下する河川としては、庄内川（一級河川）水系と天白川（二級河川）水系に代表されるものと、これらに連なる準用河川がある。

4 断層

(1) 概要

「新編・日本の活断層」（活断層研究会 1991 東京大学出版）によれば、名古屋市の南部に存在が推定される伏在断層として「天白河口断層」が記載されている。

(2) 断層調査

断層調査は、阪神・淡路大震災の教訓として直下型地震を引き起こす可能性のある断層について全国的に進められており、名古屋市においても平成8年度から10年度の3か年をかけて存在が推定されながら詳細明らかになっていない「天白河口断層」を対象に調査を実施した。

(3) 調査結果

学識経験者等で編成される名古屋市断層調査委員会において総合的な解析を行い、「今後、天白河口断層が活動する可能性は極めて低く、活断層ではないといえる」と評価された。

(4) 断層の分布

天白河口断層の分布位置は、本節の最終ページ記載図のとおりである。

5 気候

名古屋市は、伊勢湾に面してはいるが、外洋から離れているので黒潮の直接の影響をほとんど受けず、内陸性に近い気候となっている。

このため、冬季は夜間から明け方にかけての冷え込みが厳しく、最低気温は東京、大阪に比べてかなり低い。逆に夏は暑さが厳しく、最高気温が35℃を超える猛暑日が、平年で11.5日もある。

伊勢湾周辺は全国的にみて雨量の少ない地域で、名古屋の年間日照時間は他の大都市より多い。しかし、冬季は比較的雲が多く、関東平野はもちろん、愛知県内でも三河平野に比べて晴天の日が少ない。これは北西から西方にかけて、広大な濃尾平野を隔てて1,000m級の伊吹、養老、鈴鹿の山脈があるのみで、しかも若狭湾と伊勢湾を結ぶ線が本州で最も狭く、僅か120～160kmの近距離で日本海に通じており、このため雲の多い日本海側の気象の影響を受けやすいからである。この点、名古屋の冬の気候は太平洋側型のなかに日本海側型の気候もおびているといえる。

降水量は太平洋側型になっており、月降水量の変化からみると、梅雨期の6～7月と、台風や、秋の長雨時期の9月に、ほぼ同じくらいの降水量のピークが見られる。近畿以西の西日本では前者の方が、また関東以东の東日本では後者の方がそれぞれ多くなっており、降水量については名古屋は東西日本の中間型といえることができる。

第2 社会的条件

災害は、気象・地象及び地形・地質等の自然的条件と人口、土地利用等の社会的条件により、さまざまな態様をとって現れる。

本市における主な社会的条件の現況は次のとおりである。

1 人口

(1) 全体人口

本市の人口は、高度成長期における産業の発展にともなう人口の都市集中や隣接市町村の編入による市域の拡大により増加してきたが、昭和40年代以降、産業構造の変化、都市の過密化等から周辺地域への人口流出現象が始まり、平成5年以降人口は減少傾向にあった。その後、平成9年以降は、再び、増加の傾向にある。

人口の動きを行政区別にみると、半数程度の区では増加傾向にあるが、その他の区では減少傾向を示している。

(2) 昼間人口

本市は地域の中核都市として、昼間には周辺市町村から多数の通勤通学者が流入するとともに市内の人口移動もあり、都心部に位置する中区では昼間人口は夜間人口の約4倍となる。

(3) 高齢者人口

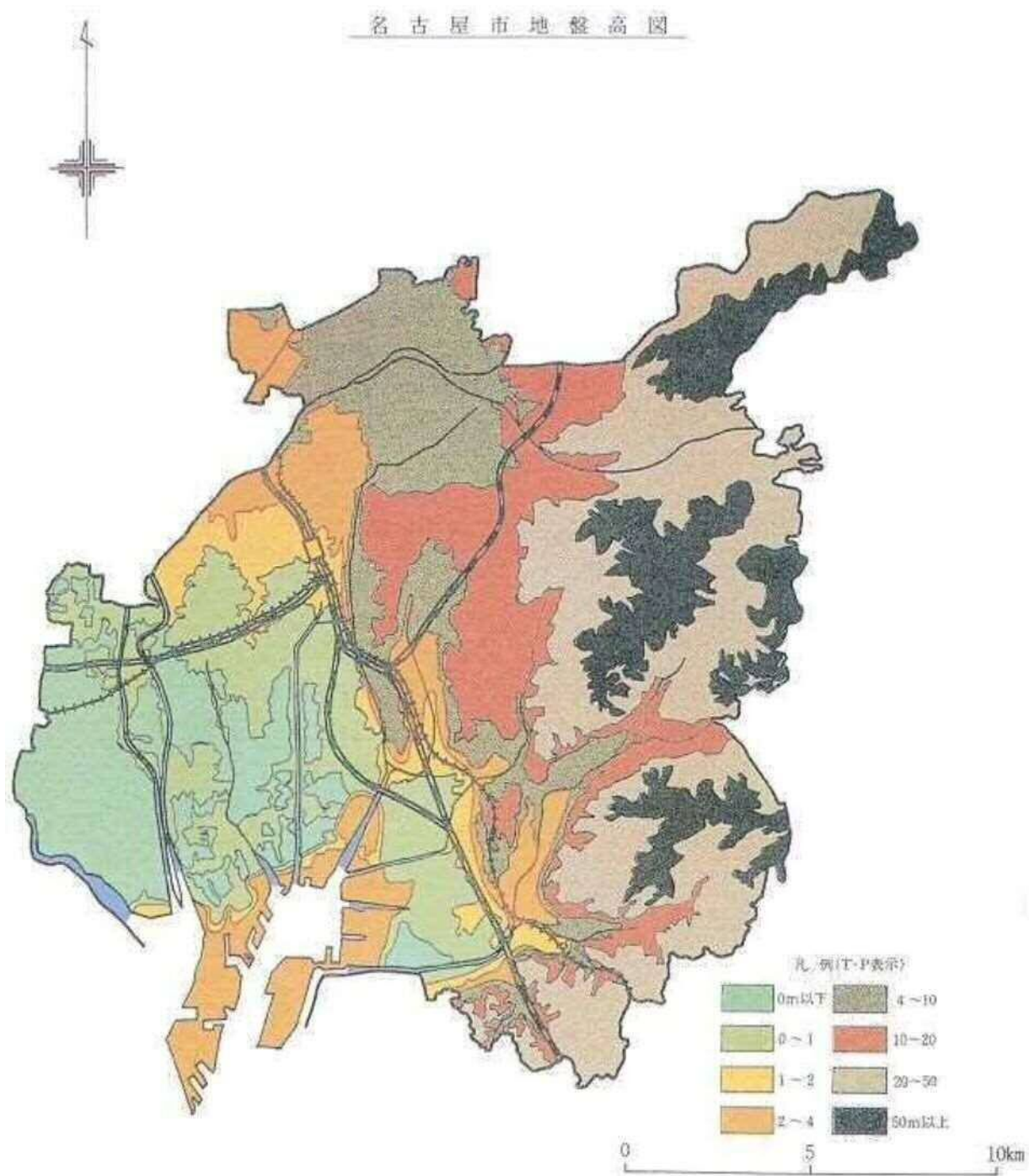
災害対策上、留意すべき65歳以上の人口の分布を見ると、北区、中村区、南区といった区で総人口に占める割合が高くなっている。

2 土地利用

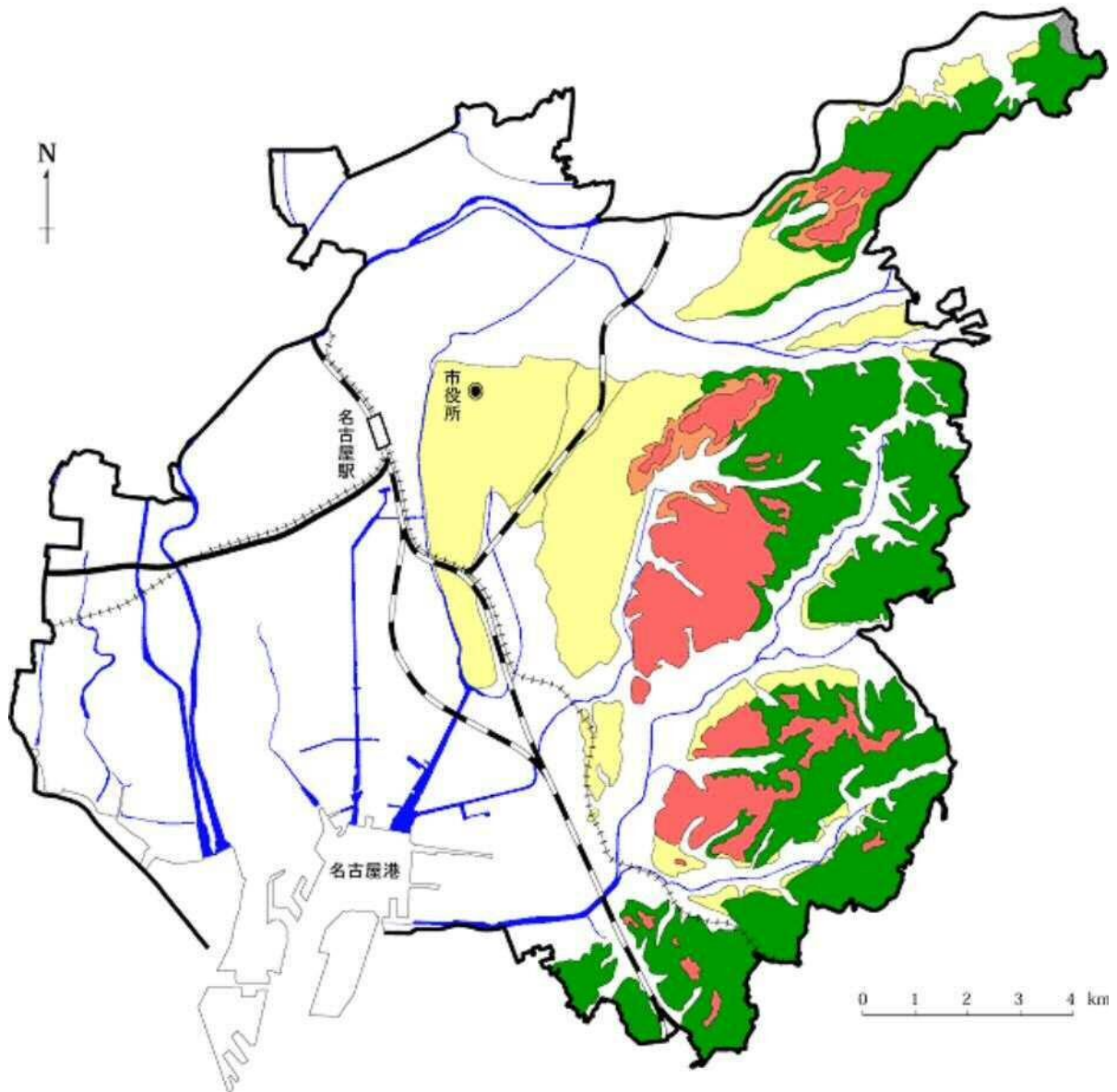
本市においては、都心部や駅ターミナル地域を中心に高層建築物、地下街、複合用途ビル、大規模アミューズメント施設などが次々に建設されている。また、南部の臨海地域では石油基地や化学工場などを中心にした石油コンビナートや工場群が立地するとともに、地盤の液状化が懸念される地域での宅地開発も進んでいる。一方、都心周辺地域のいわゆるインナーシティと呼ばれる既成市街地域では、木造家屋密集地域や道路狭隘地域が存在している。

(資料)

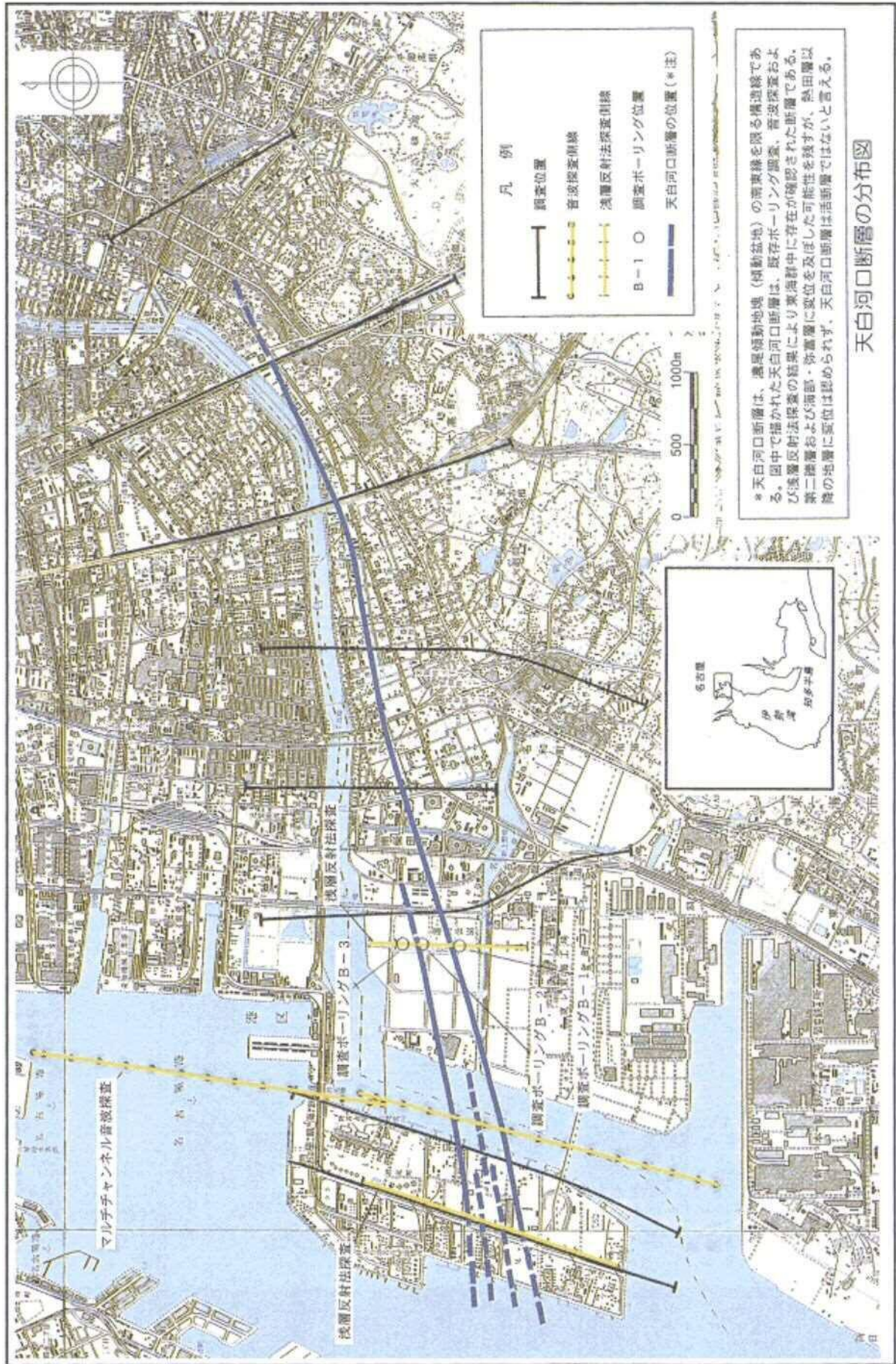
・市域を流下する一級河川	(附属資料編 計画資料 1)
・市域を流下する二級河川	(附属資料編 計画資料 2)
・市域を流下する準用河川	(附属資料編 計画資料 3)
・その他の主な河川、水路、運河	(附属資料編 計画資料 4)
・名古屋の気候表（平年値）	(附属資料編 計画資料 5)
・名古屋の気候表（極値）	(附属資料編 計画資料 6)
・東海地方に接近した台風の数	(附属資料編 計画資料 7)
・主な風水害（伊勢湾台風以降）	(附属資料編 計画資料 8)



名古屋市地質概要図



第四紀	完新世 { 沖 積 層 }		第三紀 鮮新世 { 矢田川累層 }	
	更新世 {	大曾根層		基盤岩類
		熱田層		
		八事層		
		唐山層		



調査報告書より

第5節 市民等の基本的責務

ひとたび広域的災害や大規模災害が発生した場合、行政が行う公助には限界がある。つまり、防災の基本は、「自らの身の安全は自ら守る」であり、すべての市民、企業、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。

第1 市民の責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、自宅の耐震点検等、家具等の固定、ガラスの飛散防止など自宅の耐震性を充分把握するとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

また、市民自らが主体的に判断し、行動できることが重要であるため、過去に発生した災害による教訓を伝承するよう努めなければならない。

第2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割(従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献)を十分認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど、防災活動の推進に努めなければならない。

また、各企業において災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6節 風水害の想定

第1 災害想定基準

1 想定基準

災害の想定にあたっては、名古屋市の地理的条件を考慮し、過去において被った災害のうちから最も頻度の高い水害、すなわち台風及び集中豪雨による高潮、洪水、内水氾濫による被害を想定することとし、火災及び爆発等による被害については、上記の想定の中に含まれるものとして取り扱う。

2 想定諸要素

災害想定における諸要素は次のとおりとする。

(1) 高潮

台風期平均満潮位において伊勢湾台風級の台風が来襲した場合を想定する。

(2) 河川洪水

庄内川水系河川整備基本方針で想定している200年に1回程度発生する可能性のある規模の洪水が発生し、最も被害が甚大となる箇所破堤した場合を想定する。

(3) 内水氾濫

平成12年9月集中豪雨時に総雨量が最も大きかった市内観測所の雨が市域全域に降った場合を想定する。

第2 被害想定

1 被害想定

前記想定による名古屋市域内における被災推計を下記のとおり想定する。

災害種別 種 別	水 害		
	高 潮	洪 水	内 水 氾 濫
被災面積	7 km ²	52 km ²	29 Km ²
被災棟数	— 棟	118,000 棟	55,000 棟
被災世帯数	— 世帯	163,000 世帯	76,000 世帯
被災人員	— 人	426,000 人	202,000 人

※ 被災世帯数、人員は「平成7年度国勢調査メッシュ統計」に基づく
被災棟数は「第90回名古屋市統計年鑑平成11年度版」に基づく

(資料)

- ・災害の種類 (附属資料編 計画資料10)

第7節 地震及び被害の想定

本計画を策定するための基礎資料とするため、名古屋市防災会議地震対策専門委員会および関係機関がとりまとめた被害想定結果の概要を以下に記す。

第1 建物被害、火災被害、人的被害

1 想定地震と選定理由

(1) 海溝型地震

ア 南海トラフ地震

平成26年3月28日、名古屋市は南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域として、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されたため以下の2つの地震を想定地震とした。

(ア) 過去の地震を考慮した最大クラス（以下「過去地震考慮」という。）

南海トラフ沿いでは、おおむね100年～200年の間隔で海溝型の大地震が繰り返し発生しており、南海トラフで繰り返し発生する巨大地震として、宝永地震以降の5つの地震を参考に想定した最大クラスとなる地震

(イ) あらゆる可能性を考慮した最大クラス（以下「あらゆる可能性考慮」という。）

千年に一度あるいはそれよりももっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす地震として、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震

イ 想定東海地震

平成14年4月24日に、名古屋市はこの地震により著しい災害が生ずるおそれのある地域として地震防災対策強化地域に指定されたため想定地震とした。

ウ 想定東南海地震及び想定東海・東南海連動地震

平成15年12月17日に、名古屋市は東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受け、地域指定の対象となった地震のうち名古屋市に大きな被害を及ぼす可能性が高く、高い発生確率が公表されている想定東南海地震及び同時発生の確率が高いとされている想定東海・東南海地震連動を想定地震とした。

(2) 内陸型地震

濃尾地震

名古屋市域に大きな被害を及ぼす可能性が高く、直下型地震の備えという観点で想定地震とした。

2 地震動の予測

南海トラフ地震は、東海・東南海・南海三連動地震等の被害想定及び防災・減災対策推進のための調査検討業務（平成24・25年度 名古屋市）、想定東海地震、想定東南海地震及び想定東海・東南海連動地震は、東海地震等震度分布調査（平成15年度 名古屋市）、濃尾地震は、名古屋市地震被害想定調査（平成7年・8年 名古屋市）（地震編資料1－18－1（1）から（12））による。

想 定 地 震 名	予測震度
南海トラフ地震（過去地震考慮）	5 強～6 強
南海トラフ地震（あらゆる可能性考慮）	5 弱～7
想 定 東 海 地 震	4～6 弱
想 定 東 南 海 地 震	5 弱～6 強
想 定 東 海 地 震・東 南 海 連 動 地 震	5 弱～6 強
濃 尾 地 震	5 強～7

3 津波予測

南海トラフ地震は、東海・東南海・南海三連動地震等の被害想定及び防災・減災対策推進のための調査検討業務（平成24・25年度 名古屋市）、想定東海地震、想定東南海地震及び想定東海・東南海連動地震は平成15年3月愛知県防災会議地震部会「愛知県東海地震・東南海地震被害予測調査」による。

名古屋港における津波到達時間、津波水位について予測した結果は次のとおりである（地震編資料1-18-2）。

想定地震名	南海トラフ地震 （過去地震考慮）	南海トラフ地震 （あらゆる可能性考慮）	想定東海地震	想定東南海地震	想定東海・東南海地震連動
津波到達時間	102分 (30cm)	96分 (30cm)	90分程度 (第1波)	90分程度 (第1波)	90分程度 (第1波)
沿岸における 最高水位	T.P. 3.3m (昭和埠頭 他8地点)	T.P. 3.6m (昭和埠頭 他5地点)	T P 2.4m (昭和埠頭)	T P 2.3m (昭和埠頭)	T P 2.5m (昭和埠頭)

（朔望平均満潮位時点）

4 被害の想定

南海トラフ地震は、東海・東南海・南海三連動地震等の被害想定及び防災・減災対策推進のための調査検討業務（平成24・25年度 名古屋市）、想定東海地震、想定東南海地震及び想定東海・東南海連動地震の被害の想定は、平成15年3月愛知県防災会議地震部会「愛知県東海地震・東南海地震被害予測調査」、濃尾地震の被害の想定は、平成7・8年名古屋市地震被害想定調査による。

(1) 建物被害

	海溝型地震					内陸型地震
区 分	南海トラフ地震 （過去地震 考慮）	南海トラフ地震 （あらゆる 可能性考慮）	想定東海地震	想定東南海 地震	想定東海・東 南海地震連動	濃尾地震
全壊数	約15,000棟	約66,000棟	約 2,700棟	約16,000棟	約21,000棟	約23,400棟
半壊数	約85,000棟	約130,000棟	約15,000棟	約50,000棟	約59,000棟	約99,000棟

(2) 火災被害

	海溝型地震					内陸型地震
区 分	南海トラフ地震 (過去地震 考慮)	南海トラフ地震 (あらゆる 可能性考慮)	想定東海地震	想定東南海 地震	想定東海・東 南海地震連動	濃尾地震
出火数	約140件	約350件	約30件	約200件	約260件	約180件
焼失棟数	約4,900棟	約21,000棟	約40棟	約2,200棟	約6,200棟	約8,600棟

(南海トラフ地震は冬夕18時、その他は夕6時)

(3) 人的被害

	海溝型地震					内陸型地震
区 分	南海トラフ地震 (過去地震 考慮) ※ 1	南海トラフ地震 (あらゆる 可能性考慮) ※ 1	想定東海地震 ※ 2	想定東南海 地震 ※ 2	想定東海・東 南海地震連動 ※ 2	濃尾地震 ※ 3
死者数	約1,400名	約6,700名	約20名	約310名	約420名	約2,500名
負傷者数	約5,100名	約15,000名	約3,800名	約17,000名	約21,000名	約44,000名

(※ 1 冬深夜 ※ 2 朝5時 ※ 3 朝6時)

(4) 被災(難)者

	海溝型地震					内陸型地震
区 分	南海トラフ地震 (過去地震 考慮)	南海トラフ地震 (あらゆる 可能性考慮)	想定東海地震	想定東南海 地震	想定東海・東 南海地震連動	濃尾地震
被災(難)者	約138,000名	—	約24,000名	約110,000名	約170,000名	約390,000名

(濃尾地震以外は、発災1日後の避難所生活者数)

(あらゆる可能性を考慮した最大クラスについては推計していない)

第2 ライフライン被害

- 1 南海トラフ地震は、東海・東南海・南海三連動地震等の被害想定及び防災・減災対策推進のための調査検討業務(平成24・25年度 名古屋市)による。被害予測結果は以下のとおりである。

区分			内容
通信【固定電話】	不通回線数(率)	発災直後	約413千回線(約89%)
通信【携帯電話】	停波基地局率	発災1日後	約81%
ガス【都市ガス】	復旧対象戸数(率)	発災直後	約48千戸(約5%)
ガス【LPガス】	機能支障戸数(率)	発災直後	約11千戸(約20%)
電力	停電軒数(率)	発災直後	約1,228千軒(約89%)
上水道	断水戸数(率)	発災直後	約357千戸(約30%)
下水道	機能支障人口(率)	発災直後	約61千人(約3%)

(被害量最大値)

2 ライフライン施設の被害または市内における機能支障程度について、各関係機関がとりまとめた結果は以下のとおりである。

(1) 電信電話（西日本電信電話株式会社東海支店）

ア 想定地震

南海トラフ地震

イ 被害想定

名古屋市周辺では、電柱倒壊等により通信に影響が発生する可能性がある。また、名古屋市南部においては、地震を原因とした津波等による水害による、通信ビル浸水で通信に影響が発生する可能性がある。

(2) 都市ガス（東邦ガス株式会社）

ア 想定地震

想定東海地震、東南海地震、東海・東南海地震

イ 被害想定範囲

本支管、供給管、内管

ウ 被害想定

想定東海地震、東南海地震、東海・東南海地震

特に名古屋市南西部において、液状化の影響により建物や導管に被害が発生すると予想される地域について、局所的に供給停止する可能性がある。

(3) 電力（中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社JERA）

ア 想定地震

想定東海・東南海・南海連動地震

イ 被害状況

火力発電所が立地する太平洋沿岸地域を中心に、広域かつ大規模な被災が想定されることから、発生直後の供給力は相当減少する可能性がある。一方で、お客さま設備の被災により電力需要も大きく減少する可能性がある。これら需給バランスの不均衡等により、被災直後においては名古屋市内のほぼ全域で停電が発生する可能性がある。また、流通設備についても影響を受けることが想定される。

(4) 水道（名古屋市上下水道局）

ア 想定地震

南海トラフ地震、想定東海地震、想定東南海地震、想定東海・東南海連動地震、濃尾地震

イ 被害想定

（ア）水道基幹施設

取水場、導水管、浄水場、配水場、送配水幹線などの基幹施設は、耐震設計基準及び耐震診断に基づく整備の結果、想定東海・東南海連動地震については、被害は軽微と想定され、南海トラフ地震、濃尾地震については、一部に被害はあるものの、系統相互のバックアップ等により、基本的機能の支障となる大きな被害は生じないと想定される。ただし、広域な停電が発生した場合は、一部の施設について送配水能力の低下が想定される。

（イ）管路

耐震性の低い管路においては、管の破損や継手の抜け出し等の被害が発生する可能性があり、断水に至る場合も想定される。

(5) 工業用水道（名古屋市上下水道局）

ア 想定地震

南海トラフ地震、想定東海地震、東南海地震、想定東海・東南海連動地震、濃尾地震

イ 被害想定

（ア）工業用水道基幹施設

浄水場、配水幹線などの基幹施設は、耐用年数を超え更新されていない施設について、南海トラフ地震により一部で機能が停止する被害が想定される。

（イ）管路

給水区域が市の西部・南部であるため、被害予測調査結果などから配水管、給水装置ともに多くの被害が発生すると想定される。

(6) 下水道（名古屋市上下水道局）

ア 想定地震

南海トラフ地震、想定東海地震、想定東南海地震、想定東海・東南海連動地震、濃尾地震

イ 被害想定

（ア）下水道基幹施設

水処理センター、ポンプ所などの基幹施設については、他都市の大規模地震時の被害事例より、地震動による長期の機能停止は報告されていないことから、本市において壊滅的な被害は想定されないものの、施設の伸縮目地等からの漏水等部分的な被害が想定される。

（イ）管路

耐震性の低い管路においては、管きよの破損や継手部の抜け出し等の被害が発生する可能性があり、流下機能の阻害等が発生する場合も想定される。

第8節 原子力災害の想定

第1 災害の想定

この計画の作成にあたり想定とした災害は次のとおりである。

1 放射性物質災害

放射性物質（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素等をいい、次の2に記載する核燃料物質等を除く。）の取扱いに係る災害をいう。

2 原子力等災害

本市における核燃料物質等（原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質をいう。）の事業所外の運搬中の事故による災害及び県外における原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）の事故の発生に伴う災害をいう。

なお、想定する原子力発電所等は次のとおりである。

原子力発電所又は原子炉施設名	事業所名	所在地	本市境までの距離	原子炉
浜岡原子力発電所	中部電力株式会社	静岡県御前崎市佐倉	約114km	5基 ^{※1}
美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡美浜町丹正	約96km	3基 ^{※2}
大飯発電所		福井県大飯郡おおい町大島	約112km	4基
高浜発電所		福井県大飯郡高浜町田ノ浦	約125km	4基
敦賀発電所	日本原子力発電株式会社	福井県敦賀市明神町	約95km	2基 ^{※3}
高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	約97km	1基 ^{※4}

※1 浜岡原子力発電所の1号機及び2号機は廃炉措置作業中

※2 美浜発電所の1号機及び2号機は廃炉に向けた手続中

※3 敦賀発電所の1号機は廃炉に向けた手続中

※4 高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）は平成28年原子力関係閣僚会議決定に基づき、今後、廃止措置に向けた取組を実施

※5 これらの施設で事故が発生した場合を想定し、国等が行ったシミュレーション結果を計画の策定にあたり参考とした。

第2 地理的条件などによる原子力災害に対する考え方

東日本大震災を起因とした東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、原子力災害対策特別措置法が改正された。また、環境省の外局として設置された原子力規制委員会により、原子力災害対策指針が規定された。同法の定めにより、同指針により規定する原子力災害対策重点区域（PAZ、U

PZ) 内の地方公共団体においては、地域防災計画に原子力災害対策編を策定することが義務付けられた。

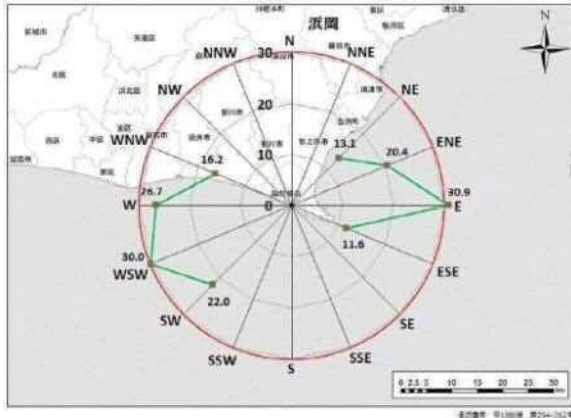
その後、平成27年4月に、原子力災害対策指針が改正され、原子力災害における緊急時の防護措置の判断にあたって、緊急時迅速放射能影響予測システム（SPEEDI）等の予測的手法は活用しないという考え方が示された。また、UPZ外の地域では、国が主体となって緊急時モニタリングを実施することとし、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避を実施することを基本とした。一方、PAZ外の地域における安定ヨウ素剤の配布・服用については、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すこととしている。

愛知県及び本市は、原子力災害対策重点区域（PAZ，UPZ）には指定されていない。しかしながら東京電力福島第一原子力発電所の事故に鑑み、原子力災害が広範囲に渡り被害をもたらす可能性があることを考慮し、次の事項を主眼とした対策を講ずることとする。

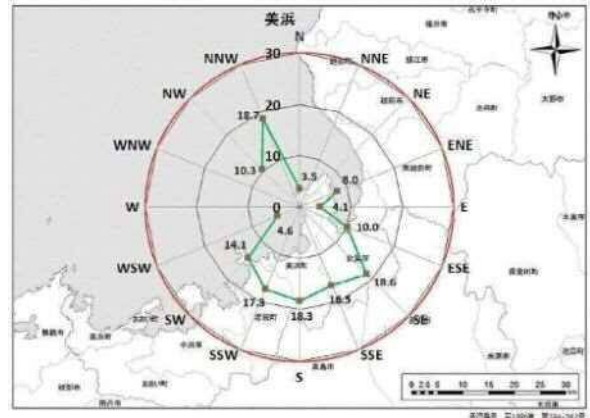
- モニタリングの充実... 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないが、測定器を使用することでの確に計測できるため、各モニタリングポスト及び市内各所での放射線測定器での空間放射線量率等の測定を実施する。
- 情報管理... 国、県、関係市町村及び原子力事業者等との連携を緊密に保ち、正確な情報の共有化を図る。
- 情報提供... 市民の具体的な行動につながるような科学的根拠に基づく、明確かつ具体的な基準を提示するとともに、適宜適切に正確な安心情報を提供する。
- 広域避難の受入れ... ひとたび原子力災害が発生すれば、他の自治体において多数の避難者が発生することが予測される。そのため、本市は、国、県及び原子力事業者等と連携を図り、災害対策基本法第86条の8に基づき避難者の受入れについて想定する。
- ※ 安定ヨウ素剤の備蓄... 本市において重要なプルーム通過時の被ばく防護措置のうち、安定ヨウ素剤の備蓄及び服用については以下の課題があるため継続検討課題とし、国の更なる動向や他の地方公共団体からの情報収集等を行う。
 - ・ヨウ素以外の放射性物質に効果が無い
 - ・投与の有効タイミングが狭い
 - ・配付、投与の手順を整備し、対象者全員に届ける必要がある
 - ・副作用発生時の責任の所在が不明確
 - ・緊急時における服用指示について、責任の所在の明確化が必要

[参考：国のシミュレーション結果について（平成24年10月24日公表）]

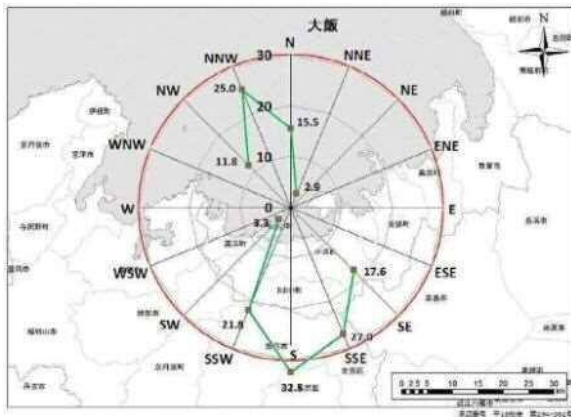
- 1 目的：防災対策を重点的に充実すべき地域の参考とするため。
- 2 条件：① サイト出力に対応した放射性物質が一度に放出したと仮定
 - ② 放出継続時間は10時間
 - ③ 地形情報は考慮されていない
 - ④ 年間を通じた気象条件などを踏まえ、総体としての拡散の傾向を表したもの



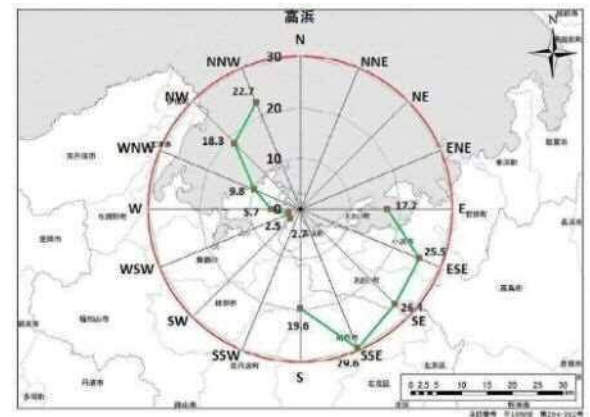
浜岡原子力発電所



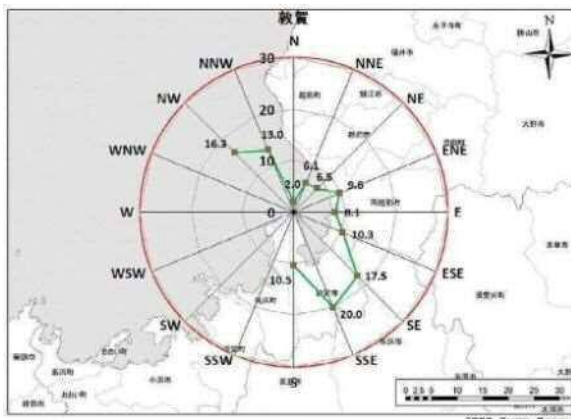
美浜発電所



大飯発電所



高浜発電所



敦賀発電所

注意：高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)は調査対象外

(資料)

- ・放射性物質保有事業所

(附属資料編 計画資料23)

第1節 都市の防災構造強化

都市の発展・拡大にともなって、都市基盤が高度化・複雑化するとともに、災害による被害もまた大規模化するのが常である。そのため、災害ポテンシャルは増大を続け、東海豪雨、阪神・淡路大震災、東日本大震災の例を引くまでもなく、多種多様な災害の発生が予測される。このため、地域の実態に則した都市の防災構造強化は重要かつ緊急の課題である。風水害や地震の防災面に重点をおき、都市の防災構造強化をこれまで以上に積極的に推進する必要がある。

第1 都市計画

1 土地利用計画

土地利用計画については、名古屋市都市計画マスタープランにおける都市構造や土地利用の方針を基本として用途地域等の地域地区を定め、望ましい市街地の形成を誘導することとしている。郊外部の低層・低密度で居住機能が中心の土地利用形態から、中心部へ近づくにしたがって、商業、業務などの他の都市機能との複合度を高め、高層・高密化する段階的な構成を基本とする。都心域には主に商業系用途地域を指定し、市街域のうち郊外部は主に住居専用地域、住居地域、それ以外の市街域には、住居系用途地域その他商業系・工業系用途地域を指定する。港・臨海域は工業、港湾等の土地利用を基本とし、工業系用途地域等を指定する。

市内の駅を中心とする駅そば生活圏において、都市機能の更なる強化と居住機能の充実を図るとともに、地域特性や地域資源の活用により駅そば生活圏全体の活性度を高めながら、大規模な災害にそなえ、防災性の高い都市構造の構築をすすめる。

2 開発行為の規制

開発許可制度は、都市計画区域内における開発行為をより有効的に規制誘導することにより、都市の将来における合理的な土地利用計画を担保するとともに段階的、計画的な市街地整備を図る手段である。開発行為の許可に際しては、無秩序な市街化による生活環境の悪化、がけ崩れ、溢水等の災害を防止するための十分な措置を講ずるとともに、開発区域の規模や予定建築物の用途に応じて公園、防火水槽等の設置を義務づける等、的確な指示、指導を行い、また、当該工事に起因する災害の発生を防止するために必要な条件を付す等、開発許可制度の厳正かつ的確な運用を図るものとする。

また、宅地造成工事規制区域については、擁壁の耐震性に関する基準を平成13年度に制定し、指導を実施している。

第2 雨水流出抑制策

都市化の進展による山林や田畑の減少は、都市全体の保水、遊水機能を低下させ、雨水の流出量の増大や流出時間の短縮化を招いている。このため、豪雨時には河川や下水道に短時間に大量の雨水が流れ込むこととなり、しばしば浸水被害が発生することとなった。また、近年は河川や下水道の計画レベルを超える豪雨が発生し、著しい浸水被害を受けている。

このような状況に早急に対応するため、河川や下水道の整備を進めるとともに、雨水流出抑制策の推進を図り、さらなる浸水被害の軽減に努めるものとする。

1 ため池・緑地・農地の保全

ため池保全要綱に基づき、ため池の保全に努める。また、既存緑地や湧水機能のある都市公園の保全、緑化地域制度に基づく緑地の創出及び農地の保全により、雨水流出抑制を推進するものとする。

2 雨水貯留、浸透施設の設置による雨水流出抑制の推進

透水性舗装の実施及び浸透トレンチ、浸透雨水枡等を設置することにより雨水を地中に浸透させることや、公園、校庭、集合住宅の棟間等の空間地、地下又は建築物の一部に雨水を一時的に貯留することにより、その集中的な流出を防ぐよう雨水流出抑制を図るものとする。

第3 地盤沈下対策

本市においては、昭和30年代に入ってから経済の高度成長にともなって、地下水の採取量も急速に増加し、地盤沈下の進行がみられた。このため、昭和35年には、名古屋市南部地域が工業用水法（昭和31年法律第146号）の地域指定を受け、揚水規制が開始された。しかし、その後も市域の南西部を中心に地盤沈下が進行し、昭和48年度の年間最大沈下量は、20cmにもなった。このため、昭和49年からは、愛知県公害防止条例（昭和46年愛知県条例第32号）及び名古屋市公害防止条例（昭和48年名古屋市条例第1号）による揚水規制を開始した。

その後地盤沈下は鈍化の傾向に転じ、昭和52年度以降、年間2cm以上の沈下域はなくなった。さらに昭和54年度以降は年間1cm以上の沈下域もなくなっていたが、昭和62年度3.8km²、平成元年度6.8km²、平成6年度42km²、平成7年度3.0km²及び平成16年度3.3km²で1cm以上の沈下域が現れた。

なお、これまでの沈下量が累積130cmを超える地点もあり、防災上の観点からの対策の充実が求められている。

従って今後とも「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき国及び濃尾平野の関係機関と連携し、また「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づき、地盤沈下対策を推進していくものとする。

第4 液状化に関する情報収集

液状化が発生しやすい地盤条件としては、沖積層や埋立地などで地下水位が高く、粒径が揃った細砂や中砂を含む砂質土であるといわれている。既往の地震による液状化地域は、濃尾地震では庄内川沿いの西、中村、中川区等で、東南海及び三河地震では埋立地の多い港、南区と庄内川沿いの中川区等で確認されている。

このため、地盤データ等の地盤に関する情報収集に努める。

第5 市街地の開発・整備

既成市街地内の木造住宅密集地域、公共施設の未整備地区及び新市街地について、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を通じ、また、民間による開発を誘導することにより、災害に強いまちづくりに努めるものとする。

本市においては、市及び組合による土地区画整理事業が広く普及しており、都市計画上の大きな

特色ともなっているが、この事業により、防災施設としての機能をあわせもつ道路、公園や排水施設等を整備し、災害に備えた健全な市街地の形成を図るものとする。

現在、本市施行として、大曾根北地区、筒井地区、葵地区、大高駅前地区及びささしまライブ24地区で、また、組合施行として、上志段味地区、中志段味地区、下志段味地区及び茶屋新田地区等で土地区画整理事業を実施している。

第6 木造住宅密集地域の改善

木造住宅密集地域の改善にあたっては、地域の主体性を尊重したきめ細かな防災まちづくりの推進により、燃え広がりやすく、避難しやすいまちを目指すものとする。

1 支援制度・規制誘導手法を組み合わせた施策展開

建物単位・道路単位・地区単位で、支援制度と規制誘導手法を組み合わせた施策展開を図る。

2 地域特性に応じた施策展開

地域の資源や雰囲気配慮するなど地域特性に応じた施策展開を図る。

3 地域課題の改善に向けた総合的な施策展開

地域の魅力を高めるため、防災に加え、生活利便、コミュニティ、防犯の視点なども含めた総合的な施策展開を図る。

第7 急傾斜地崩壊防止対策

大雨によりがけ崩れの発生のおそれのある急傾斜地は、市東部丘陵地に多数存在しており、その中でも人家密集地や学校等公共建築物の付近の急傾斜地については、急傾斜地の崩壊の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）により、愛知県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定し、土留擁壁など崩壊防止工事を積極的に推進している。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）により、愛知県知事が指定した土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内の住民に対しては、警戒避難体制等について、充分注意を喚起しておくものとする。また、土砂災害特別警戒区域内の建てられた住宅等の移転・改修に対する助成を行っている。

この他、がけ附近地等に建築物や擁壁を設ける場合は、建築基準法令に規定された技術基準により建築物の敷地、排水施設、基礎及び擁壁等の構造等に関し、規制・指導を行うものとする。

第8 宅地造成等の規制

東部丘陵地域における宅地の造成については、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）により宅地造成工事規制区域を設け、がけ崩れ又は土砂の流出による災害を防止するため、一定の行為に対し必要な規制を行い、防災措置を講ずるよう指導・監督を実施していくものとする。

また、被災した宅地の応急措置及び応急復旧に際しての技術的相談、指導等を行う。

1 許可工事

宅地造成工事規制区域内において行う、一定規模以上の宅地造成工事は、市長の許可を要する。

2 協議工事

国又は地方公共団体が工事を行う場合、協議の成立をもって許可があったものとみなされるが、

協議成立後の規制については、許可工事と同様とする。

3 既成宅地に対する規制

宅地造成工事規制区域内の既成宅地についても、宅地の所有者、管理者又は占有者に保全義務を課すとともに、これらの宅地について宅地造成にともなう災害防止上必要な措置をとることを勧告し、又はその設置、改造及び地形の改良のための工事を行うよう改善命令を発し、造成地の保全を図る。

4 巡視及び検査

規制区域内の巡視を常に行い、無許可の違反造成工事の防止に努めるとともに、許可工事については中間検査等を実施し、その後、工事完了の検査に合格した場合には、検査済証を交付する。

5 危険度判定

大規模風水害又は大地震により被災した宅地の崩壊による二次災害を防止するために、愛知県等関係機関と連絡調整を図り、必要な場合には被災宅地危険度判定士の協力を得て、危険度判定作業等を行う。

第9 建築物の防災対策

1 建築物に対する規制と指導

建築物に対しては、建築基準法(昭和25年法律第201号)をはじめとする関係法令によって防火、避難及び構造等に関する各種の規制が定められている。これらに基づく適正な審査、検査及び指導により、建築物における災害の未然防止及び抑止を図るものとする。

また、既存建築物のうち、「百貨店など不特定多数の人が利用する施設や高齢者・障害者等が就寝する施設等で一定規模以上の特定建築物」については、定期報告制度の活用にあわせて防災査察などを充実することにより、建築物の維持管理を徹底させるとともに改修指導を推進し安全性の向上に努める。

2 臨海部防災区域の建築規制

港区、南区を中心とする本市西南部の低地帯の一定区域を名古屋市臨海部防災区域建築条例(昭和36年名古屋市条例第2号)により、建築基準法第39条に基づく災害危険区域として臨海部防災区域に指定している。

この地域内の建築物については、高潮、出水による災害から安全を確保するために、1階の床面の最低高さ、2階以上の階に居室設置の義務付けなどの規制をしている。

3 市営住宅の建替・改善

原則として耐用年数80年を目標として維持管理等を行う一方で、安全性確保に課題がある住棟については、優先的に建替や改善を図ることとしている。

4 市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業

市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業は、木造建築物が密集するなどの防災上の課題を持つ地区等において、建築物や公共施設等の一体的な整備を行い、土地の合理的な高度利用、建築物の不燃化及び都市機能の更新を図るものであり、防災対策上有効な事業である。

現在、本市施行として鳴海駅前地区で、市街地再開発事業を実施している。錦二丁目7番地区では、施設建築物内に災害発生時に対応した一時退避場所及び防災備蓄倉庫が整備された民間施

行の市街地再開発事業が、令和3年度末に事業が完了した。

5 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）

老朽木造住宅が密集する地域において、老朽住宅等の除却、地区施設の整備等を行い、住宅事情の改善、居住環境の整備及び防災性の向上を図る。現在、大曾根北地区、筒井地区で土地区画整理事業と連携し事業を推進している。

6 高層建築物の防災対策

長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者に周知する。

第10 避難地、避難路等の計画（震災に強いまちづくり方針）

本市では、過去、濃尾地震（明治24年）、東南海地震（昭和19年）等の大地震を経験しているが、今後は起こりうる最大クラスの地震を想定した対策を考える必要がある。平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、地震・火災対策だけでなく、津波等を考慮した震災に強いまちづくりを進めななかで、本市の都市防災構造化を図り、もって震災時における市民の生命・財産の安全を確保することを目的として「震災に強いまちづくり方針」の中で避難地、避難路等の計画を策定している。

本計画では、面積が1ha以上の公園・緑地等100箇所、約3,128haを広域避難地として設定し、幅員がおおむね15m以上の広幅員道路191路線、約685kmを避難路等の防災道路として、広域避難地を相互に結ぶとともに、必要に応じ、広域避難地への中継地等として機能する面積が1ha以上の公園等107箇所を一次避難地として位置づけている。

また、十分な避難スペースを有しない避難スペース不足区域から、外周にあり避難有効面積が大きい広域避難地へと通じる主要な路線や、津波浸水想定区域から津波浸水想定区域外へと通じる主要な路線を骨格避難路として位置づけている。

第11 建築物の耐震不燃化

地震時における建築物の安全を期するため、建築基準法による防災上、構造上の審査及び適切な指導を行うとともに同法及び消防法に定められた特殊建築物、大規模建築物並びに防火地域、準防火地域等の指定地域内の一般建築物に対する防火上、耐震上、避難上の構造及び施設基準に基づいて規制を行っている。これをさらに地域の特性を生かした対応となるよう検討し、建築物の耐震不燃化と火災発生の予防措置を図るものとする。また、建築物等の耐震化、がけ崩れ等による建築物の被災防止、ブロック塀等の撤去を促進するとともに、中高層建築物の窓ガラスや外装材などの破損落下及び屋外広告物の倒壊落下防止に努めるものとする。

1 建築物の耐震性の向上

(1) 一般建築物

建築物の耐震性を確保するために、建築基準法に基づく構造等の審査、指導を行う。

(2) 公共建築物

震災時において避難、救護、消火など応急対策活動の拠点となる公共建築物は、人命の安全及び円滑な応急対策活動を確保するため、地震に対して安全でなければならず、耐震性の向上に努める必要がある。このため、防災上重要な市有建築物を新築する際には、下表のとおり、耐震基準を定め、より高い耐震性能を確保する。

特に構造体の耐震性能の向上を図るべき建築物 (防災活動中核拠点、地域防災活動拠点のうち区役所・消防署・災害医療活動拠点等)	一般建築物の1.5倍の耐力
構造体の耐震性能の向上を図るべき建築物 (上記以外の地域防災活動拠点、地域防災拠点等)	一般建築物の1.25倍の耐力

2 既設建築物の耐震性の向上

(1) 民間建築物

「名古屋市建築物耐震改修促進計画2030」に基づき、住宅や耐震診断が義務付けられた建築物等の耐震化を促進するため、啓発を行うとともに、所有者の状況に応じたきめ細かな支援を行う。

(2) 公共建築物

既設の公共建築物については、「名古屋市新世紀計画2010」実施計画及び第7節地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画に基づき、防災活動中核拠点である市庁舎、災害医療活動拠点である病院、地域防災拠点及び指定避難所である小中高等学校及び市営住宅などを中心に耐震対策を実施してきた。引き続き、個々の施設の対策の必要度に応じて順次、耐震改修等の耐震対策を実施する。

3 建築物の不燃化の促進

(1) 防火・準防火地域の指定

各種建築物が密集している市街地では、地震・火災の発生により大きな被害が予想される。こうした被害を未然に防ぐため、個々の建築物の不燃化を図るとともに、集団的な防火規制により、火災等に強いまちづくりを進めている。防火地域は、商業地域等の高度利用を図る区域及び幹線道路の沿道等の防災上必要な区域に指定している。準防火地域は、市街化区域内で防火地域、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く区域に指定している。

(2) 特殊建築物の指導

個々の特殊建築物についての耐火、防火については、建築基準法、消防法等関係法令において各種の規制が定められており、地震火災の拡大防止のため、これらの規制に基づく審査、指導を行っている。

また、既設の特殊建築物については、定期報告制度の活用にあわせて防災査察などを充実することにより建築物の維持管理を徹底させるとともに改修指導を推進し安全性の向上に努める。

4 がけ崩れ等による建築物の被災防止

宅地開発の進展により、がけ地や急斜面付近に宅地を造成する例が多くなっていることから、これらの場所におけるがけ崩れ、擁壁の崩壊などによる建築物の被災防止に努めるものとする。

(1) がけ地等に建築物や擁壁を設ける場合は、建築基準法及び愛知県建築基準条例に規定されている技術基準に基づき指導を行っている。また、がけ等急斜面の多い東部丘陵地域を宅地造成等規制法により「宅地造成工事規制区域」に指定し、区域内の宅地造成工事等について規制、指導を行い、宅地の安全化を図ってきたが、今後もこの制度を活用し、がけ、擁壁の崩壊などによる建築物の被災

災防止に努める。

- (2) 大規模盛土造成された宅地は、地震により、宅地全体が滑ったり崩れたりする滑動崩落という現象を引き起こし、建築物等に多大な被害を及ぼす可能性があることが指摘されている。本市においても、東部丘陵地域を中心に大規模盛土造成地が多数存在することを確認しており、大規模盛土造成地の分布状況を調査し、大規模盛土造成地マップとして公表した。今後は、大規模盛土造成地の地震による滑動崩落に対する安全性を確認するための調査を早期に完了するよう努める。
- (3) 崩壊の恐れがある急傾斜地について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき25か所が「急傾斜地崩壊危険区域」に指定され、有害行為の規制等を行うとともに県による崩壊防止工事が実施されるなど保全が図られており、今後もこの制度を活用し、急傾斜地の崩壊による建築物の被災防止に努める。

5 ブロック塀等の安全対策

ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、所有者による自主的な点検補強が図られるよう、技術的な相談、指導を実施する。また、民間所有の道路に面するブロック塀等を撤去する場合に助成を行っている。

6 窓ガラス、外装材等及び屋外広告物の落下防止

過去の地震の例から、窓ガラスや屋外広告物が破損落下する被害が予想されるため、所有者に落下防止対策や維持管理の徹底の意識啓発を行う。

- (1) 窓ガラス、外装材等の安全性を確保するため相談、指導を実施し、改善が図られるよう努める。
新築建築物については、建築基準法に基づき指導を実施する。
- (2) 広告塔、看板等の屋外広告物の安全性を確保するため建築基準法、名古屋市屋外広告物条例に基づき設置者等に対する指導、規制を行う。

第12 農地の防災対策

1 湛水防除

日光川流域及び新川流域一帯の農地は、低湿地帯にあり、長年の地盤沈下や地域の開発等で地域の実勢が変化し、かつ、排水末端地帯として従来から湛水の被害を余儀なくされている。本市としては、湛水防除に重要な役割を果たす排水機場について、老朽化している排水ポンプの修繕などの必要な措置を講じていく。

2 防災営農施設の確立

水路、立切、樋門等農業用諸施設の機能の強化を図る。

3 防災協力農地登録制度の推進

避難空間及び災害普及用資材置場として活用できる農地を、所有者の協力のもとあらかじめ防災協力農地として登録することにより、地震災害発生時における市民の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る。

(資料)

・地下水揚水量と地下水位・地盤沈下の関係	(附属資料編 計画資料 14)
・急傾斜地崩壊危険区域	(附属資料編 計画資料 15)
・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	(附属資料編 計画資料 16)
・宅地造成工事規制区域図	(附属資料編 計画資料 17)
・都市計画における地区の指定等	(附属資料編 計画資料 26)
・避難地、避難路等の計画（震災に強いまちづくり方針）	(附属資料編 計画資料 27)
・建築物防災上の制限	(附属資料編 計画資料 28)

第2節 公共施設の整備（風水害対策）

河川及び都市下水施設等の整備を始め、総合的な治水対策を進めるとともに、高潮・津波対策を推進し、水害に対する事前の予防措置を計画的に進めるものとする。

また、これら公共施設は、所要の機能を発揮し災害時に被害を最小限にとどめられるよう適切な維持管理を行っていく必要がある。

第1 道路・橋りょうの整備

災害時における道路の使命は非常に大きく、被災による交通の途絶は救助や復旧作業に致命的な打撃となる。また、災害時における避難場所、防火帯あるいは消火、救護活動の動脈として道路は重要な防災施設である。ことに南部低湿地域においては、防災施設としての意義は一層重要になるので全般的な整備を促進するとともに、幹線道路については、平均潮位以上にかさ上げするものとし、他の道路についても、地盤沈下の問題や雨水排水の面との関連を考慮し整備するものとする。

さらに、橋りょうについても、道路の整備にあわせて新設、改築等の整備を図るほか、関連する事業などに応じて、その整備を進めるものとする。

特に、風水害等に対する防災の役割を果たすものとして、市南西部における戸田荒子線などの都市計画道路等の建設を促進するものとする。

第2 公園・緑地の整備

公園、緑地は、道路とともに重要な防災施設であり、災害時の避難場所、あるいは火災発生時には延焼及び飛火を防止する防火帯となり、応急救助活動、物資集積等の基地やヘリポートとしても活用することができるので、その配置と規模、施設内容等については都市防災の観点から十分考慮する。また、津波浸水想定区域内の大規模な公園においては、公園整備の機会をとらえ周辺の避難ビルの指定状況や地域の要望などを考慮し、高台等の整備を検討する。

第3 河川・下水道等の治水施設の整備

昭和54年の名古屋市総合排水計画策定以降、1時間50mmの降雨に対応する治水施設整備を進めるとともに、平成12年東海豪雨や平成20年8月末豪雨などにより、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象として、緊急雨水整備事業を推進してきた。また、河川については河川整備計画に基づく整備を推進し、浸水被害の軽減に努めている。しかし、近年では、地球温暖化の影響等による豪雨の増加や、土地利用の高度化などにより依然として市内各所で浸水被害が発生している。

これに対処するため、「名古屋市総合排水計画（令和元年度改定）」に基づき、河川・下水道等の治水機能を最大限発揮できるよう、治水施設の整備計画を定め、連携して対策を進めるとともに、流域における過去の浸水被害発生状況や浸水リスク等を踏まえ、地域の状況に応じて河川や下水管、排水路等を整備する他、側溝、街きよ等末端の集水機能の整備改良を図る。また、既存の治水施設を最大限活用するとともに、改築・更新に併せた能力増強に取り組むなど、効率的な整備に努めるものとする。

1 河川の整備

河川の重要度や洪水リスク等を踏まえ、1時間 63mm の降雨を安全に流下させる河川改修、流域貯留施設の整備を行う。また、庄内川、新川、天白川等の河川については、さらなる治水安全度の向上が必要なため、国土交通省及び愛知県との連携を緊密にし、河川整備が促進されるよう要望するものとする。

南海トラフ地震の被害想定に基づき、堤防の耐震対策を進めるとともに、堤防を有する区間については越水した場合でも決壊までの時間を遅らせる「粘り強い構造」とすることで、整備水準を超える降雨に対するリスクの低減に努める。

2 ため池の整備

市の管理するため池について、近年の全国的なため池の被災状況を参考に、堤体の決壊による浸水被害の発生防止に努めるなど、必要な対策を行っていく。

3 河川ポンプ施設の更新・整備

老朽化したポンプ施設を確実に更新するとともに、必要に応じて排水能力を増強する。

4 下水管や排水路の整備

流域における過去の浸水被害発生状況や浸水リスク等を踏まえ、地域の状況に応じて下水管や排水路を整備する。また、既存の治水施設を最大限活用するとともに、改築・更新にあわせた能力増強に取り組むなど、効率的かつ効果的な整備に努める。

5 雨水ポンプ施設の更新・整備

老朽化したポンプ施設を確実に改築するとともに、必要に応じて排水能力を増強する。

また、災害時における浸水箇所の排水を行うため、移動用ポンプの整備、点検に努める。

6 既存施設の機能確保・活用

河川、下水道、農業用水路等が適切に機能を発揮できるよう、日常的な維持管理や計画的な点検に基づく補修、維持更新に努める。また、台風等で大雨が予想される場合は、河川ポンプで予備放流を実施し、あらかじめ河川の水位を下げておくなど、既存施設の効果的な活用や運用を図ることで、治水機能の向上を図る。なお、施設の所管局が混在する地域については、市内部の役割分担を明確にし、より効率的・効果的に管理ができる体制の構築に努める。

第4 港湾の整備（高潮・津波対策）

水防法（昭和24年法律第193号）及び災対法の趣旨に基づき、高潮・津波による災害に対しては、本市区域内の各河川及び海岸に対する必要な監視、予報、警戒、通信連絡等についての対策を「名古屋市水防計画」に定め、災害予防に努めるものとする。

特に名古屋港では、昭和34年の伊勢湾台風を教訓に、昭和36年から昭和39年にかけて高潮防波堤、防潮壁及び堀川口防潮水門等を建設し、それぞれ、港とその背後の市街地を高潮から守るとともに、水門閉鎖中の内水を排水ポンプにより排水し、市街地を浸水から守っている。

なお、これら施設の維持管理に当たっては、測量、調査を継続的に実施し、沈下部分があれば、かさ上げ工事をするとともに、防潮壁前面護岸等に老朽箇所があれば補強工事を行うなど、その管理に努める。

（資料）

- ・改修河川一覧（附属資料編 計画資料 11）
- ・重要水防箇所（附属資料編 計画資料 12）
- ・重要水防箇所（ため池）（附属資料編 計画資料 13）
- ・名古屋港耐震岸壁一図（附属資料編 計画資料図 1）

第3節 公共施設の整備（震災対策）

地震による道路、公園、河川、港湾等の公共施設の被害は、震災時の避難、応急復旧などの障害になるばかりでなく、市民の社会・経済活動上、計り知れない影響を及ぼすことが予想される。

したがって、震災後のこれら施設の早期復旧はもちろん重要であるが、これら施設の耐震性の強化や適切な維持管理を図るなど被害を最小限にとどめる諸対策を講ずるものとする。

第1 整備方針

公共施設の耐震整備については、兵庫県南部地震以後、国等の設計基準や標準示方書等の見直しが実施されつつある状況を考慮し、これらに準拠することを第一とする。

そのうえで、「第1章 第7節 地震及び被害の想定」の結果や該当施設の用途、重要度及び耐用年数等を勘案し、整備を図る。

第2 道路・橋りょう

道路は、日常生活や物資の流通など都市の活動を支える基盤であるとともに、電線、通信回線等を収容する公共的空間の確保といった機能も併せ有している。また、震災時における避難、消防、救援活動の動脈としての役割や火災の延焼を防止するオープンスペースなど多様な機能を有する。

このことから、震災時において、道路がその機能を十分に発揮できるよう配慮して整備を図ってきたところであるが、今後も、道路防災総点検の結果を、道路の改築や都市計画道路の整備、電線類の地中化等に反映していくものとする。

なお既設橋りょうを始めとする道路構造物については、阪神・淡路大震災や東日本大震災からの教訓により、国の方針及び通達に基づき、耐震対策を実施しているところであり、橋りょうの新設・改築にあたっては、耐震性を十分配慮して整備を図るものとする。

また、名古屋高速道路については、兵庫県南部地震級の地震に耐えられることを目標として、平成9年度までに橋脚補強を、平成16年度までに単純桁の連結化、落橋防止装置の改良等の上部工に係る耐震補強を完了、耐震性に十分配慮して整備されている。

第3 公園・緑地

公園・緑地は、良好な都市環境を形成し、市民のスポーツ・レクリエーションの場・憩いの場等の役割を持つとともに、震災時には避難場所や避難路、延焼防止のためのオープンスペースとして機能を果たし、また、応急救助活動や物資集積の基地、ヘリポート、仮設住宅の建設場所として活用できる重要な施設である。

このため、公園・緑地の整備については、都市防災の観点からも十分考慮し、今後さらに強力に推進するものとする。

特に「震災に強いまちづくり方針」で広域避難地、一次避難地に指定されている公園・緑地のうち、整備の完了していない公園・緑地については、住宅密集地域における避難場所としての機能や緊急輸送道路に接し復旧・復興の拠点としての機能等が必要とされることから、今後も積極的に整備を推し進めていくものとする。

また、災害時に避難路となる緑道や避難経路上の公園・緑地についても整備に努めるものとする。

第4 河川

宅地開発による市街化の進展などに伴う雨水流出量の増大に対し、浸水被害を防止するための河川改修に努めてきたところであるが、海拔ゼロメートル地帯等の堤内地盤高が低い区間等において大規模な地震が発生すると、液状化により河川堤防が沈下して津波が越水することにより甚大な浸水被害が起こるなど二次災害が予想されることから、河川堤防、構造物の耐震性の向上を図る必要がある。

この対策として、国土交通省を始め河川管理者は、河川堤防等の耐震点検を実施しており、その結果を踏まえた耐震対策を順次行っている。

1 河川の整備

市内を流下する一級・二級河川のうち、国土交通省や愛知県の管理する庄内川、新川、天白川等については、各河川管理者が河川の整備と併せ、耐震点検により対策が必要となった区間において耐震性の向上を図っている。また、市の管理する一級・二級河川のうち、山崎川などの堤防を有する河川では耐震点検の結果、対策が必要となった区間の、耐震性の向上を図っている。

準用河川や普通河川及びその他の一般排水路については、宅地開発による市街化の進展を考慮して整備を推進するとともに、老朽化している施設についても整備に努めるものとする。また、耐震点検により対策が必要となった区間においては、耐震性の向上を図っていく。

2 ため池の整備

市の管理するため池については、利用状況を考慮しながら整備を行っていく。

また、ため池の点検を行うとともに、とりわけ大規模地震発生時における堤体の安全性を確保できるよう、必要な耐震点検、対策が必要となった箇所の耐震性の向上を図っていく。

3 既存施設の機能維持

本市管理の河川及びため池については、その管理責任者が随時巡視を行い、異常箇所が発見された場合は、直ちに必要な措置を執るものとする。

第5 港湾

大地震の発生時における救援物資や応急復旧資機材の大量輸送に対応するとともに、被災地域内外の社会経済活動に及ぶ影響を最低限に抑えるため、耐震性を強化した岸壁の整備及び既設橋梁の耐震対策を実施するものとする。

また、震災時における浸水等から背後地の住民を守るため、海岸保全施設等の耐震性の強化を図るものとする。

なお、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、港湾関係者に情報共有することにより連携を強化する。

1 耐震強化岸壁の整備及び既設橋梁の耐震補強

名古屋港においては、緊急物資輸送に対応するため、昭和51年度に市街地に近い大江ふ頭に1バース、昭和63年度及び平成2年度に名古屋市の広域防災拠点である稲永、稲永東公園と連携が図れる潮風ふ頭に2バースの耐震強化岸壁を整備しており、今後はこれらの施設の機能維持に努める。また、被災地域及び域外の経済社会活動に及ぶ影響を最小限に抑えるため、国際海上コンテナ輸送対応として、平成13年度及び平成24年度に合わせて鍋田ふ頭に2バース、平成17年度及び平成20年度に合わせて飛島ふ頭に2バースの耐震強化コンテナ岸壁が整備された。

名古屋港港湾計画では、これらに加え、緊急物資輸送機能等を維持するため金城ふ頭に2バース、弥富ふ頭に1バース、横須賀ふ頭に1バース、北浜ふ頭に1バース、国際海上コンテナ物流機能を維持するため、飛島ふ頭に3バース、鍋田ふ頭に2バース、国際バルク物流機能を維持するため北浜ふ頭に1バースの耐震強化岸壁を位置づけている。

また、災害時の背後地域へのアクセスルートを確保するため、港内に架かる既設橋梁を、国の方針及び通達に基づき、耐震補強を実施した。

そのほか、港湾における緊急物資等の輸送拠点機能を補完する国所有（中部地方整備局管理）の浮体式防災基地（ミニフロート）を名古屋港に配備している。

2 海岸保全施設の地震・津波対策（液状化対策）

これまでにガーデンふ頭西地区、大手ふ頭東地区、大手ふ頭南地区及び潮風ふ頭鴨浦地区の整備が完了している。

現在、築地・ガーデンふ頭地区、大手ふ頭西地区、築地東ふ頭地区、大江ふ頭地区、大江川地区、昭和ふ頭地区及び潮見ふ頭地区において整備を進めている。

また、今後も平成27年度に愛知県が策定した三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画に基づき、対策を推進していく。

3 防潮壁の嵩上げ

昭和40年から水準測量を実施し、名古屋港基準面（N. P）プラス6m（一部は6.5m）より沈下した防潮壁について、順次嵩上げを実施してきたが、今後とも沈下の推移をみながら必要に応じて嵩上げ等を実施する。

4 高潮防波堤の補強

東日本大震災を踏まえ、高潮防波堤の老朽化対策とともに、地震や津波に対する沈下対策・津波対策を実施し、平成28年度に整備が完了した。また、津波観測体制の強化を図るため、伊勢湾口にGPS波浪計が平成25年度に設置され観測を開始している。

5 堀川口防潮水門、中川口通船門の地震・津波対策

東日本大震災を踏まえ、堀川口防潮水門及び中川口通船門の地震及び津波に対する補強対策を実施し、中川口通船門については、平成30年度に整備が完了した。

6 走錨等に起因する事故対策

走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて対策を行う。また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて対策を行う。

第6 消防水利

消防水利には、その水を供給する条件から消火栓、防火水槽、プールなどの人工水利や河川、池、海などの自然水利があるが、震災時には、地盤の変動による水道管の破損などにより、消火栓の機能低下が予想されることから耐震性防火水槽など消火栓以外の公設水利の整備に努める。また、自然水利は、調査等を通じて新たな取水可能箇所の拡充を図るとともに、プールなどについては指定消防水利に登録するなど震災時に活用できる消防水利の確保に努める。

第7 地下街

道路又は駅前広場の地下に設置された地下街は、不特定多数の人が利用する公共性の高い地下空間である。このため、防災、交通の処理その他の観点から、設置計画、管理等に関して、名古屋市地下街連絡協議会で連絡調整を行っている。また、関係法令に基づき関係機関が指導監督にあたっているが、地震災害にも対応できる安全空間の確保、パニックによる群衆の混乱防止や避難誘導計画について、検討を進めるものとする。

1 地下街の耐震対策

地震時に地下街利用者の安全確保を図るため、地下街の耐震補強を推進する。また、地震により内装材や各種設備が落下する可能性があるため、天井、壁体及び照明器具の固定強化や軽量化を推進する。

2 地震直後の安全対策

地下街は、関係法令等に基づき指導を行っているが、地震直後に想定されるパニック、地震による二次的被害を防止するために、次の対策を推進する。

(1) 地震直後のパニック防止

非常照明器具、誘導灯の固定強化を行い、地震直後に停電が発生した場合における明るさの確保と避難方向の明確化を図る。

また、非常放送マニュアルを作成するとともに、常に訓練を実施するよう指導し、地下街利用者に対するスムーズな情報伝達や指示についての習熟を図る。

(2) 二次的被害の防止

ア ガス保安対策

ガス器具、ガス設備の落下防止及びガス配管からの離脱防止を図るとともに、感震遮断機能を有するマイコンメーター又は感震自動遮断装置の設置を促進し、地震時におけるガスの緊急遮断を強化する。

イ 出火防止対策

レンジ又はフライヤー等厨房設備の適切な管理について啓発し、出火防止を図る。

ウ 自衛消防組織の要員の資質向上

防災センターを中心とする活動マニュアルの整備、自衛消防組織の要員に対する教育訓練の日常化、応急手当指導員の配置等を行い、自衛消防組織の要員の災害対応能力の向上を図る。

3 避難誘導対策

地震後には、地下街にいる人々を安全な場所へ避難誘導することが必要となる。

このため、避難誘導の方法、場所、経路、人員等を明確にした避難誘導計画を策定し、テナント従業員に対する日常的な教育訓練を実施するとともに、店舗のショーケース類の固定強化及び視認性の高い案内板の設置を促進し、避難経路の安全確保と避難誘導方策の強化を図る。

(資料)

- ・名古屋港耐震岸壁位置図 （附属資料編 計画資料図1）
- ・消防水利状況 （附属資料編 計画資料36）

第4節 ライフラインの整備

水道・下水道、電気、ガス、通信のライフライン関連施設は、都市生活の基幹をなすものである。これらの施設が風水害等により被害を受けた場合、都市機能が麻痺することになり、その影響は極めて大きい。このため、これら各施設の被害を最小限にとどめるための諸施策を講ずるものとする。

第1 水道施設等

水は、市民の日常生活にとって不可欠なものである。このため、水道施設は、地震や風水害等による被害が生じないような対策を講じているが、今後も施設の整備を進めることにより、災害に強い水道づくりをめざすものとする。

1 計画目標

水道施設を地震や風水害等の災害に強くするため、老朽化施設の改築・更新を進めるとともに、浄水場間及び配水場間の送・配水管による相互連絡を図る。また、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。

2 施設の整備

(1) 浄水場や配水場などの水道基幹施設の耐震化について、次の整備を進めている。

ア 「個々の施設の耐震化」として、老朽化した施設など大規模地震時に被害が発生する可能性が高い施設の耐震化を優先的に行っている。

イ 「システム全体の耐震化」として、基幹施設を結ぶ送水管など重要な管路の複線化や耐震化など、バックアップ体制を強化している。

(2) 水道基幹施設の浸水対策としては、既に実施した東海豪雨相当の浸水への対策に加えて河川氾濫への対策を実施しており、対策が必要な大治浄水場において止水壁の設置等の整備を行っている。

(3) 配水管の耐震化について、次の整備を進めている。

ア 配水管の新設及び老朽管の布設替えは耐震管を用いて行っている。

イ 応急給水拠点や市立小中学校、救急病院、透析医療機関などへ至る管路は完了した。引き続き災害時に給水優先度が高い施設へ至る管路の耐震化を優先的に進めている。

ウ 配水幹線や防災拠点に至る管路等に設置されている消火栓・空気弁を、強度の高いダクトイル製に取り替えている。

(4) 地震により管路が被害を受けた場合に、断水等の被害を最小限にするために有効な配水管網のブロック化を行っている。

(5) 浄水場、配水池及び水管橋の耐震診断調査を実施し、調査結果に基づき補強工事を行っている。

(6) 停電対策として、次の整備を行っている。

ア 主要施設は、2回線受電として電源の安定確保を図っている。

また、構内でも受変電設備等の2系統化を進め施設の安定化に努めている。

イ 配水場の停電に対しては、他の配水場や浄水場からバックアップの送配水が可能となるよう

に整備している。また、一定時間の停電に対しては、配水塔や配水池の貯水により配水が可能である。

ウ 広域かつ長時間の停電時にも配水を継続可能とするため、取水場、浄水場及び配水場に非常用発電設備を設置するとともに、燃料備蓄量が72時間分となるよう機能強化を進めている。

3 応急給水施設等の整備

(1) 応急給水拠点の整備

ア 浄水場、配水場では、災害用常設給水栓を整備している。

イ 広域避難場所等では、仮設給水栓を設置し応急給水ができるようにするため、応急給水施設を設置している。

ウ 復旧の遅れが予想される地区や浄水場、配水場から遠隔の地区には、飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽を設置している。

エ 給水車等による応急給水活動の拠点基地として方面別応急給水センターを整備している。

オ 給水区域内のすべての公立小中学校に地域の方が自ら操作し、飲料水を確保するための応急給水施設として、地下式給水栓を整備している。

(2) 応急給水資機材及び災害用機材倉庫等の整備

ア 応急給水及び応急復旧に必要な資機材を整備している。

イ 迅速な応急活動に備え、応急給水等に必要な資機材を配備する災害用機材倉庫を整備している。

4 通信設備の整備

災害時においては、イントラネット、一般加入電話、業務用局内電話、災害時優先電話、停電対応電話、MC A無線及び衛星携帯電話を効果的に活用する。

(1) イントラネットの回線は一部を除き二重化している。

(2) ファクシミリは一部内線電話網を使用することができ、特定の施設には外線を使った一斉同報サービス（i F A X）を整備している。

(3) 固定電話の一部を災害時優先電話として登録し、また、停電時も使用できる停電対応電話機を整備している。

(4) 災害時の情報伝達手段の多様化を図るため、MC A無線を83台配備している。（下水道施設と共通）

(5) 停電を含む甚大な被害が発生し、電話、イントラネット等の通信手段が断絶した場合に各施設との情報共有を行うため、衛星携帯電話を37台配備している。（下水道施設と共通）

5 応急給水活動及び応急復旧活動をより迅速に行うため、緊急自動車を4管路センターに計12台、鍋屋上野浄水場に1台、合計13台配備している。

6 工業用水道施設は、上水道施設に準じ整備をしている。

第2 下水道施設

下水道は、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するために不可欠な施設である。このため、地震

や風水害等による下水道施設の被害を最小限にとどめ、その機能が保持されるよう水処理センター、ポンプ所及び管路施設について施設の増強・改善、幹線管きよの相互連絡などの整備に努めるものとする。

1 計画目標

処理施設、排水施設、管路施設等の主要なものについてハード面での対策を行うとともに、施設が被災しても対応が可能になるような危険分散型の施設システムや管理システムの構築等のソフト対策を図るものとする。

2 水処理センター、ポンプ所施設の整備

- (1) 水処理センター、ポンプ所の主要構造物は、風水害等に耐えられる構造とし、主要施設で耐震補強を必要とする施設については、耐震強化を図る。
- (2) 水処理センター、ポンプ所において、停電時、断水時においても処理及び排水機能を確保するため、ディーゼル駆動雨水ポンプの設置、自家発電設備容量の増強、ポンプ運転に必要な冷却水の循環化及び補給水の確保を図る。
- (3) 水処理センター、ポンプ所の一部に浸水があっても雨水排水機能が停止しないように、雨水排水機能を保持するために必要な機器類は耐水レベル以上に設置するものとする。
- (4) 急激な雨水流入に対応するために、ポンプの運転準備や運転員の待機が迅速に行えるように降雨情報設備の整備に努める。
- (5) 災害時においても排水機能が保持されるよう機械・電気設備の保守点検に努めるとともに、降雨期を前に雨水排水機能の確保のために総合試運転を実施する。

3 管路施設の整備

- (1) 管路及び雨水流出抑制としての雨水貯留施設の整備に努める。
- (2) 水害時におけるマンホール蓋の飛散防止に努める。
- (3) 雨水ますなど末端の集水施設を始め、面的に広がる管路施設は、風水害等により閉塞、陥没等の被害が生じやすい。このため、災害時においても排水機能が保持されるよう、日常の点検やテレビカメラ調査などによる不良箇所の早期発見、管内清掃・補修及び改築を行うなど既設管路の整備に努める。
- (4) 軌道下、河川下、緊急輸送路下及び防災活動拠点等（区役所・小学校など）と水処理センターを接続する管きよの耐震化を優先的に行う。
- (5) 地震による排水機能の障害に備え、幹線管きよの相互の連絡化を図る。
- (6) 汚泥輸送管は、まずは1条の耐震化を図り、その後、2条化を目標とし、被災時の汚泥輸送ルート of 確保に努める。
- (7) 下水道直結式仮設トイレを設置するための震災用マンホールふたの整備を図る。
- (8) 設計積算システム等の各種システムや、設備の自動運転等が機能障害を生じたときに備えて、手動で処理できるようマニュアルの整備や能力の維持に努める。
- (9) 下水道台帳システムの分散配置を図る。

4 応急復旧用資機材の整備

- (1) 応急復旧に必要な最小限の資機材を整備する。
- (2) 資機材を保有する下水道関係業者との支援要請体制の整備を図る。
- (3) 大都市間及び中部ブロック内で緊急時に提供可能な資機材に関する情報の共有化を図る。

5 通信設備の整備

災害時においては、イントラネット、一般加入電話、業務用局内電話、災害時優先電話、停電対応電話、MC A無線及び衛星携帯電話を効果的に活用する。

- (1) イントラネットの回線は一部を除き二重化している。
 - (2) ファクシミリは一部内線電話網を使用することができ、特定の施設には外線を使った一斉同報サービス（i F A X）を整備している。
 - (3) 固定電話の一部を災害時優先電話として登録し、また、停電時也可以使用できる停電対応電話機を整備している。
 - (4) 災害時の情報伝達手段の多様化を図るため、MC A無線を83台配備している。（水道施設と共通）
 - (5) 停電を含む甚大な被害が発生し、電話、イントラネット等の通信手段が断絶した場合に各施設との情報共有を行うため、衛星携帯電話を37台配備している。（水道施設と共通）
 - (6) 水処理センター・ポンプ所間等を結ぶ情報通信網の二重化を継続し、非常時においても安定した施設運営を図る。
- 6 応急活動をより迅速に行うため、緊急自動車を4管路センターに計4台配備している。

第3 通信施設（西日本電信電話株式会社）

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施上からも極めて重要な問題であり、電気通信施設の防災性確保に全力をあげて取り組むものとする。

このため、西日本電信電話株式会社は、国内電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、洪水、津波等のおそれがある地域にある設備等については、耐水構造化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図るものとする。

また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

1 施設の強化

- (1) 洪水、津波等の対策
 - ア 建物内への浸水防護装置
 - イ 防水扉、防潮板の設置
 - ウ 窓の閉鎖
 - エ 下水管、建物内マンホール及び洞道からの浸水防止措置
- (2) 伝送路の防災対策
 - ア 伝送路の多ルート化
 - イ 非常用無線装置の配備

ウ 同軸用中継器の防水措置

エ 耐震耐火構造の洞道網の建設促進及び整備

(3) 行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、回線の分散収容を図る。

(4) NTTビル（交換所）相互間を結ぶ回線を地下ケーブルの多ルート化により中継伝送路の安定化を図る。

(5) NTTビル（交換所）が被災しても全国の通話に与える混乱を少なくするため、市外交換機の機能の一部を他ビルの交換所へ分散している。

(6) 公衆電話の通話を確保するため、商用電源の停電対策及び金庫充満による通話不能を防止し、国内通話の無料化を実施する。

2 防災機器等の整備

(1) 非常用移動電話交換装置

NTTビル（交換所）の交換機等通信機械設備が被災したときの代替交換機として、また、デジタル対応の非常用交換機の配備

(2) 各種可搬形無線機

防災上重要な通信の確保並びに通信の途絶地帯、避難場所等の通信を確保するため、可搬形無線機及び通信衛星を活用したポータブル衛星通信方式等の設備を配備

(3) 応急復旧用ケーブル

ケーブルが被災したときの応急復旧用として各種の応急復旧用ケーブルを配備

(4) 移動電源車

震災時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を配備

3 防災に関する訓練

(1) 災害に関する予警報伝達の訓練

(2) 災害時における通信の疎通確保訓練

(3) 設備の災害応急復旧訓練

(4) 社員の非常呼集の訓練

第4 ガス施設（東邦ガス株式会社）

市民生活に欠くことのできない都市ガスの供給を確保するため、災害時における被害を最小限に引き止め、二次災害防止のための防災対策の整備に努めるものとする。

1 災害予防措置

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(ア) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類のかさあげによる流失防止等必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の影響の受けやすい箇所は補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

(ウ) 風水害の発生が予想される場合は、予め定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) 地震対策

ガス施設の地震対策にあたっては、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本目標とする。

ア ガス製造設備

(ア) 新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講ずる。

(イ) 二次災害の発生を防止するため、地震発生時に迅速かつ確実に、ガス製造設備等の被害状況を点検し、必要な処置を行うための地震時の行動基準等をあらかじめ定めておく。

イ ガス供給設備

(ア) 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強等を行う。

(イ) 二次災害の発生を防止するため、ブロック供給停止のための方法等をあらかじめ定めておく。

(ウ) 感震遮断機能を有するマイコンメーター等の設置を推進する。

(3) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取り締まり等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(ア) 大規模なガス漏えいなどガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

2 防災業務設備の整備

(1) 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に次の設備を設置し遠隔監視する。

地震計(SI 値測定機能を有するもの)、ガス漏れ警報設備、火災報知器、圧力計、流量計

* S I 値： Spectrum Intensityの略で、構造物の地震被害との相関性が高い指標として用いられ、速度の単位カイン (cm/秒) で表される。

この値は、速度応答スペクトルを、固有周期が0.1秒～2.5秒の範囲で積分平均することにより求められる。

(2) 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

(3) 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、防消火設備として必要に応じ以下の設備を整備する。

ア 貯槽消火設備、冷却用散水設備

イ 化学消防車

ウ 消火栓、消火用屋外給水整備、水幕設備

エ 各種消火器具及び消火剤

(4) 漏えい拡大防止設備

液化ガス等の流出拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

(5) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(6) 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

3 災害対策用資機材等の確保及び整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

また、資機材リストの整備に努めるとともに資機材の調達先等をあらかじめ調査しておく。

(2) 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。又、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備する。

(3) 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源による供給のため、移動式ガス発生設備等の運用体制を事前に整備しておくとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(4) 生活必需品の確保

非常事態に備え、食糧、飲料水、寝具、医薬品等の生活必需品の確保に努めるとともに、定期的に保管状況、調達先を点検する。

(5) 前進基地等の確保

非常事態に備え、前進基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査しておく。

4 協力体制の確立

日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

第5 電力施設（中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社JERA）

電気は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、千変万化する自然の中に置かれている電力設備は、自然災害の影響を大変受けやすく、そのような自然環境の中で電力供給の安定確保を図るため、諸施設に対し災害の未然防止に努めるものとする。また、震災時における電力供給を確保するため、過去の地震による被害の実態・設置場所の地盤条件等を踏まえ、電気設備技術基準に基づき厳しい条件を課した耐震対策に努めるものとする。

1 設備別対策

(1) 火力発電所

ア 雷害対策

屋外にある送電線等に落雷すると異常な高電圧が侵入し、発電設備が被害を受けることがある。こうした被害を防止するため、避雷器を取り付けている。

イ 台風・集中豪雨対策

発電所は、海岸に位置していることから高潮などの襲来を受けやすいため、敷地全体や機器のかさ上げを行っている。

ウ 地震対策

(ア) 発電所の主要設備は、地震に対して十分な強度を持っている。なお、過去の地震においても、地震動による発電設備の倒壊や損傷は発生していない。

(イ) 発電所に地震計を設置しており、地震によって発電設備に損傷等の恐れがあるときは、発電設備を停止させる。

(ウ) 燃料タンクの周囲に、流出油防止のための防油堤を設置している

(エ) 燃料タンク火災の発生に備え、消火設備や緩衝空地を設け、被害が周辺に及ばないようにしている。

(2) 変電設備

ア 雷害対策

避雷器、機器放電ギャップ及び架空地線などを設置し、雷による設備被害を防止している。

イ 台風・集中豪雨対策

変電所の機器類は、風雨による被害発生のおそれはないと判断されるが、台風時には海岸に近い変電所などでは塩害による絶縁低下のおそれがあり、この防止策として、絶縁強度の高い碍子の使用、碍子の水洗い、シリコンコンパウンド塗布などを行っている。

また、地形的に水害を受けやすい箇所については、敷地、機器及び建物等のかさ上げを行ったり、防水扉などを設け浸水を防止する対策を行っている。

ウ 地震対策

変電設備は、碍子が多く使用されていることから静的荷重設計に加え共振現象を考慮した動的設計手法を採用し、耐震対策を実施している。また、既設機器については、必要の都度そ

の耐震強度を検討し、機器架台の補強等の耐震対策を実施している。

(3) 送電設備

ア 雷害対策

架空送電線は、電線への直撃雷を防止するため遮蔽線（架空地線）を設けており、送電線に過度な雷電流が侵入した場合でも、耐雷装置（アークホーン）や接地線によって、雷電流を安全に大地に逃すようにしている。

さらに、送電線の両端にある変電所などでは、雷撃を受けた送電線を瞬時に切り放し、放電が止んだ後、再び送電する装置が設けられており、設備被害の防止と停電時間の短縮に努めている。

イ 台風・集中豪雨対策

送電線は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がなされているが、飛来物による被害が考えられることから破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強または一時撤去について施設者に依頼をしている。

また、集中豪雨などによる対策として、建設ルートの選定にあたっては土砂の流失、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

さらに、土砂の流失・崩壊により支持物が損壊するおそれがある箇所では、擁壁の設置や排水を良くするためU字溝の設置、敷地への芝張りなどを行っている。

なお、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努める。

ウ 塩害対策

送電線の碍子に塩分が付着すると、絶縁強度が低下し故障の原因となることから、碍子の水洗いや碍子の数を増やすなどの対策を行っている。

エ 地震対策

（ア）架空送電設備は、地震力に比べ台風時等の強風時荷重の方が大きくなる。このため、強風に対して十分な強度を有するよう設計する鉄塔は、地震に対しても十分な強度を持っている。なお、過去の地震においても、地震動が直接的に起因した支持物の倒壊や損傷は発生していない。

（イ）地中送電設備は、ケーブルを収容する管路・洞道が地盤の液状化等により大きく損傷する恐れがある箇所では、免震的（柔）構造の採用などの対策を実施している。

(4) 配電設備

ア 雷害対策

配電線は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されており、雷害対策として耐雷ホーンの取り付け、碍子類の絶縁強度の格上げなどの完了とともに、避雷器や架空地線の設置、耐雷PCの取り付けなどを実施しているほか、中部電力パワーグリッド株式会社独自の三国山気象レーダーを活用した「気象情報システム」により、刻々変化する雷の発生位置、強度及び

方向を監視し、雷撃時の停電範囲の縮小や停電故障が発生した場合には、迅速復旧に対応できるような体制をとっている。

イ 台風・集中豪雨対策

配電線は、台風の風圧を考慮し支持物強度の格上げや支線の強化を実施している。

また、集中豪雨の対策として、土砂が流出しそうな箇所への建柱抑制や支持物根入れ部分の補強などを行っている。

ウ 塩害対策

配電線の碍子に塩分が付着すると、絶縁強度が低下し故障の原因となることから、耐塩用の碍子、変圧器等を使用している。

エ 地震対策

配電設備は電気設備技術基準に基づいて施設しているが、面的に多数施設しており、地盤変形、建物の倒壊、火災等により影響を受けやすい。変圧器についてはさらに次の措置を実施している。

(ア) 全ての柱上変圧器に落下防止金具を取り付けている。

(イ) 電気室内に設置した変圧器に転倒防止（固定化）工事を実施している。

2 応急復旧資機材の確保

発災時のために、日頃から資機材等の確保体制を整備するものとする。

- (1) 応急復旧用資機材及び車両を確保する。
- (2) 食糧その他の物資の確保を行う。

3 協力体制の確立

- (1) 社外の請負工事業者などの応援体制を確立する。
- (2) 電力会社間の応援体制を確立する。

(資料)

・ 下水処理施設一覧表	(附属資料編 計画資料 40)
・ 名古屋市水道施設位置図	(附属資料編 計画資料図 2)
・ 名古屋市工業用水道給水区域図	(附属資料編 計画資料図 3)
・ 名古屋市域の主な電力系統図	(附属資料編 計画資料図 4)
・ 主要導管網概要および天然ガス供給先	(附属資料編 計画資料図 5)

第5節 交通施設の整備

交通機関は、水道・下水道、電気、ガス、通信と同様に、都市生活の基盤をなすものであり、災害時における交通機関の途絶は、救助活動、復旧活動の支障となるばかりか、市民生活に与える影響は非常に大きい。

このため、風水害等による被害を軽減し、耐震対策を推進するとともに、利用者の安全確保及び応急復旧にかかる予防対策を講じる。

第1 市営交通

利用者の安全と施設の被害を最小限にとどめるよう、施設の防護措置、耐震対策を実施する。また、被害が発生した場合、迅速な応急復旧ができる体制を確立しておくものとする。

1 地下鉄施設の耐震性強化

地下鉄の開さくトンネル中柱、高架橋柱のほか、堀川潜函工法区間の耐震補強を行ってきたが、東日本大震災の被害状況を踏まえ、地下鉄構造物の耐震補強等を行う。

2 地下鉄

(1) 保安設備の整備

地震警報装置、非常放送設備、消防設備、非常電源設備、止水板、防潮扉、排水ポンプ等各種の保安設備について、必要に応じて改修を行うとともに、これらの各施設が災害時に有効に機能し、被害を最小限にとどめるため、日常の整備点検に努める。

(2) 地震計の配備

地震動を感知し、列車に対し適切な運転規制を実施するため、地震計の適正配置により安全確保を図っている。

(3) 工事現場での被害防止

工事現場では、施工中の構造物の倒壊、掘削部の崩壊及び地下埋設物の破損等の発生防止を十分に考慮して工事を行う。

(4) 情報連絡体制の強化

加入電話、交通局業務電話に加え、運転指令室、車両工場、保守関係事務所等に携帯電話を配備するとともに、LANシステムを整備し、情報連絡体制の強化を図っている。

(5) 駅構内での被害防止

駅務機器の転倒等による被害を防止するために、必要な措置を講じる。

(6) 避難誘導体制の整備

大規模な災害が発生した場合は、パニックを防止し駅構内及び列車内の乗客を安全な場所へ避難誘導できるよう、マニュアルを整備し引き続き職員教育を行う。

(7) 応急復旧体制の整備

被害が発生した場合にただちに応急復旧を行うために必要な資機材の確保及び整備点検に努め、応急復旧について協定等の実効性の確保を図る。

3 バス

(1) 道路状況等の把握

職員による巡視及び運行中の市バス車両からの情報収集等により道路、運行路線の状況把握を行い、被害を最小限にとどめるよう努める。

(2) 避難誘導体制の整備

大規模な地震が発生した場合の職員の対応等についてマニュアルを整備し、引き続き職員教育を行う。

(3) 情報連絡体制の強化

加入電話、交通局業務電話に加え、営業所に携帯電話を配備するとともに、LANシステム及びバス運行総合情報システムを整備し、情報連絡体制の強化を図っている。

(4) 応急復旧体制の整備

早期の運転再開に必要な応急復旧資機材を引続き整備するとともに、燃料の納入等についての協定等に基づき応急措置を行うこととする。

第2 東海旅客鉄道株式会社

高速大量輸送機関である東海旅客鉄道株式会社の各線区における地震や風水害等による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑を図るため、次の対策を講ずる。

1 大規模災害に備えた対策

(1) 鉄道施設等の耐水性、耐震性の向上

橋梁、土構造物等の線路構造物、電気及び建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。

(2) 地震検知装置の整備

既設設備の改良及び増備により、列車運転の安全を確保する。

(3) 情報連絡設備の整備

各種情報の迅速徹底を図るため、通信施設の整備、充実を図る。

(4) 復旧体制の整備

発災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。

ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

イ 復旧用資材、機器の配置及び整備

ウ 防災知識の普及及び教育

エ 列車及び旅客等の取り扱い方についての事前広報

オ 消防及び救護体制

2 激甚な大規模災害に備えた対策

(1) 土木構造物の耐震強化

ア ラーメン高架橋の柱の補強を実施するとともに、落橋対策については継続して実施する。

イ 東海道新幹線を優先し、東海地震及び南関東地震エリアを早期に対策するとともに、在来線についても順次実施していく。

(2) 通信手段の強化

衛星通信設備を強化する。

(3) 電気設備の強化

ア 在来線地震情報早期伝達システムにより列車運転の安全を確保する。

イ 電化柱等電気設備の補強を実施する。

(4) 即応体制の強化

道路等の損壊、渋滞に備え各施設周辺の情報収集活動等の機動力を高める。

第3 名古屋鉄道株式会社

各種構造物の補修、改良を図って耐震性、耐水性の強化ならびにその整備に努める。また、実施基準、巡回及び点検等によって予防対策を講ずる。

1 大規模災害に備えた対策

(1) 構造物の耐震性

橋梁、高架橋、よう壁等の構造物や建築物等の施設を主体として、計画的に耐震性の強化を図る。

(2) 鉄道施設等の点検、巡回

地震や風水害等も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で、技術係員による定期的な点検、巡回を行う。

(3) 運転規制

地震や風水害等による異常事態が発生したときは、運転規制によって列車の安全確保に努める。

2 激甚な大規模災害に備えた対策

(1) 構造物の緊急点検と耐震性の強化

既設の高架橋、よう壁等の構造物については、災害発生後すみやかに緊急点検を実施するとともに、新たに建設する構造物は関係基準により耐震性の強化を図る。

(2) 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図る。

(3) 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護、誘導ができるよう規則、マニュアル類を整備するほか、定期的に訓練教育を行う。

第4 近畿日本鉄道株式会社

災害発生時における鉄道の被害を軽減するとともに、被害が発生した場合、迅速な復旧を図り、輸送機能を確保するため、次の対策を講じる。

1 施設の防災構造、耐震性の強化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、線路の盛土、法面改良等を図るとともに、新設建造物は関係基準に従い設計し、既存の施設については計画的に補強対策を

推進し、耐震性の向上を図る。

2 地震計の設置

沿線の主要箇所に地震計を設置して、運転指令室に警報表示を行い、指令無線により運転中の列車に対して指示を行う。

3 情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図る。

4 復旧体制の整備

- (1) 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制の確立
- (2) 応急復旧用機材の配置及び整備
- (3) 列車及び旅客の取扱い方の徹底
- (4) 消防及び救護体制の確立
- (5) 消防知識の普及

第6節 防災拠点の整備

応急災害対策活動を迅速かつ的確に実施するため、それぞれの活動の拠点となる施設の役割と機能を明確にし、必要な設備の整備を図るものとする。

第1 防災拠点の役割及び体系

様々な災害応急対策活動を行うにあたっての防災拠点の役割及び体系は次のとおりとする。

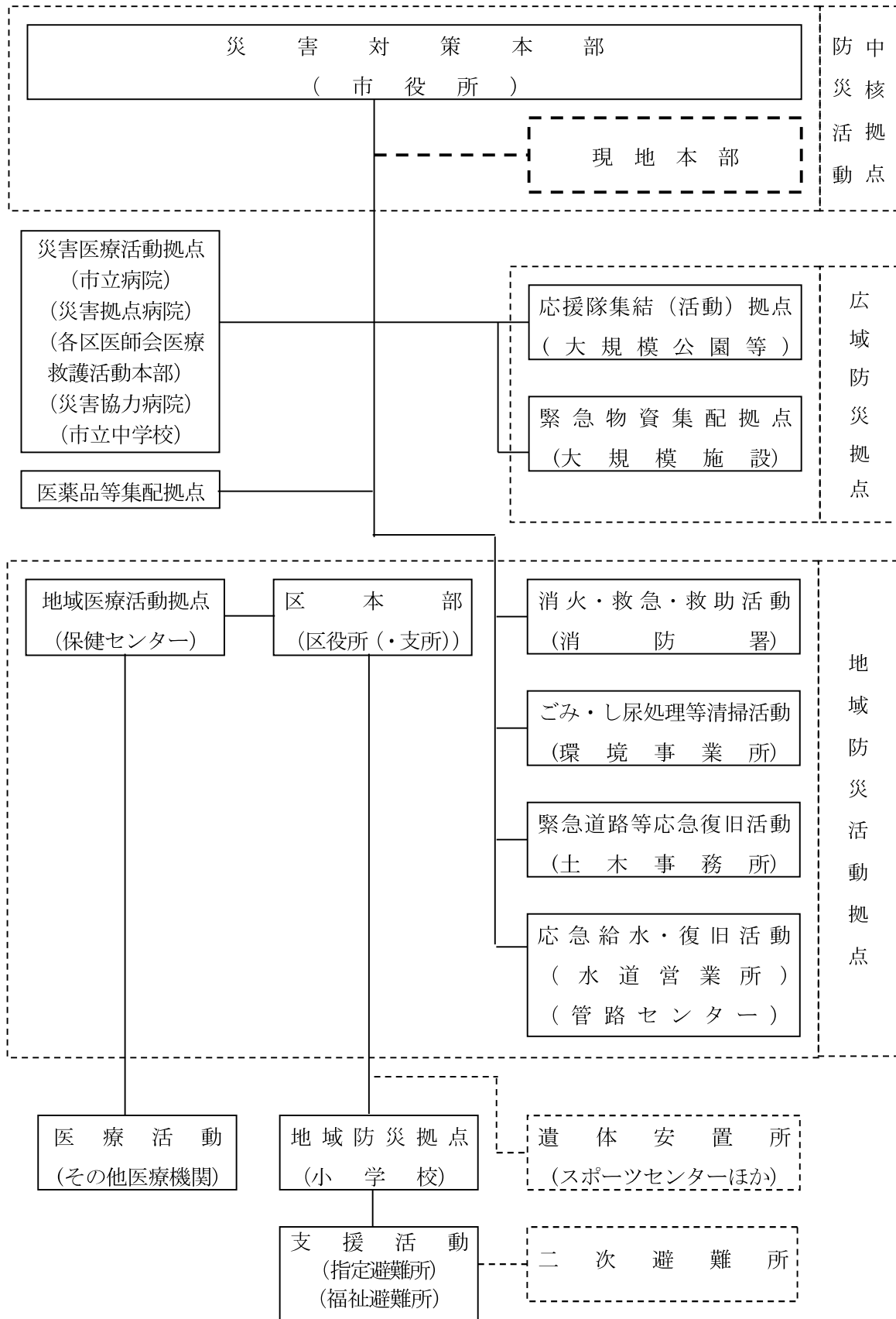
1 防災拠点の役割

防 災 拠 点	拠 点 施 設	役 割 等	備 考
防災活動中核拠点	市役所	市災害対策本部を設置する。	港防災センター 他
	現地本部	被害の状況に応じて設置する。	
地域防災活動拠点	区役所(支所)	区本部を設置する。	
	保健センター	地域医療活動拠点 地域での医療活動の総括・支援	
	消防署	消火・救急・救助活動	消防署（出張所） 特別消防隊 消防学校
	環境事業所	ごみ・し尿処理等清掃活動	
	土木事務所	緊急道路等応急復旧活動	
	水道営業所 管路センター	応急給水・復旧活動	
災害医療活動拠点	市立病院	災害時の医療救護活動	緑市民病院
	災害拠点病院	災害拠点病院（県指定）	市立大学医学部附属東部 医療センター 市立大学医学部附属西部 医療センター 日赤名古屋第一病院 名古屋医療センター 日赤名古屋第二病院 名古屋大学医学部附属病院 市立大学病院 名古屋掖済会病院 中部労災病院 中京病院 名古屋記念病院

防 災 拠 点	拠 点 施 設	役 割 等	備 考
災害医療活動拠点	災害協力病院	医療救護所からの患者受入等	東海病院 AOI 名古屋病院 名古屋ハートセンター 総合上飯田第一病院 名鉄病院 名古屋セントラル病院 名城病院 中日病院 大須病院 聖霊病院 協立総合病院 重工記念病院 名古屋共立病院 藤田医科大学ばんだね病院 大同病院 笠寺病院 南生協病院 東名古屋病院
	各区医師会医療 救護対策本部	医療救護所の指揮及び統制	名古屋医師会急病センター 休日急病診療所 14 か所
	市立中学校	医療救護所	110 か所
医薬品等集配拠点	大規模施設	医薬品・衛生材料等の保管・出納	愛知学院大学名城公園 キャンパス
広域防災拠点	(1) 広域応援部 隊集結 (活動) 拠点	消防、自衛隊、警察等広域応援部 隊が集結・待機・出動準備等応援 活動に備える場所。	平和公園 名城公園 庄内緑地 熱田神宮公園 名古屋国際会議場・白鳥 公園一帯 稲永・稲永東公園 戸田川緑地 小幡緑地 志段味スポーツランド 大高緑地 牧野ヶ池緑地
	(2) 緊急物資集配 拠点		名東スポーツセンター 守山スポーツセンター 名古屋競輪場 名古屋国際会議場 稲永スポーツセンター 瑞穂公園体育館

防 災 拠 点	拠 点 施 設	役 割 等	備 考
地域防災拠点	小学校	災害救助地区本部を設置する。 地域情報の収集、行政情報の伝達	261 か所
指定避難所			
(1) 指定避難所		災害により住家の被害を受けた者 又は現に被害を受ける恐れのある 者を一時収容・保護するために開 設する。	市立小中高等学校* コミュニティセンター 生涯学習センター** スポーツセンター** 学校体育センター その他公共、民間施設 *ペットとの同行避難が 可能な指定避難所は、 原則市立小中学校とす る。 **大規模災害時には遺 体安置所・緊急物資集 配拠点に指定する場合 がある。
(2) 福祉避難所		通常の避難所生活に困難をきたす 要配慮者を対象に開設する。	社会福祉施設等
(3) 二次避難所		民間施設、学校施設等の本来活動 再開のため、避難所統廃合を予定 する。	(1)に指定されている スポーツセンター 生涯学習センター 地区会館
遺体安置所		遺体の処置、管理 大量の遺体が生じた場合に施設を 特定し、開設する。 身元不明の遺体が生じた場合は改 めて場所を特定し、一括して処置・ 管理を行う。	スポーツセンター 生涯学習センター 寺院 富田北プール

2 防災拠点の体系図



(資料)

・災害医療活動拠点・災害拠点病院・災害協力病院

(附属資料編 計画資料 45)

第2 防災拠点施設の整備

防災拠点は応急対策活動実施時において重要な役割を担う場所である。その役割を十分に果たすために、地形等の案件に応じて建物の浸水対策に配慮するとともに、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画に基づき施設の耐震性を図る。また、非常用電源設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。さらに、市役所本庁舎、区役所、その他早期に外部との連携・連絡体制構築が必要と認められる施設については、衛星携帯電話の導入等多様な通信手段を保持するよう努める。併せて次の点に留意して設備等の整備を図るものとする。

市 役 所	・電 源 …… 災害対策本部室・各局の活動拠点室の機能維持のための電源確保 ・給排水 …… 災害用給水栓の設置、排水機能の確保 ・通 信 …… 画像伝送システム、防災行政無線の機能確保 ・備 蓄 …… 災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄
区 役 所 支 所 保健センター	・電 源 …… 区本部室の機能維持のための電源確保 ・給排水 …… 応急給水施設の設置、災害用給水栓の設置、排水機能の確保 ・通 信 …… 防災行政無線の機能確保 ・備 蓄 …… 市民用災害救助物資の備蓄、災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄
市立病院	・電 源 …… 手術室・治療室の機能確保、入院患者の治療体制等の確保のための電源確保 ・給排水 …… 災害用給水栓の設置、排水機能の確保 ・通 信 …… 防災行政無線の機能確保 ・備 蓄 …… 医薬品等の備蓄、患者用食糧の備蓄、水の備蓄、携帯トイレの備蓄
消 防 署	・電 源 …… 本部室の機能維持のための電源確保 ・給排水 …… 排水機能の確保、災害用給水栓の設置 ・通 信 …… 画像伝送システム、防災行政無線、業務用無線、情報通信網機器の機能確保 ・備 蓄 …… それぞれの災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄
環境事業所	
土木事務所	
水道営業所 管路センター	
小 学 校	・電 源 …… 重要施設の機能維持のための電源確保 ・給排水 …… 応急給水施設の設置、地下式給水栓の設置、排水機能の確保 ・通 信 …… 防災行政無線、情報通信網機器の機能確保 ・備 蓄 …… 市民用災害救助物資・衛生用品の備蓄
医薬品等 集配拠点	医薬品・衛生材料等の保管及び出納を行うために必要な通信機能は、防災行政無線・業務用無線・パソコンを発災後配備し情報通信網機能を確保する。
広域応援 部隊集結 (活動)拠点	自衛隊、消防部隊等の応援が集結(活動)しやすいように、空地と進入路を確保する。拠点もしくはその周辺にヘリポートを確保する。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。
緊急物資 集配拠点	物資の集配・仕分け等を行うために必要な通信機能は、防災行政無線・パソコン等を発災後配備し情報通信網機能を確保する。
指定避難所	市民用災害救助物資・衛生用品の備蓄を行う。 スロープや障害者トイレの設置など要配慮者に配慮した施設の整備・指導を行う。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。 指定避難所のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。

第3 気象等観測施設・水防施設等の整備

1 気象等観測施設

市域内に雨量観測所（市内の土木事務所、水処理センター等）と庄内川水系、天白川水系及び山崎川水系等に設けられた水位観測所と市役所を結ぶ水防情報システムを整備し、実況監視を行うとともに、観測データの充実と解析に努め水防活動等、防災上必要な情報の収集を図るものとする。

2 水防施設

(1) 雨量、河川水位観測所

雨量観測所（市有33箇所）及び河川水位観測所（市有27箇所）をテレメータ化し、オンラインでコンピュータと結び、必要なデータは防災危機管理局、緑政土木局、消防局、上下水道局及び区役所、土木事務所、消防署等で監視することにより、降雨時の雨量、河川水位の観測体制の万全を期するものとする。

(2) 水防倉庫

主要河川の沿岸、その他重要水防区域、注意箇所等の適地に設けられた水防倉庫50棟に、水防活動に必要な杭、土のう袋、スコップ、掛矢等の水防資器材を備蓄するとともに、毎年資器材の更新、補充などの整備・点検を実施するものとする。

(資料)

- | | |
|-------------|-----------------|
| ・雨量観測所 | (附属資料編 計画資料 29) |
| ・水位観測所 | (附属資料編 計画資料 30) |
| ・水防倉庫一覧 | (附属資料編 計画資料 31) |
| ・水防倉庫器具資材一覧 | (附属資料編 計画資料 32) |
| ・排水ポンプ所等 | (附属資料編 計画資料 33) |

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、各整備計画により行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第1 耐震化整備計画

警戒宣言時の地震防災応急対策活動、地震発生後の災害応急活動を迅速・円滑に行う必要があることから、計画的に整備することとし、防災・医療活動の拠点施設については、地震時の被害をできる限り軽減し、迅速かつ円滑な応急・医療活動を行うことができるように施設内の設備等の整備を図る。また、指定避難所については、避難者が地震時に安心して避難できるよう設備等の安全対策を図る必要がある。

一方、防災拠点施設以外の施設については、施設の用途・規模等から耐震化の優先度を考慮して順次整備を進めることとする。

第2 市設建築物の耐震性能の現状

平成7年度から令和2年度にかけて、昭和56年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。

営繕・学校施設：対象施設1,398棟を耐震診断（除却施設を除く）

企業局等施設：対象施設のうち217棟を耐震診断

また、平成7年度から令和2年度にかけて、防災拠点施設を優先して耐震化を進めており、以下のように耐震対策を終えている。

営繕・学校施設：829棟（68棟の除却等を除く）

区 分			耐震診断					耐震 対策 済
			診断 棟数	評価 Ⅰ	評価 Ⅱ－Ⅰ	評価 Ⅱ－Ⅱ	評価Ⅱ 計	
防 災 拠 点 施 設	防災活動中核拠点		2	0	0	2	2	2
	地域防災 活動拠点	営繕施設	73	49	19	5	24	23
		企業局施設	14	8	5	1	6	11
		計	87	57	24	6	30	34
		災害医療 活動拠点	企業局施設	12	3	4	5	9
	市立大学病院		3	0	1	2	3	3
	計		15	3	5	7	12	12
	指定 避難所	営繕・学校施設	1,085	356	532	197	729	729
		企業局施設	4	0	4	0	4	4
		計	1,089	356	536	197	733	733
	福祉避難所		16	9	7	0	7	7
	計		1,209	425	572	212	784	788
防災拠点 以外の施設	営繕・学校施設	222	144	60	18	78	68	
	企業局施設	189	95	57	37	94	92	
	計	411	239	117	55	172	160	
合 計			1,620	664	689	267	956	948

評価Ⅰ : おおむね現行耐震基準程度の性能を有しており、原則として耐震対策の必要がない。

評価Ⅱ－Ⅰ : 現行耐震基準程度の性能を満たさず、原則として耐震対策の検討の必要がある。

評価Ⅱ－Ⅱ : 現行耐震基準程度の性能を満たさず、優先的に耐震対策の検討の必要がある。

第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設

第2章第6節に位置付けられた防災活動の拠点施設等で耐震化が必要なものは次のとおりである。

令和2年4月1日現在

区 分	施 設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの
防災活動 中核拠点	市庁舎	—
地域防災 活動拠点	区役所（支所）・保健センター	—（※）
	消防署（出張所）・消防学校	—
	環境事業所	—
	土木事務所	—
	水道営業所・管路センター	—
災害医療 活動拠点	市立病院	—
	市大病院	—
指定避難所	小・中・高校	—
	その他の施設	—

（注）施設は棟毎で耐震診断を行っており、耐震化整備の必要な棟がある場合、施設名を記載している。

（注）指定避難所の施設は、指定避難所として指定されている棟が耐震化整備の必要がある場合、施設名を記載している。

※ 千種区役所と他団体施設の合築建築物において、市所有部分は耐震性を満たしているものの、他団体の所有部分が耐震性を満たしていないことにより、機能継続性を確保するため、合築建築物の改築について検討を進めている。

第8節 輸送体制の整備

大災害が発生した場合、発災後初期から、消火・救助活動や被災者の救護・救援活動等の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うことが重要であり、市域外からの消防、自衛隊、警察等広域応援部隊、他都市応援隊、ボランティア等の応援活動を念頭におきながら、陸路、水路及び空路における緊急輸送ルートの整備を図るものとする。

また、災害応急対策活動の機動性を高めるため、発災時に車両、舟艇及び航空機を的確に確保できるよう、輸送体制の万全に努めるものとする。

第1 輸送ルートの整備

本市は、南部は伊勢湾北端に接して名古屋港を構成し、北部から南部にかけては木曽三川によって開かれた濃尾平野が広がっており、東部は緩やかな丘陵地を成すとともに、市内中心部を貫流する堀川、中川運河をはじめ、市域周辺には、庄内川、天白川等の河川が形成されている。

こうした地形を考慮しつつ、被災時、広域的な人員及び物資等の輸送の観点から、緊急輸送が可能となる陸上輸送ルートを整備するとともに、さらに陸上輸送を補完するため、水上、航空輸送ルートの整備に努める。

1 陸上輸送ルート

本市における陸上輸送ルートは、広域的な輸送ルート体系の基盤であり、効率的かつ代替性を考慮した道路ネットワークの形成が必要であるため、市内の主要道路のうち特に市南西部に存する道路については、路面高を平均潮位以上にする等の整備をする。また、各道路管理者は、予め緊急輸送道路の耐震性の向上や適切な維持管理に努めるとともに、地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

陸路	緊急輸送道路 ・市の管理する道路 ・国土交通省、中日本高速道路株式会社、名古屋港管理組合、愛知県道路公社及び名古屋高速道路公社の管理する道路
----	--

2 水上輸送ルート

本市における水上輸送ルートは、庄内川、堀川及び中川運河を活用し、名古屋港に大型船で輸送された救援物資を水路で有効に搬送するため、小型栈橋等の荷揚げ場・物揚場の確保を行うなど、発災時の水上輸送計画を整備していくものとする。

緊急物資輸送	名古屋港耐震強化岸壁
荷揚げ場・物揚げ場	庄内川一色大橋船着場、堀川沿い白鳥公園、中川運河沿い用地等、庄内川横井船着場

河川等	堀川（堀川口防潮水門から白鳥公園辺りまでの4.5 km） 中川運河（中川口通船門から堀止までの6.6 km） 庄内川（河口から横井船着場までの10.2 km）
-----	---

3 航空輸送ルート

本市における航空輸送ルートは、陸上輸送ルート障害時の代替性や緊急性を踏まえ、名古屋空港や市域外からの救援物資や応援部隊の搬入、市域外の災害拠点病院等へ重症患者等の移送など有効に輸送するため、広域防災拠点をはじめ、その他の防災拠点及びその周辺地にそれぞれの機能にあった緊急場外離着陸場等の確保に努めるなど、被災時の航空輸送計画を整備していくものとする。

広域防災拠点	平和公園、名城公園、庄内緑地、熱田神宮公園、名古屋国際会議場・白鳥公園一帯、稲永・稲永東公園、戸田川緑地、小幡緑地、志段味スポーツランド、大高緑地、牧野ヶ池緑地
ヘリポート可能箇所	大規模公園、グラウンド、空地等

4 緊急用河川敷道路の整備

海上から輸送された救援物資や人員を迅速かつ効率的に市域内へ搬送する手段として河川敷の利用が考えられる。

現在、国土交通省において、災害時に一色大橋（中川区）・横井（中村区）の船着き場まで海上輸送した物資の流域内への搬送や人員輸送ができるよう、本市域を流れている庄内川・矢田川の河川敷に整備を進めていた緊急用河川敷道路が概成した。

整備区間	・一色大橋（庄内川左岸4.6km）～大幸公園（矢田川左岸7.0km）の間 ・緊急輸送路へのアクセス坂路の拡充
------	---

第2 緊急通行車両等の事前届出

都道府県公安委員会は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合においては、災害応急活動が的確かつ円滑に行われるようにするため、区域又は区間を指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止、あるいは制限することができる。

このため、本市においては、発災後の緊急通行車両等の届出、確認の手続きを省略化し、迅速かつ効率的な応急対策活動を行うため、各局・区・室が所有する車両のうち、災害応急対策活動に必要な車両をあらかじめ、緊急通行車両等として、事前に愛知県公安委員会に届け出ることとする。

（資料）

- ・名古屋市水防計画付図
- ・緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領（附属資料編 計画参考58）

第9節 防災情報網の整備

災害時には、気象情報、被害情報、避難情報等の収集及び災害応急対策に必要な指揮指令の伝達等各種の通信量が飛躍的に増大する。

このため通信の混乱を防ぎ迅速、的確に処理できるよう、有線及び無線の通信機器類の整備拡充を図るとともに、これらの情報を効率的に処理するため、マルチメディアを考慮した、防災情報システムの開発・整備に努める。

さらに、防災情報網の整備にあたっては、市関係公所間はもとより、国や防災関係機関との情報交換、市民への情報伝達が迅速的確に実施できるよう配慮するものとする。

第1 情報・通信機器の整備

各種情報の迅速、的確な収集、伝達を図るため、情報処理する機器及び通信連絡手段を次のとおり分類し、その整備を行う。

1 有線電話

(1) 加入電話

西日本電信電話株式会社（以下「NTT」という）の一般電話回線で結んだ電話

(2) 専用電話

ア 庁内電話

市役所と区役所、保健センターをNTTの専用線等で結んだ電話

イ その他局内電話

それぞれの局内業務用に専用線で結んだ電話で、消防電話、上下水道電話、交通局業務電話がある。

2 無線電話

(1) 防災行政無線

ア デジタル同報無線（以下「同報無線」という。）

親局を中心として、市域に設置した屋外子局を操作し、サイレン・音声にて市民に避難指示及び警戒宣言等の緊急情報など防災情報を伝達するもの。

イ デジタル移動無線

市役所を統制局とし、緑政土木局、消防局、健康福祉局、環境局等の関係局のほか、区役所を中心に、公所、地域防災拠点（小学校、中学校）及び防災関係機関を260 MHz帯の無線でネットワークするもので、半固定局、車載局、携帯局などがある。

(2) その他局用無線

それぞれの局内業務用無線で、消防無線、上下水道局MCA無線がある。

3 市町村防災支援システム

クラウド基板上に構築され、被災後に必要な情報である被害情報、対策情報（住民避難状況等）などをパソコン通信網でデータ通信を行い、情報を地図上に表示する機能（GIS機能）を有し、効率の良い情報処理を行うもの。

4 水防情報システム

雨量観測所（市有 32 箇所）及び河川水位観測所（市有 27 箇所）をテレメータ化し、オンラインで結び、必要なデータは防災危機管理局、緑政土木局、消防局、上下水道局及び区役所、土木事務所、消防署等で監視するとともに、国土交通省、愛知県、民間気象情報などを活用することにより、降雨時の雨量、河川水位の観測を行うもの。

5 雨水排水情報システム

雨水排水ポンプ所（上下水道局及び緑政土木局所管）のポンプ運転情報（運転・停止）、水位情報、及び主要ポンプ所の排水先河川画像を、庁内イントラネットにて配信し、防災部局・市職員がリアルタイムに確認することができ、水防活動に役立てるもの。

なお、ポンプ運転情報については、愛知県へも提供するとともに、市民へもインターネットにて情報提供を行っている。

6 画像伝送システム

(1) 高所監視カメラ

市内の災害状況を 24 時間監視するカメラで、東山スカイタワー、港区役所無線塔及び西区役所無線塔に設置され、その映像を市役所東庁舎の防災指令センターに映像伝送するもの。

(2) ヘリコプター映像電送システム

消防ヘリに取り付けられた可視光カメラ又は赤外線カメラで撮影した市内の災害状況を、市役所東庁舎の防災指令センターに映像電送するもの。

7 なごや減災プロジェクト

気象に関する情報や、災害時の被害情報などを市民がウェブサイト上に投稿し、投稿された情報を閲覧することにより、災害時の被害軽減（減災）に利用するとともに、災害の概要を把握する手段として活用するもの。

8 愛知県防災情報システム

各種被害情報を入力することにより、データを蓄積し県の関係機関に報告するとともに、関係機関との災害情報の共有化を図り、初動体制の確立等を図るもの。

9 マルチメディアの活用

災害情報の通信及び広報手段として、インターネットを始めとするマルチメディアを積極的に取り込んだ整備を行うものとする。

第2 通信連絡手段の確保及び活用

1 災害時優先電話の指定

(1) 定義

災害時優先電話とは、あらかじめ N T T から指定を受けることにより、災害時に電話回線が輻輳した場合にも、比較的一般の電話よりも発信しやすくなる電話のことをいう。

(2) 指定の要請

各局・室・区は、災害時優先電話の指定を受ける必要がある加入電話・F A X について、防災危機管理局危機対策室を通じて N T T 西日本東海支店に対し指定の要請を行う。

2 電話番号表（簿）の作成

各局・室・区は、加入電話、専用電話及びデジタル移動無線の通話及びファクシミリ使用時の混乱を避けるため、あらかじめ情報連絡に使用する電話番号を防災危機管理局危機対策室に報告しておく。

防災危機管理局危機対策室は、当該電話番号をとりまとめ、災害対策本部電話番号表（簿）を作成し、各局・室・区に周知しておく。

なお、庁内電話以外の専用電話（消防、上下水道、交通）は管理する局において、情報連絡用に使用する電話番号表をとりまとめ、当該部内に周知しておく。

第3 有線通信機器及び情報処理機器の日常管理

有線通信機器については、日常的に使用するものであり、万が一障害が発生した場合は直ちに復旧し、非常時に備えておくものとする。また、長時間の停電に備え電源の確保を図るものとする。

1 施設の災害予防措置

有線通信機器を有する各局・室・区は、次に掲げる該当事項について、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 設置については、災害時に最も被害が少ないと思われる建物及び取付位置を選定する。
- (2) 有線通信施設のうち、庁舎その他建物の内部の施設については、常に動作状況を監視するとともに、必要な訓練を行う。
- (3) 転倒が予想される機器は、壁面等に固定する。
- (4) 無線機器との連携を考慮し、活用し易いものとする。
- (5) 停電時に備え予備電源として、蓄電池設備もしくは自家発電装置を設置する。

2 施設の点検整備

有線通信機器を有する各局・室・区は、最小限、次に掲げる該当事項について必要な点検を行い整備する。

- (1) 不良箇所の発見の場合は、即時修理を行い整備する。
- (2) 動作状態、老朽化状況等を常に監視して、常時使用可能な状態を保つよう整備する。

第4 無線通信機器の日常管理

無線通信機器を定期的に点検整備を行うとともに、無線従事者の養成及び訓練を定期的に行い、有事に備えるとともに予備電源の確保並びに無線設備の拡充に努めるものとする。

1 施設の災害予防措置

無線通信機器を有する各局・室・区は、次に掲げる該当事項について必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 固定設備を有する局は、長時間の停電に備え、蓄電池設備もしくは自家発電設備を設置するよう配慮する。
- (2) 車載や携帯の移動局で蓄電池で移動するものにあつては、常時使用可能な状態を保つよう、蓄電池の充電、点検を行う。

(3) 災害時には、経験豊富な無線従事者を優先的に配置し得るよう配慮する。

2 施設の点検整備

無線機器を有する各局・室・区は、日常点検を行うほか、災害時における確実な運用を期待するため、請負業者と保守契約を締結し、次に掲げる点検を行い整備するものとする。

(1) 送信装置、電源設備、空中線の点検及び清掃

(2) 送信装置各部の電圧・電流及びコネクター等の動作点検並びに空中線電力及び受信感度等の性能試験

(3) 発動発電機の動作点検、性能試験及び燃料点検

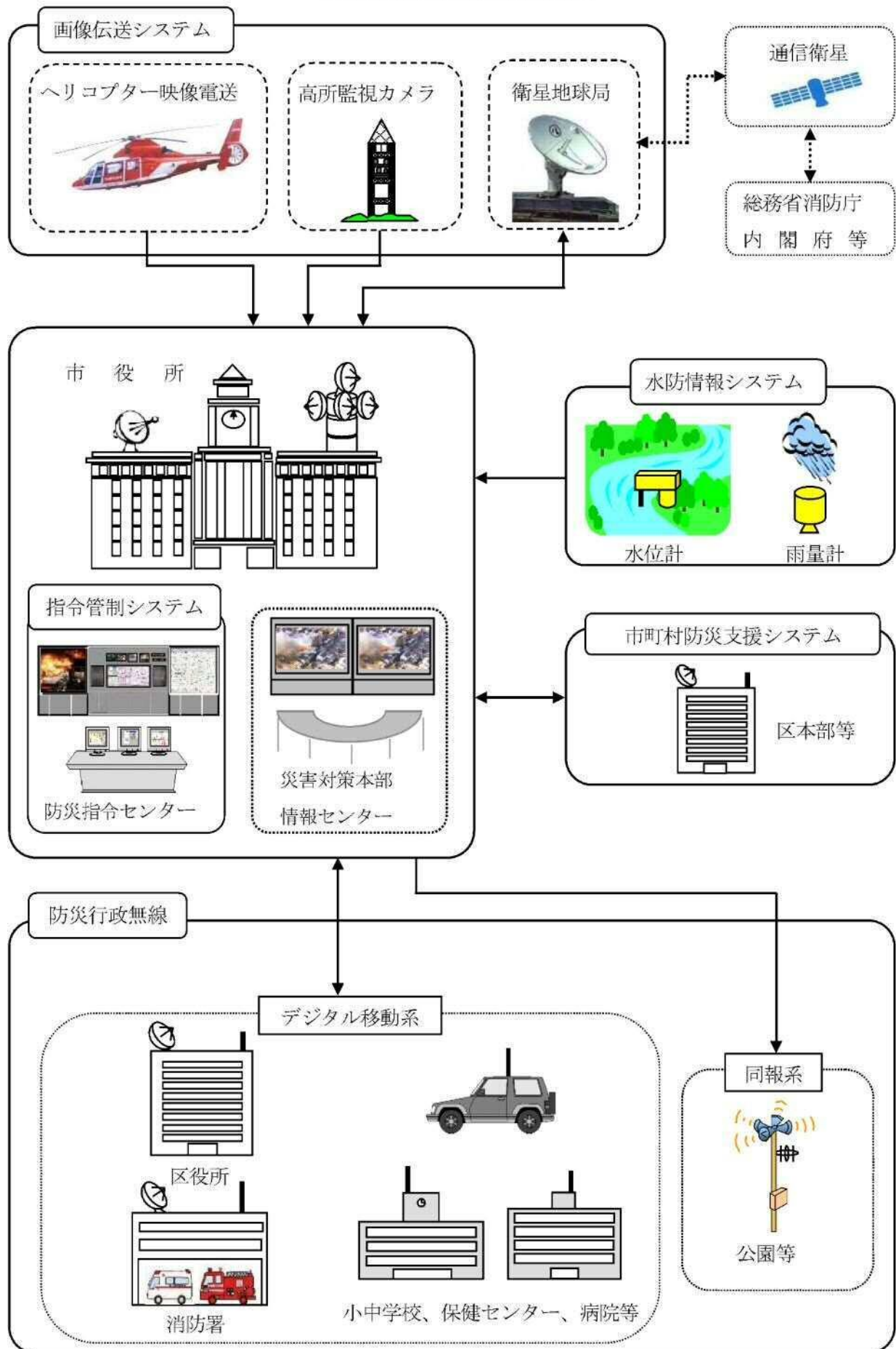
(4) 空中線の絶縁

(5) 予備（空中線、ヒューズ等）の点検

(資料)

- ・有線機器一覧 (附属資料編 計画資料 38)
- ・無線機器一覧 (附属資料編 計画資料 39)
- ・無線通信系統図 (附属資料編 計画資料 56-1)

名古屋市防災情報通信網概念図



第10節 救護・救援体制の整備

災害が発生した場合及び警戒宣言時に被災者に対する救護・救援を迅速かつ確実に実施するため、食糧、生活必需品、水等の確保を図るとともに、消防体制の整備及び応急医療体制の整備を図るものとする。

また、平素から市民、事業所等が食糧、水等について所要の備蓄を行うよう呼びかけていくものとする。

第1 食糧等の確保

災害時における食糧、生活必需品、水等の確保は、被災者に対する急務の問題であり、そのための体制整備を図るものとする。

1 備 蓄

災害時には、一時的な流通機構の混乱等から食糧や生活必需品の確保が困難になるばかりでなく、断水、停電、ガス停止等により調理もできなくなることが予想される。

このような事態に備え、被災者及び避難者に必要な食糧及び寝具その他の生活必需品を供与または貸与するため、避難所避難者等に対し、発災後3日分の必要量として、名古屋市災害対策実施計画に基づき、食糧175万食及び34万3千枚の毛布を備蓄する。食糧については、ビスケット、アルファ化米、粉ミルク等を備蓄し、生活必需品としては、毛布、紙おむつ等、衛生用品としては、マスク、消毒液等を備蓄する。また、災害用トイレやブルーシート、土のう袋等その他の物資についても備蓄する。その他、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域（中川区、港区の全域及び中村区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区の一部の地域）については、指定避難所定員に対し、1人当たり3ℓの飲料水を備蓄する。備蓄する物資については、その補充及び更新を行うとともに、高齢者や乳幼児等の要配慮者に配慮されたものとする。

これらの備蓄物資は、災害時の交通途絶や輸送ラインの寸断の場合にも迅速に配布できるよう、小中学校やコミュニティセンターなどの指定避難所に地域や定員などを勘案し配備するほか、備蓄倉庫、区役所・支所においても保管する。

なお、保管場所として小中学校に防災備蓄倉庫を整備する。

2 緊急調達体制の確立

災害時における応急救助物資の供給を確保し、災害応急対策の円滑化を図るため、経済局は関係局と連携を図りながら、食糧及び生活必需品の関係業界と協議し、事業者団体等との物資供給協定の締結を推進するなどにより、これら物資の緊急時における調達に万全を期するものとする。

3 水等の確保

市民生活にとって必要不可欠な水の確保は、「第4節 ライフラインの整備 第1 水道施設等」による。ただし、前述のとおり、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域については、指定避難所定員に対し、1人当たり約3ℓの飲料水を備蓄する。また、津

波浸水が想定される学区以外の指定避難所に対しても、地下式給水栓が設置されるまでの間や、一時的な断水に対応するため、1人当たり0.5ℓの飲料水を備蓄する。

また、工場・事業場等の井戸の中から災害応急用井戸を指定し、市民への周知などを実施することにより、緊急時における地域住民の生活用水等の確保を図るものとする。

第2 消防体制の整備

風水害時には、洪水、浸水、建物等の倒壊、窓ガラス・看板などの落下、また、震災時には、火災の発生、建物等の倒壊・落下、危険物の漏えい、浸水など、様々な形態の災害が複合して発生することが予想される。このような複合した災害に有効に対処するため、消防隊、救急隊及び救助隊をはじめ消防団に対し、必要な車両及び資機材の充実整備に努めるなど、消防体制の整備を図る。

1 消防隊等の整備

- (1) 超高層建築物、地下街、化学物質施設等で発生する災害に的確に対応するため、専門的対応能力を有する各種部隊等を整備する。
- (2) 木造密集地火災、同時多発火災等に的確かつ効率的に対応するため、必要な車両等を整備する。
- (3) 昼夜間・季節を問わず長時間の災害対応に備えるため、活動用資器材や補給体制などに考慮した施設、車両等の整備・充実を図る。
- (4) 多数の傷病者に対して市民が率先して応急手当を行えるようにするため、普段から応急手当に関する知識と技術の普及に努める。
- (5) 迅速かつ効果的な応急処置を行うため、救急隊の増強、各種資器材の整備及び救急救命士の養成など救急体制の充実を図るとともに、医療機関、区役所等との連絡体制の整備を図る。
- (6) 迅速な人命救助活動を行うため、特別消防隊及び16消防署の救助隊を核とした救助体制の確立を図るとともに、救助用車両等の整備・充実を図る。
- (7) 大規模な災害に効率的に対応するため、他都市消防機関、警察、自衛隊等との連絡体制を充実する。

2 消防団の整備

- (1) 災害現場における情報収集を始め、消防団幹部からの指揮命令等を迅速、確実なものにし、団員の安全を確保するため情報伝達手段の確立を図る。
- (2) 発災直後、地域において救助・救護活動を担うため、配置されている救助・応急救護資器材の取扱い等その習得に努める。
- (3) 同時多発火災に対応するため、各消防団に配置してある可搬式ポンプの機能強化を図るとともに、効率的な消火活動が実施できるよう訓練の充実に努める。

第3 応急医療体制の整備

災害時には、多数の負傷者の発生が予想される。また、同時に医療機関においても医療機能の低下が予想される。

このため、災害時に医療・助産・保健救護活動が円滑に行われるよう、応急医療体制、医薬品・衛生材料等の整備を図るとともに、警戒宣言時の医療・助産・保健救護活動の整備を図るものとする。

1 医療・助産・保健救護活動の確保

災害時において医療・助産・保健救護活動が円滑に遂行できるよう市の医療機関による救護班の設置等応急医療体制を確立し、さらに名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、日本赤十字社（愛知県支部）、国立病院機構の病院、市立大学医学部附属病院等、医療機関、愛知県の協力のもとに広範な応急医療体制の確立を図るとともに、市民に対して応急手当に関する知識と技術の普及に努めるものとする。大規模災害時の医療・助産・保健救護活動を迅速かつ適切に行うために、名古屋市医師会との連携の強化にさらに努めるとともに顎顔面の損傷及び歯科口腔外科などの歯科医療救護活動の確保に努める。また、災害時の医療・助産・保健救護活動が迅速かつ適切に行うことができるよう、名古屋市医師会等の協力のもと定期的に訓練を実施する必要がある。

2 医薬品・衛生材料等の確保

災害直後の医療・助産・保健救護活動に保健センター、市立病院等の救護班が使用する医薬品・衛生材料は、それぞれの場所において備蓄し、応急的補充分として、港防災センターに備蓄する。

市立中学校に設置される救護所で使用する医薬品は、名古屋市薬剤師会に委託して各中学校区の備蓄薬局に備蓄する。

また、災害時における医薬品・衛生材料の安定供給の確保を図るため、「愛知県災害時医薬品等安定供給確保事業実施要領」に基づき、愛知県医薬品卸協同組合及び中部衛生材料協同組合に委託して医薬品、医療機器及び衛生材料のランニング備蓄（通常の流通備蓄に上乗せして備蓄する）を行う。

備蓄する医薬品・衛生材料等についてはその充実に努める。

なお、医薬品、衛生材料、血液等の調達について、関係機関の協力のもとに必要な量の供給体制の確立に努めるとともに、他都市との協定や愛知県への供給要請により医薬品・衛生材料等の確保を図る。

なお、災害時に設置を予定する供給センターなどにおいて、医薬品・衛生材料等の的確な出納管理ができる専門的知識を有する薬剤師を確保するために、名古屋市薬剤師会の応援協力を得る必要がある。

3 市立病院の医療機能の確保

市立病院は、特に重傷者の治療、収容を行う災害医療活動拠点として診療機能を維持するため、電気・水・ガス等のライフラインの確保、医薬品・衛生材料・給食材料等の備蓄、施設・設備の安全確保、緊急連絡体制の整備、災害対応マニュアルの見直し等を行う。

4 名古屋区域地域災害医療部会

地震災害発生時に迅速に関係機関が参集し、地域における医療ニーズや医療資源を把握し、的確に分析した上で医療チーム等の配置調整を行える体制を構築できるよう、平時から検討を行うため、愛知県が設置する愛知県災害医療協議会の部会であって、健康福祉局、消防局、保健センター、愛

知県、災害医療コーディネーター、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、名古屋市薬剤師会等の代表者からなる名古屋区域地域災害医療部会を開催する。

(資料)

- ・ 災害救助用物資の備蓄 (附属資料編 計画資料 41)
- ・ 災害救助用物資の調達 (附属資料編 計画資料 42)
- ・ 救出救急機械器具 (附属資料編 計画資料 43)
- ・ 災害応急用井戸登録事業所名簿 (附属資料編 計画資料 74)
- ・ 災害救助法に基づく救助に係る委託に関する契約（県・市・
日本赤十字社愛知県支部） (附属資料編 計画参考 22)
- ・ 災害医療救護等に関する協定書（市対市医師会） (附属資料編 計画参考 42)
- ・ 災害時歯科医療救護に関する協定書（市対市歯科医師会） (附属資料編 計画参考 42)
- ・ 災害医療救護等に関する協定書（市対市薬剤師会） (附属資料編 計画参考 42)
- ・ 災害医療救護等に関する協定書（市対市立大学） (附属資料編 計画参考 42)
- ・ 災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（市対県柔道
整復師会） (附属資料編 計画参考 42)
- ・ 医薬品等供給センターの設置等に関する協定等（市対愛知学
院大学） (附属資料編 計画参考 42)

第11節 避難体制の整備

災害時における差し迫った危険から住民の生命を守るため、指定緊急避難場所をあらかじめ指定するとともに、倒壊、流失、焼失等により住家を失った、り災者を一時滞在させるため、指定避難所をあらかじめ指定し、住民に周知徹底し、避難誘導體制の確立等に努めるものとする。

また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた避難体制の整備を推進する必要がある。

第1 指定緊急避難場所・指定避難所の確保

1 指定緊急避難場所

災害対策基本法第49条の4第1項に基づき、災害から命を守るために緊急的に避難する場所をいい、洪水・内水氾濫、土砂災害、高潮、津波、地震の揺れ、大規模な火事といった災害の種類ごとに指定する。

(1) 指定基準

共通事項：利用にあたり無料であり、災害が切迫した状況において、被災者の受入ができるよう、市職員等による開錠等が可能であること

ア 洪水・内水氾濫、土砂災害

(ア) 耐震性

新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること、又は耐震診断によって耐震安全性が確認されていること

(イ) 区域の安全性

a 洪水・内水氾濫の浸水想定区域外又は浸水深0.5m未満の浸水想定区域内に立地していること

なお、(ウ)の基準を満たす場合はこの限りでない。

b 土砂災害（特別）警戒区域の区域外に立地していること

(ウ) 構造安全性・階層

浸水深0.5m以上の洪水・内水氾濫の浸水想定区域に立地している場合は、以下のa及びbを満たすこと

a 所在地において想定される洪水の作用に対し、構造安全性を有すること

b 洪水・内水氾濫の想定浸水深の水位より上の高さに避難スペースがあること

(エ) その他

気象状況に対応するため、屋内に滞在できること

イ 高潮

(ア) 耐震性

新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること、又は耐震診断によって耐震安全性が確認されていること

(イ) 区域の安全性

a 洪水・内水氾濫、高潮の浸水想定区域外又は浸水深0.5m未満の浸水想定区域内に立地していること

なお、(ウ)の基準を満たす場合はこの限りでない。

- b 土砂災害（特別）警戒区域の区域外に立地していること

(ウ) 構造安全性・階層

浸水深 0.5m 以上の洪水・内水氾濫、高潮の浸水想定区域に立地している場合は、以下の a 及び b を満たすこと

- a 所在地において想定される洪水の作用に対し、構造安全性を有すること
- b 洪水・内水氾濫、高潮の想定浸水深の水位より上の高さに避難スペースがあること

(エ) その他

気象状況に対応するため、屋内に滞在できること

ウ 津波

(ア) 建築物

- a 耐震性

新耐震設計基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）に適合していること、又は耐震診断によって耐震安全性が確認されていること

- b 構造安全性・階層

(a) 所在地において想定される津波の作用に対し、構造安全性を有すること

(b) 津波から安全を確保できる高さ（所在地において想定される基準水位に余裕高（0.5m）を加えた以上の高さをいう。以下同じ。）に避難スペースがあること

なお、地盤調査等により、施設の液状化に伴う沈下量が個別に設定されている場合は、その結果をもとに余裕高を設定できるものとする。

- c その他

津波災害警戒区域内に所在する施設（本市が管理する施設等を除く）については、津波に対する指定緊急避難場所（津波避難ビル）の指定と合わせて、津波防災地域づくりに関する法律第 56 条に基づく指定避難施設に指定することができる。

(イ) 盛土構造物

構造安全性・階層

- a 「津波防災地域づくりに係る技術検討報告書」（平成 24 年 1 月 27 日）に基づくもの
- b 津波から安全を確保できる高さに避難スペースがあること

エ 地震の揺れ

一定規模（概ね 10,000 m²以上）の公共空地がある場所

オ 大規模な火事

総面積 10,000 m²以上の公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地帯で付近家屋の密集度、火災延焼の可能性、危険物の有無等を考慮して大火輻射熱に対する安全面積が 2,000 m²以上のもの

※ その他、専門家・有識者等が、指定緊急避難場所として指定することがふさわしいと認める建築物及び構造物等を指定することができる。

(2) 指定する施設

災害の種類	指定する施設
洪水・内水氾濫、土砂災害	市立小・中学校の廊下・教室など

高潮	市立小・中学校の廊下・教室など
津波	津波避難ビル、津波に係る盛土構造物
地震の揺れ	広域避難場所、一時避難場所、市立小・中・一部の高等学校のグラウンド等
大規模な火事	広域避難場所

ア 津波避難ビル・津波に係る盛土構造物

津波に対する指定緊急避難場所であり、伊勢・三河湾に津波警報、大津波警報が発表されたとき又は市長が必要と認めるとき、高台へ避難することが困難な場合や、避難する時間に制限がある場合など、非常に切迫した状況のときに一時的に避難する施設をいう。

イ 広域避難場所

大規模な火事及び地震の揺れに対する指定緊急避難場所であり、主として地震火災が延焼拡大した場合に、周辺地域からの避難者を収容し、避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいい、概ね総面積10,000㎡以上の公園、緑地、公共空地帯で付近家屋の密集度、火災延焼の可能性、危険物の有無等を考慮して大火輻射熱に対しての安全面積が2,000㎡以上のものより選定する。

ウ 一時避難場所

地震の揺れに対する指定緊急避難場所であり、避難者が一時的に集合して余震等の様子を見る場所をいい、地域の生活圏や河川等の地形条件により、避難計画上、避難時間のかかるおそれのある地域において、概ね10,000㎡以上の公園・緑地等の公共空地を指定する。

(3) 指定緊急避難場所の確保

必要に応じて地域の要望や意見等を聞きながら、指定緊急避難場所の確保を推進するよう努める。

2 指定避難所

災害対策基本法第49条の7第1項に基づき、家屋の倒壊、流失、焼失など現に被害を受けた者等を一時的に滞在させるための施設をいい、以下の基準等により指定する。

なお、福祉避難所については別に定める。

(1) 指定基準

ア 収容人員は、概ね100名以上とし、1人当たり2㎡の避難スペースを確保して算定すること。

イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 区域の安全性

原則として、土砂災害（特別）警戒区域外に立地していること。

エ 新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること、又は耐震診断によって耐震安全性が確認されていること

オ 耐火構造であること

カ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

キ 利用にあたり無料であること

(2) 指定する施設

- ア 市立の小・中・高等学校、市立大学、コミュニティセンター
- イ 生涯学習センター、市スポーツセンター
- ウ 市立以外の小・中・高等学校、大学、各種専門学校その他の公共・民間施設で指定基準に適合するもの。
- エ 福祉会館を始め社会福祉施設等については、要配慮者のための福祉避難所として確保する。

(3) 施設内のスペース

施設内に避難スペースと目的別スペースを設ける。

ア 避難スペース

- (ア) 避難者が寝起きする場所をいい、一般の避難者が寝起きする居住スペースと要配慮者のための福祉避難スペースを区分けする。
- (イ) 1人当たりの避難スペースは 2m^2 を目安とするが、感染症対策として必要がある場合には弾力的に運用する。
- (ウ) 市立の小・中・高等学校は、主に体育館・特別活動室・格技場などを避難スペースとし、状況に応じて普通教室にも収容する。
- (エ) その他の施設は、施設所有（管理）者と調整のうえ指定し、状況に応じて指定する場所以外にも収容する。

イ 目的別スペース

運営管理室や感染症患者スペース、ペットの避難場所等、運営上必要な用途に応じた場所をいう。

なお、ペットとの同行避難が可能な指定避難所は、原則市立小中学校とする。

ウ 新型コロナウイルス感染症対策を講じる場合

1人当たり 2m^2 の避難スペースを確保したうえで、1家族を1区画とし、家族間の距離を1m以上離す。

その場合の1人当たりの必要となる面積は、単身世帯では 6m^2 を、3人世帯では 4m^2 を目安として収容人員を算定する。

(4) 指定避難所の確保等

- ア 必要に応じて地域の要望や意見等を聞きながら、指定避難所の確保を推進するよう努める。
- イ 感染症対策として必要がある場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。

3 提供避難場所

企業などから提供され、地域住民等が避難するための避難場所をいう。地域の実情にあわせて地域と企業などが覚書等によって地域防災協力事業所等として設定し、地域が協働で自主運営することを前提とする。

4 補助避難場所

災害対策基本法によらず、企業などと協定を締結する等して名古屋市が避難所（避難場所）として設定した施設をいう。なお、補助避難場所については、2の開設状況を踏まえ、避難状況に応じて開設するものとする。

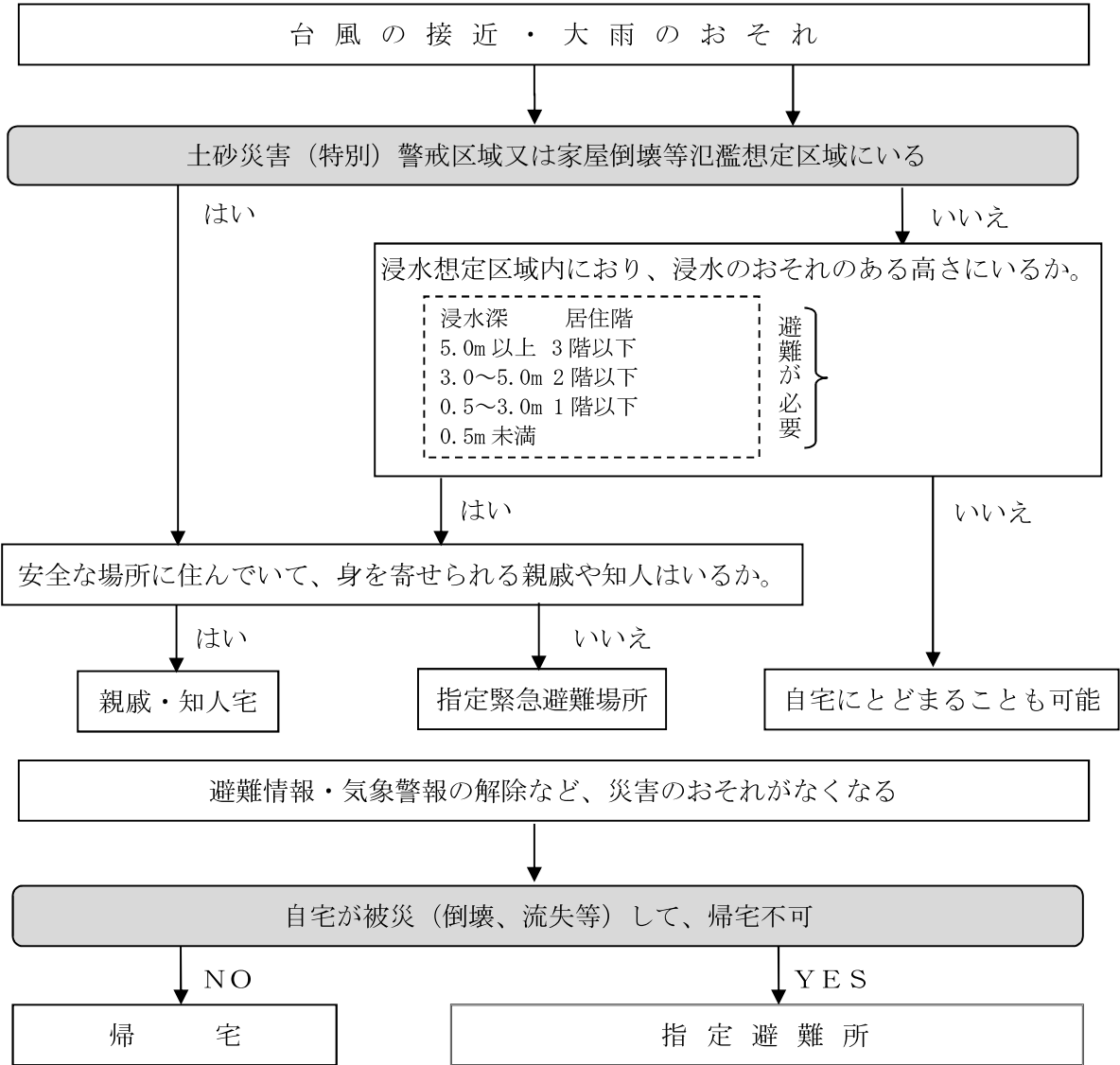
第2 避難誘導体制の確立等

災害が発生した時、多数の住民が円滑かつ的確に避難できるよう、指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置するとともに、平素から住民に周知するため、各種マップの戸別配布や防災訓練等を通じて、その徹底を図る。

また、地域ごとに避難者が迅速かつ安全に避難できるよう、災害対策委員、自主防災組織等が中心となって、集結場所（一時集合場所）、代替となる複数の避難経路等を考慮しながら、あらかじめ各地域における適切な避難行動について検討するよう働きかける。

1 風水害時

[発災後の避難行動]



水害時の適切な避難行動は、切迫する危険を回避するための行動を基本とし、指定緊急避難場所

への移動のみでなく、土地の高低や建物の階数、構造など、住民それぞれの置かれた状況やその時点での降雨、浸水の状況などに即して、避難の時期や方法、避難する場所を選択する必要があることから、適切な避難行動の周知に努める。

なお、浸水想定区域内に在し、本計画に名称及び所在地が定められた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、次のとおり適切な行動をとるものとする。

地下街等の所有者又は管理者は、その利用者の洪水時、雨水出水時及び高潮時（以下、洪水時等という）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成・公表するとともに、当該計画に従って避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を設置しなければならない。

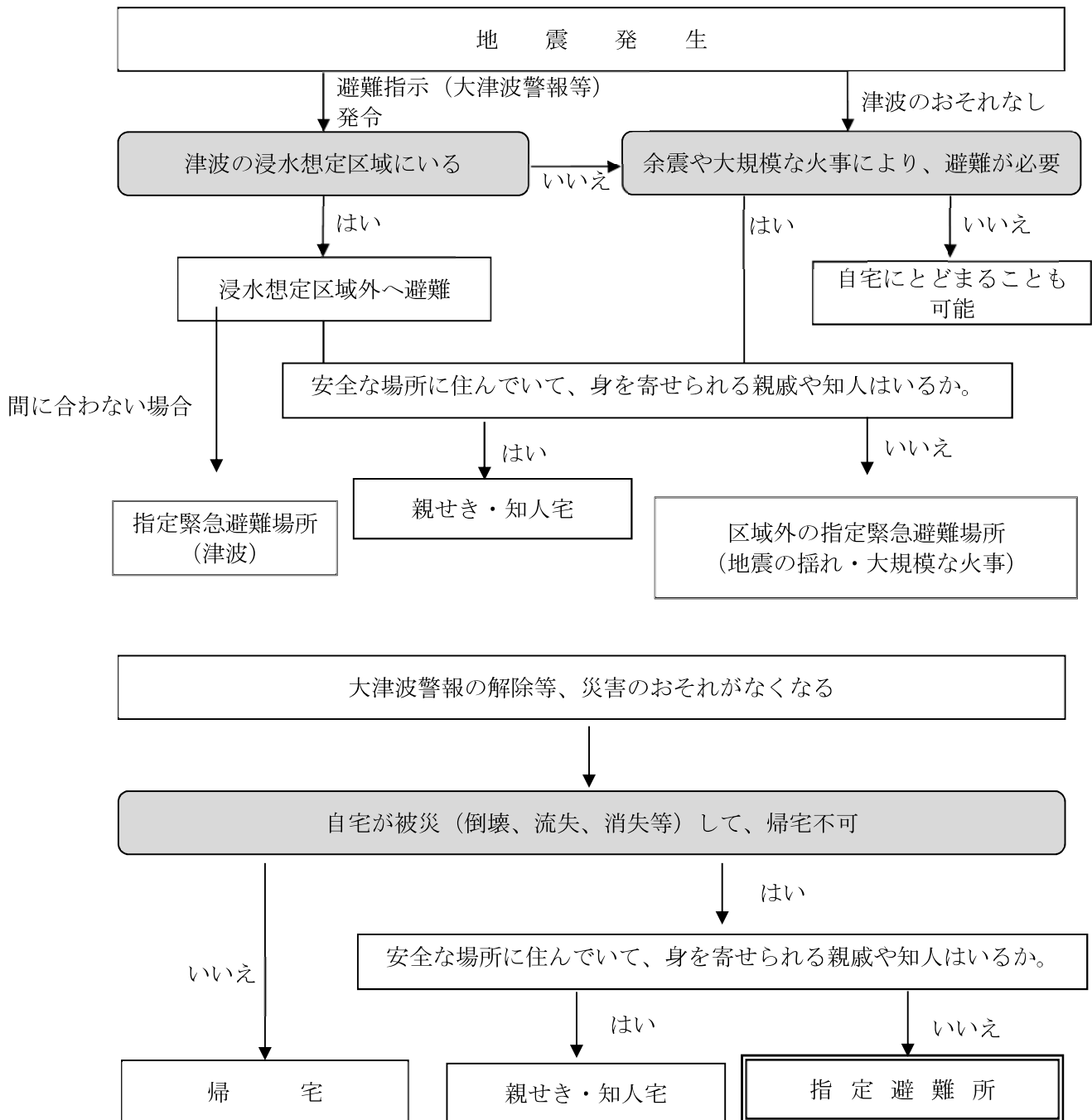
要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、その利用時の洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画に従って避難の確保のための訓練を実施しなければならない。また、自衛水防組織の設置に努める。

大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画に従って浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織の設置に努める。

また、土砂災害警戒区域内に在し、本計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画に従って避難確保のための訓練を実施しなければならない。

2 地震災害時

[発災後の避難行動]



津波被害を避けるためには、津波の浸水想定区域外まで迅速に避難する。浸水想定区域外へ避難する時間がない場合においては、一時的な避難場所への移動とする。

また、津波災害警戒区域内に在し、本計画に名称及び所在地が定められた地下街等、要配慮者利用施設は、次のとおり適切な行動をとるものとする。

地下街等の所有者又は管理者は、その利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難確保を図るために、訓練その他の措置に関する計画を作成・公表するとともに、当該計画に従って避難確保のため

の訓練を実施し、その結果を報告しなければならない。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、津波発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成・公表するとともに、当該計画に従って避難確保のための訓練を実施し、その結果を報告しなければならない。

なお、地震などで、大規模な火事が発生した場合は、大規模な火事に対する指定緊急避難場所である広域避難場所に避難するよう周知に努める。

(資料)

- ・ 区別指定緊急避難場所及び指定避難所箇所数及び収容可能一覧
(附属資料編 計画資料 48)
- ・ 指定緊急避難場所一覧（広域避難場所）
(附属資料編 計画資料 50-1)
- ・ 指定緊急避難場所一覧（一時避難場所）
(附属資料編 計画資料 50-2)
- ・ 指定緊急避難場所（屋内施設）・指定避難所
(附属資料編 計画資料 51)
- ・ 指定避難施設
(附属資料編 計画資料 52)
- ・ 地下街等一覧表（浸水想定区域内施設）
(附属資料編 計画資料 85-1)
- ・ 要配慮者利用施設一覧表（浸水想定区域内施設・津波災害警戒区域内施設）
(附属資料編 計画資料 85-2)

第12節 要配慮者対策

高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人などの災害に際して必要な情報を得ることが困難で、また、自分の身体・生命を守るために迅速かつ適切な行動をとることが困難であるとされる要配慮者を災害から守り、また、被災を軽減するために、要配慮者の避難・誘導対策を推進するとともに、要配慮者に配慮した避難生活の確保に努めるものとする。

第1 避難・誘導対策

要配慮者を災害から守るために、要配慮者自身の防災行動を向上させるための行動指針を作成啓発に努めるとともに、日頃から行政と地域住民が連携して要配慮者を支援する体制づくりを進めるものとする。

1 要配慮者行動マニュアルの作成

要配慮者の地震による被害の軽減を図るには、要配慮者（高齢者、障害者など）の実態に即した日頃の備えや事前の行動計画の樹立が重要であり、要配慮者自身の行動指針を示し、防災体制の確立に努めるとともに、健常者の理解と協力が不可欠であることから、コミュニケーションの円滑化と、地域コミュニティの醸成に努めるものとする。

2 要配慮者情報の整備

要配慮者に関する情報について平常時から整理を行うとともに、災害発生直後にはこれら情報をもとに、要配慮者の安否確認を始めとする救護・救援等が迅速に実施できるよう、日頃から行政と地域住民との協力体制づくりを進めるものとする。

また、要配慮者が円滑かつ迅速に避難するためには、地域（近隣）の共助を基本とする要配慮者への情報伝達体制や避難支援体制の整備が重要である。そのため、災害対策基本法の規定に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、地域が自主的に避難支援、安否確認などを行う「助け合いの仕組みづくり」の推進を図るとともに、令和3年の災害対策基本法の改正により、市町村の努力義務となった個別避難計画の作成についても取り組みを進める。

3 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者

- ア ひとり暮らし高齢者 （65歳以上のひとり暮らし高齢者）
- イ 高齢者のみ世帯 （75歳以上の高齢者のみ世帯の構成員）
- ウ 介護保険サービス対象者 （要支援、要介護の認定を受けている者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者）
- エ 身体障害者 （身体障害者手帳所持者）
- オ 知的障害者 （愛護手帳所持者）
- カ 精神障害者 （精神障害者保健福祉手帳1級所持者及び障害者総合支援法による居宅介護受給者ならびに移動支援受給者）

キ 難病患者のうち次に掲げる者

- （ア）難病患者のうち、神経・筋疾患、循環器系疾患、骨・関節系疾患、呼吸器系疾患及び主症状に中枢神経障害又は精神症状・運動発達遅滞等の症状が含まれている疾病による特定医療費受給者証所持者

(イ) イスモン、劇症肝炎、プリオン病、重症急性膵炎による愛知県特定疾患医療給付事業対象者

(ウ) 障害者総合支援法による居宅介護受給者

ク ア～キ以外で、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求める者

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

健康福祉局が保有する各施策の受給者情報を活用し名簿を作成する。

4 避難行動要支援者名簿の外部提供

平常時において避難行動要支援者名簿に記載された情報の外部提供を行うにあたっては、避難行動要支援者名簿に掲載された本人から同意を得たうえで行うものとする。また、災害が発生または災害が発生するおそれのある場合においては、災害対策本部員会議で本部長の決定を経た上で不同意者を含む名簿情報の提供を行うものとする。なお、この場合は平常時の提供先のみならず、避難支援等の実施に必要な限度で幅広い対象へ名簿情報を提供するものとする。

(1) 平常時における名簿情報の提供先（避難支援等関係者となる者）

ア 「助け合いの仕組みづくり」に取組む意思決定をした自主防災組織等の地域団体

イ 愛知県警察

ウ その他市長が認めた団体及び個人

(2) 災害が発生または災害が発生するおそれのある場合の名簿情報の提供先の例

ア 自主防災組織等の地域団体

イ 愛知県警察

ウ 避難所代表管理者

エ 福祉事業者

オ 障害者団体

カ 自衛隊 等

(3) 名簿の更新

避難行動要支援者名簿は、必要な都度最新の情報に更新し、健康福祉局、各区役所及び各消防署にて保管する。また、各区役所には2部保管し、災害発生後、区本部及び災害救助地区本部における応急対策活動等に利用する。

(4) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

「助け合いの仕組みづくり」に取組む意思決定をした自主防災組織等の地域団体へ名簿情報を提供する際には、個人情報の取扱等に関し区役所と協定を締結し、管理規約の提出を求めたうえで実施するものとする。

5 外国人等に対する対策

(1) 多言語及びルビ付日本語による外国人向けの生活情報冊子を作成・配布するとともに、ラジオで防災に関する外国語放送を行い、平常時から外国人の風水害等に関する知識の啓発と防災行動力の向上に努めるものとする。

(2) (公財)名古屋国際センターの協力を得ながら、外国公館や外国人関係団体との連携を強化し、情報提供、被災相談等、災害時の外国人に対する救援活動が円滑に行えるような体制づくりに努めるものとする。

6 個別避難計画

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難をすることが

困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者に、避難の支援、安否確認、その他生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために作成する計画をいう。

(1) 個別避難計画の作成

避難行動要支援者を対象に、その住まいがハザード等の影響が大きく、また、心身の状況などにより特に支援を要する方から順次同意確認のうえ、令和3年度よりおおむね5年程度で作成するよう取り組みを進める。また、作成後に避難行動に影響があると思われる状況の変化があった場合には、計画更新の検討を行う。

(2) 記載内容

個別避難計画に記載する事項は、本人・家族・知人・本人と関係する者、支援者、その他からの情報を踏まえ、次の事項とする。

㊦ 避難行動要支援者に関する事項

氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等

㊧ 避難支援等実施者に関する事項

氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路等

㊨ その他市長が必要と認めるものを記載する。

第2 避難生活の確保

要配慮者が不安なく避難生活ができるように、要配慮者に配慮した食糧・生活必需品等の備蓄を進めるとともに、福祉的配慮に基づく避難施設の整備に努めるものとする。

1 食糧・生活必需品等の備蓄

食糧・生活必需品等の備蓄は、おかゆ、粉ミルク、紙おむつ（子ども用・大人用）、生理用品、哺乳ビン等、要配慮者に配慮した備蓄をする。

2 避難施設における福祉的配慮

指定避難所に指定された公共施設は、高齢者、障害者等が不安なく安全に避難生活ができるよう、あらかじめ多目的トイレの設置や施設内の段差解消等、福祉環境の整備に努めておくものとする。

(資料)

・災害救助用物資の備蓄

(附属資料編 計画資料 41)

・災害救助用物資の調達

(附属資料編 計画資料 42)

第13節 防災意識の啓発及び防災訓練

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、防災関係機関の防災対策の推進はもちろん、住民一人ひとりが自らの予防措置を講じ、災害時や南海トラフ地震臨時情報発表時、警戒宣言時に落ち着いて行動することが大切である。

このため、防災の日常化を目的として、市民・事業者・職員ごとに目指すべき姿と人材育成方針の方向性を定めた「名古屋市防災人材育成方針」に基づき、職員とあわせて、市民及び事業者に対しても日頃からあらゆる機会を通じて防災知識の普及活動を行い防災意識の高揚を図るものとする。

また、防災訓練を通じて防災関係機関との連携を深めるとともに、災害時や南海トラフ地震臨時情報発表時、警戒宣言時における応急対策活動が市民や民間事業者とともに円滑に実施されるよう努めるものとする。

第1 防災意識の啓発

防災活動の成果をあげ、被害の拡大を防止するため、職員の防災教育の実施及び学校教育、社会教育、その他あらゆる広報媒体を通じて防災知識の普及を行い、防災意識の高揚を図る。

1 職員に対する防災教育

名古屋市防災人材育成方針に基づき、職員の災害時における的確な判断力を養成し、防災上必要な知識及び技術を向上させ、また、職場内における防災体制を確立するため、講習会、研修会等あらゆる機会を利用して防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育は、上記防災人材育成方針を踏まえて、各局・部・課等が主体的に行うものとする。

(1) 教育内容

- ア 職員が果たすべき役割
- イ 風水害や地震に関する基礎知識
- ウ 本市が行っている風水害及び地震対策に関する知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報及びこれに基づきとられる措置の内容
- オ 東海地震に関連する調査情報（定例、臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他これらに関する情報及びこれに基づきとられる措置の内容
- カ 想定される南海トラフ巨大地震及び津波に関する知識
- キ 家庭の地震防災対策と自主防災組織の育成強化対策
- ク 緊急地震速報、大津波警報等、特別警報を見聞きした場合の対応に関する知識

(2) 教育の方法

ア 講習会

職員を対象とした防災に関する気象講習会を、名古屋地方気象台、有識者等の協力により開催し、気象、地震防災に関する専門的知識の習得を図る。

イ 研修会

災害対策関係法令及びその他の防災関係法令並びに防災活動に関しての説明、研修会等を行

い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、土木、水防、建築、その他防災技術対策に必要な知識の習得を図る。

ウ 検討会

防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

エ 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

オ 印刷物の配付

災害の原因、予防、応急対策、その他必要事項等をまとめた防災活動の手引書、パンフレット等を作成し配付する。

カ 防災任務カードの携行

職員の平常時からの防災意識の啓発と緊急時における初動体制の速やかな立ち上がりを図るため、「防災任務カード」に個々の勤務時間外の初動任務を明記し、常時携行するものとする。

なお、職員の任務が非常配備ごとにローテーションされている場合にあつては、適正に周知できるよう、各職場において対処するものとする。

2 学校教育における防災教育

地震や風水害等に関する知識、避難の方法、災害発生時の心得などについて、普段から幼児・児童・生徒の発達段階及び地域の特性や実態等に応じて、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動を通じて必要な防災教育を行う。

(1) 安全指導

ア 教育課程の中で災害の種類、原因、実態及びその対策等防災関係の事項を習得させる。

イ 登下校（降園）途中の安全を確保するため、異常気象時における通学路の点検方法及び地域情報の収集方法、幼児・児童・生徒に対する安全指導事項等を含めた指導計画を各校（園）ごとに立案し、幼児・児童・生徒及び教職員並びに保護者への徹底を図る。

(2) 教育内容

ア 地震、津波、台風や大雨などの発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどについて科学的な理解を深める。

イ 災害発生時における危機を認識して日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動が迅速にとれる能力（防災リテラシー）を身につけさせる。

ウ 地震発生時に、進んで他人や地域の安全に役立つことができるような知識、能力を、児童・生徒等の発達段階に応じて養う。

(3) 防災訓練

幼児・児童・生徒及び教職員の防災意識の高揚と災害時に迅速かつ適切な避難行動等がとれるよう学校行事等の一環として、災害種別に応じた防災訓練を実施し、学校、家庭、地域等における防災の実践活動、避難行動等について習得させる。また、防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な対応がとれるよう、災害の状況を想定し、情報の伝達、幼児・児童・生徒等の避難誘

導など、防災上必要な訓練を計画的に実施する。

ア 訓練は年間計画に位置付けて設定し、全職員の協力と児童・生徒等の自主的活動があいまって十分な効果を収めるように努める。

イ 訓練は、毎年1回以上実施し、学校種別・学校規模・施設設備の状況、幼児・児童・生徒等の発達段階など、それぞれの実状に応じて、具体的かつ適正なものとする。

ウ 訓練にあたっては、事前に施設設備の状況、器具・用具などについて、常に使用できるよう安全点検を実施するとともに、訓練による事故防止に努める。

エ 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び幼児・児童・生徒等の組織を確立し、各自の役割を周知徹底しておく。

オ 訓練実施後は、十分な反省を加え、計画の修正及び整備を図る。

(4) その他の教育活動

防災関係機関、防災施設の見学並びに防災関係の催物等への参加を行う。

(5) 教育関係職員に対する教育

市は、幼児・児童・生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対して機会を捉えて研修を行い、地震防災知識の高揚に努める。

(6) 幼児・児童・生徒等に対する教育

市は、学校等が行う幼児・児童・生徒等に対する防災教育に関し、必要な指導及び助言を行う。

なお、防災教育は、学校等の種別及び幼児・児童・生徒等の発達段階やその行動上の特性、学校等の立地条件等実態に応じた内容とし、計画的・継続的に実施する。

3 市民・企業に対する防災教育及び広報

市民が自らの予防措置を講じ、災害時には一人ひとりが落ち着いて行動することが大切である。特に、同時多発火災の発生を抑えることが被害の軽減につながるため、各家庭における家具の転倒防止対策、出火防止、初期消火等の徹底を図ることが課題となる。

このため講習会、映画会及び講演会の開催、生涯学習センター、港防災センター等における教育のほか、自助力向上の促進事業や戸別訪問における啓発、あるいはテレビ、ラジオ、新聞等の利用、広報冊子、パンフレット・チラシ等の作成・配付や学区防災安心まちづくり委員会、防災週間・防災とボランティア週間内における事業、各種訓練などあらゆる機会を通じて防災意識の啓発と防災に関する知識の普及を図る。

(1) 広報・教育内容

ア 防災に関する基礎知識

イ 南海トラフ地震臨時情報の性格及びこれに基づきとられる措置の内容

ウ 地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置の内容

エ 予想される浸水、地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識

オ 地震予知情報等が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う安否確認、救助活動、避難行動、初期消火及び自動車運行自粛等の防災上とるべき行動に関する知識

カ 正確な情報の入手方法

キ 防災関係機関が講ずべき応急対策等の内容

ク 地域の指定避難所、指定緊急避難場所等、避難路に関する知識

ケ 避難生活に関する知識

コ 平素住民が実施できる応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間程度の生活必需品・衛生用品の備蓄、家具の転倒防止対策、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

サ 木造住宅をはじめ民間建築物の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(2) 防災教育

ア 各学区防災安心まちづくり委員会等と連携して、市民一人ひとりに対して、災害に関する一般知識、災害時の心得など防災知識の普及に努めるとともに、防災学習会、自主防災訓練等を行うことにより災害時における住民相互支援の基盤づくりを進める。

イ 生涯学習センター等で行われる事業や各種イベント等を通じて、防災に関する一般知識、災害時の心得などの習得並びに応急手当等の知識と技術の体得を図るとともに、コミュニティやボランティアに関する講座の開設などを通し、災害時における住民相互支援の仕組の充実を図る。

ウ 港防災センターにおいては、防災に関する相談及び指導、パネルや資料の展示、体験学習並びに防災講演会や映画会の開催などを行い、市民の防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

(3) 広報

各種ハザードマップや防災情報、日頃からの備えなどをまとめた防災ガイドブックや広報などやなどの印刷物、テレビ、ラジオ、ホームページ等を利用し、災害の危険性に関する情報、防災に関する一般知識、平常時の備え、災害時の心得等の防災知識の普及を図る。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

さらに、防災知識の普及啓発を図るため、報道機関に対しては、積極的に協力を依頼するとともに、本市の防災対策についての計画等必要な情報の提供に努める。

なお、広報にあたっては、下記事項を重点に実施する。

ア 平常時の心得に関する事項

(ア) 家族と避難先や連絡先を相談しておくこと。

(イ) 防災訓練に進んで参加すること。

(ウ) 自主防災組織の活動の中で、防災活動に必要な知識や技術を習得しておくこと。

(エ) 食料、飲料水、衛生用品、医薬品等の準備、自動車へのこまめな満タン給油をすること。

(オ) 非常持出品をまとめておくこと。

(カ) がけ崩れ、津波に注意すること。

(キ) 住宅の耐震診断等を行うこと。

- (ク) 建物の補強、家具の転倒防止対策及びブロック塀の倒壊防止対策を行うこと。
- (ケ) 消火器等の準備や感震ブレーカーを設置すること。
- (コ) 防災気象情報の種類と意味を理解しておくこと。
- (サ) 東海地震や南海トラフ地震が時間差で発生する可能性のあること。
- (シ) ペットのために非常食の準備、移動用の容器等避難に必要な準備を行うこと。

イ 南海トラフ地震臨時情報発表時の心得に関する事項

- (ア) 日頃からの地震への備えの再確認をすること
 - ・避難場所、避難経路の確認
 - ・家族との安否確認手段の確認
 - ・家具の転倒防止対策の確認
 - ・非常持出品の確認
 - ・出火の防止、危険物の安全措置の確認
 - ・隣近所との連絡、助け合いに関する確認
- (イ) 安全な防災行動をとること
 - ・津波、土砂災害などの危険性が高い場所になるべく近づかないようにすること
 - ・屋内のできるだけ安全な場所で生活すること
 - ・ベッドの頭上や高い場所に物を置かないこと
 - ・防災情報の入手方法を確認すること

ウ 東海地震注意情報発表時の心得に関する事項

- (ア) 正しい情報を入手すること。
- (イ) 早期の帰宅を心がけること。
- (ウ) 警戒宣言時に備えること。

エ 警戒宣言時の心得に関する事項

- (ア) 正しい情報を入手すること。
- (イ) 家庭における各人の役割を確認すること。
- (ウ) 家の中の安全な場所を確かめること。
- (エ) 火はできるだけ使わないこと。
- (オ) 危険物などの安全に注意すること。
- (カ) 水や消火器を用意すること。
- (キ) 身軽で安全な服装に着替えること。
- (ク) 非常持出品を確保すること。
- (ケ) 隣近所で助け合うこと。
- (コ) 自動車や電話の使用を自粛すること。

オ 地震発生時の心得に関する事項

- (ア) まず、わが身の安全を図ること。
- (イ) 安全確実に火の始末をすること。
- (ウ) 非常脱出口を確保すること。

- (エ) 火が出たら、まず消火すること。
- (オ) あわてて戸外に飛び出さないこと。
- (カ) 狭い路地、塀ぎわ、がけや川べりに近寄らないこと。
- (キ) 山崩れ、がけ崩れ、津波に注意すること。
- (ク) 避難は徒歩で、持物は最小限にすること。
- (ケ) みんなが協力し合って応急救護を行うこと。
- (コ) 正しい情報を入手すること。
- (サ) 東海地震、南海トラフ地震が時間差で発生する可能性のあること。

カ 緊急地震速報利用の心得、大津波警報等、特別警報に関する事項

キ 家庭内備蓄の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるので、7日分程度の飲料水、食料、衛生用品その他の生活物資等の家庭内備蓄を推進する。

4 自動車運転者に対する地震教育

警戒宣言時又は地震や風水害が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行う。

- (1) 広報の方法
- (2) 広報の対象
- (3) 広報の内容

5 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設等防災上重要な施設の管理者が、地震発生時に適切な行動がとれるよう、防火・防災管理講習等の機会を通じて防災教育を図る。

第2 防災訓練

災害による被害の拡大を阻止し、最小限にとどめるには、防災関係機関による災害対策の推進はもちろんのこと、市民一人ひとりが日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講ずることができるようになることが必要である。

このため、防災担当者の災害対応能力の向上とあわせて、市民に対しても、防災訓練を実施するよう促す。

市民に対する防災知識の普及、啓発を目的とした避難訓練、救出・救護訓練、初期消火訓練などの基礎的訓練及び図上訓練を実施するとともに、これらの基礎訓練を組み合わせた総合的な防災訓練を実施するものとする。

1 基礎訓練

技能の修得を主体とした水防工法訓練、通信連絡、操船操舵、炊き出し、避難、初期消火、救出・救護等の基礎的な実地訓練及び図上訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の錬磨を図るものとする。

(1) 水防工法訓練

水災害が発生した場合において、その被害を最小限に防止し、迅速かつ的確な応急対策活動を

実施するため、市、区関係職員及び地域関係者に対し、体験型・実践型簡易水防工法訓練、その他水防工法全般についての水防訓練を実施する。

(2) 災害救助法実務訓練

災害発生時における災害救助業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、市、区関係職員に対し、災害救助法実務訓練を実施する。

(3) 炊き出し訓練

防災意識の高揚と、災害発生時における炊き出し計画を円滑かつ迅速に遂行し、応急救助活動に万全を期するため、地域関係者、市及び区関係職員に対し、炊き出し訓練を適宜、実施する。

(4) 動員訓練

地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(5) 指定避難所運営訓練

熊本地震等を教訓として改正した「指定避難所運営マニュアル」の実効をあげるため、各区において指定避難所開設・運営訓練等を実施する。

(6) その他の訓練

通信連絡、操船操舵又は避難訓練等を適宜実施する。

2 総合訓練

愛知県をはじめ、関係機関公共的団体及び住民の協力のもとに、通信連絡、水防工法等各種の内容を包含した有機的かつ効果的な総合訓練を計画し、実施するものとする。

(1) 本市の水防訓練

大雨、台風に備え毎年5月～6月に各区役所を中心として関係機関及び住民の協力のもとに、総合的な訓練を実施する。

ア 訓練内容

職員の参集、公所間の情報収集・伝達、区本部の運営、水防工法等

イ 訓練参加者

名古屋市、愛知県警察、住民

ウ 訓練場所

毎年、河川、ため池、公園及び市街地において実施する。

(2) 本市の防災訓練

市は、市防災会議の主唱に基づき、毎年8月30日から9月5日の防災週間を中心に、市及び防災関係機関並びに民間企業、市民の参加を得て、本計画の具体的な運用等の検証を目的とする大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する。

訓練内容は、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、様々な条件を設定することにより、より実践的なものとし、次のとおり実施する。

ア 東海地震を想定した予知対応型訓練

警戒宣言時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び市民の自主防災体制との連携強化を目的として、地震予知情報等の発表に基づく職員の参集訓練、警戒宣言時等の情報の伝達・広報の訓練、あるいは地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。

訓練の内容は、次のとおりとする。

- (ア) 地震予知情報等発表時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言時における地震防災応急対策等の実施に必要な要員の参集及び地震警戒本部運用訓練
- (イ) 地震予知情報等の通知、伝達、広報の訓練
- (ウ) 交通規制、事前避難等に関する訓練
- (エ) 発災後の災害対策本部の設置及び消火活動、避難誘導、救護活動、道路の警戒活動、給水・給食等の応急措置に関する訓練
- (オ) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (カ) その他地震防災応急対策の実施等に関する訓練

イ 南海トラフ巨大地震を想定した突発対応型訓練

南海トラフ巨大地震の被害想定周知、関係機関及び市民の自主防災体制との連携強化を目的として、突発型地震発生時の職員の参集訓練、大津波警報等の情報の伝達・広報の訓練、あるいは地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。

訓練の内容は、次のとおりとする。

- (ア) 突発型地震発生時における地震防災応急対策等の実施に必要な要員の参集及び災害対策本部等運営訓練
- (イ) 大津波警報等の通知、伝達及び広報の訓練
- (ウ) 交通規制、事前避難等に関する訓練
- (エ) 発災後の災害対策本部等の設置及び消火活動、避難誘導、救護活動、道路の警戒活動、給水・給食等の応急措置に関する訓練
- (オ) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (カ) その他地震防災応急対策の実施等に関する訓練

ウ その他の地震訓練

地震発生後の災害応急対策を円滑に実施することを目的に、防災関係機関、公共的団体、市民、事業所の協力のもとに消火、避難、救出・救護、情報収集・伝達、要配慮者への対応等の内容を包含した有機的かつ効果的な総合防災訓練を実施する。要配慮者自身の災害対応力の向上や、地域において障害の特性に応じた支援や配慮についての意識向上を図るため、避難誘導、指定避難所での支援に関する訓練について、要配慮者やその家族に参加を促すとともに、地域住民の理解が得られるよう啓発を行う。

エ 他縣市等との相互協力

災害応援に関する協定に基づき、他縣市等との訓練の相互参加に努める。

(3) 国、県その他関係機関の実施する訓練

国、県その他関係機関と連携し、各機関の実施する訓練には積極的に参加し、相互の連絡を密にするとともに、大災害発生の際の混乱と被害を最小限に防止し得るよう努める。

3 防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力

市は、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

また、市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、愛知県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

4 防災訓練に伴う交通規制

公安委員会は、災害対策基本法又は大規模地震特別措置法の定めるところにより防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。

5 訓練の検証

市は、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講ずる。

第14節 地域防災力の向上

大規模な災害が発生した場合、建物が多数倒壊した場合、同時に複数の火災などが発生した場合には、本市消防機関の応急対策活動だけでは困難であったり、交通の遮断等で緊急車両の通行が思うにまかせない事態が生じたりすることがある。こうした中で、被害を最小限に抑えるためには、地域住民や事業所がそれぞれの責務のもとに、自ら又は力を合わせて災害に立ち向かうことが不可欠である。

伊勢湾台風、阪神・淡路大震災など過去の災害においても地域防災力の大切さが認識されているところであり、とりわけ東日本大震災においては、「自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないこと」が強く認識されている。

災害に備えて、市民が普段から自分や家族の身の安全を守る準備や心構えをしておくとともに、発災直後の初期消火、救助活動など地域コミュニティで助け合う応急対策活動を意識し、消防団、関係行政機関及び事業所等と連携し、地区防災カルテ等を活用しながら地域特性に応じた防災活動を推進することで、地域防災力の向上を図る。

また市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

第1 地域での助け合い

大規模災害においては、被災者一人ひとりに行政の救い手が回るのに相当の時間が必要となる。このような災害においては、地域での助け合いが大きな力を発揮することは、過去の災害の例を引くまでもなく証明されている。

地域での助け合いは、地域住民による共助の仕組みであり、住民自らが主体となることこそが、災害時における地域での助け合いの実効性を確保する最良の方法である。市においても避難行動要支援者をはじめとした地域住民の安否の確認、避難支援などが迅速かつ適切に行われるよう、地区防災カルテを活用した話し合いや各種訓練などを通じて、地域での助け合いを積極的に支援する。

第2 自主防災組織の育成

災害が発生し、被害を最小限に抑えるためには、発災直後、市民自らが防災活動を組織的に行うことが必要であり、平素から地域における良好なコミュニティを形成し、いざというときに役立つ地域防災の基盤を確立するため、既存の防災組織との整合性を図りつつ、市民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

1 自主防災活動

おおむね町内会、自治会ごとに自主防災組織の結成を促し、これらの自主防災組織に対し助成を行うとともに育成体制の整備を図り、各学区防災安心まちづくり委員会などと連携して、自主防災組織単位での講習会の開催、初期消火、救出・救護、避難等の実技指導及び災害救助地区本部と連携した訓練等を実施し、効果的な防災活動の促進を図るものとする。

2 自主防災組織の活動

自主防災組織の主な防災活動は次のとおりであり、自らの防災知識・技術の普及計画や応急対策活動計画、避難行動計画などについて検討し、地域住民へ積極的に周知するよう努める。

平 常 時	災 害 時
ア 防災に関する知識の普及	ア 出火防止の広報及び初期消火の実施
イ 初期消火、避難、救出・救護等の訓練の実施	イ 安否確認の実施、情報の収集・伝達
ウ 避難場所の周知	ウ 救出・救護の実施及び協力
エ 災害危険箇所の調査	エ 避難誘導の実施
オ 学区連絡協議会との連絡調整	オ 災害救助地区本部への報告
	カ その他応急対策活動

第3 消防団の充実強化

消防団は、消防署と連携し防災活動、応急救護活動等を実施し、地震や風水害等各種災害による被害の軽減を図ることを任務としているが、発災後、地域住民による積極的な自主防災活動が行われるためには、地域における防災の要である消防団の的確なリードが不可欠であるため、次のような消防団の防災活動力の充実強化に努める。

1 団員に対する防災教育

配置した救助・応急資器材を安全かつ効果的に活用できるよう、団員用「消防団員実務必携」「消防団震災活動マニュアル」等の各種教養資料等に基づき、大規模災害を想定した実践的な各種訓練の充実を図る。

2 指揮命令及び情報伝達における確実性の確保

災害現場においてタイムリーな情報収集を始め、団員幹部からの指揮命令等を迅速、確実なものにするとともに、団員の安全を確保するため情報伝達手段の確立を図る。

3 救助、応急救護用資器材等の増強配置

発災後、地域において各消防団が円滑かつ効果的に活動できるよう、救助・応急救護資器材等を配置するとともに、消火能力の向上を図るため、可搬式ポンプの機能強化を図る。

第4 事業所における地域防災力の育成

事業所は、地域において事業活動を行う地域社会の一員であり、災害発生時には、その組織力や敷地、資器材等をもって、周辺地域における防災活動に寄与することが求められている。このため、地域における防災体制の強化を図るとともに、日頃から防災関係機関、各学区防災安心まちづくり委員会や地域住民、他の事業所自衛消防組織等と連携するなど、事業所及びその周辺地域の被害を軽減するための地域防災体制づくりを進める。

1 事業所の自衛消防組織等の育成

消防法に基づく自衛消防組織が義務付けられている事業所のみならず、事業規模に応じ、災害時に有効な防災活動ができる自主的な防災組織の結成を促す。また、事業所内で発生した災害対策のみならず、事業所の周辺住民に対する救出救護活動、初期消火活動、応急手当等まで含めた応急活動が実施できるよう、応急計画の策定や自衛消防隊員の災害対応能力の向上を行うなど、事業所の自衛消防組織の育成に努める。

2 防災関係機関等との連携

日頃から防災関係機関、各学区防災安心まちづくり委員会や地域住民、他の事業所の自衛消防組織等と協力し、災害発生時に、次の事項について相互連携した災害応急活動が円滑に実施できるよう、協調体制づくりを進める。

- (1) 救出救護活動、応急手当等の実施に関すること。
- (2) 被害情報の収集、伝達に関すること。
- (3) 救出救護資器材の提供に関すること。
- (4) 被災者の避難誘導・避難収容に関すること。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画）

名古屋市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

1 地区防災計画の作成

地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

なお、提案に関する詳細については、市防災会議運営要綱に定める事務局長が別に定める。

項 目	詳 細
計画の対象範囲	・ 対象地区の範囲に関すること。
計画の目的・目標	・ 活動の目的・目標に関すること。
地区の特性	・ 地区の特性（自然特性及び社会特性）に関すること。 ・ 各種ハザードマップに関すること。
具体的な防災活動	・ 平常時の活動に関すること。 ・ 災害時の活動に関すること。 ・ 避難行動に関すること。
計画の見直し	・ 計画の見直しに関すること。

2 地区防災計画の地域防災計画への反映

市防災会議は地区居住者等から提案を受けた場合、提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとし、定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、計画提案をした地区居住者等に通知する。

(資料)

- ・ 名古屋市自主防災組織推進要綱 (附属資料編 計画参考 16)
- ・ 自主防災組織結成状況 (附属資料編 計画参考 17)
- ・ 地区防災計画策定状況 (附属資料編 計画参考 18)

第15節 事業所等への安全指導

大規模な災害が発生すると、建物の損壊のほか、火災の発生、危険物の流出等による災害の発生危険がある。事業所は、一般家庭に比べてその使用する火気や危険物等が大量にあり、万一、これらの災害が拡大すれば、自らの建物や財産だけでなく、周辺地域にも被害を与えるおそれがある。

このため、事業所等における災害の拡大危険を排除し、被害の軽減を図るよう、災害発生時の安全対策について指導を徹底する。

第1 事業所に対する防災指導

消防法に基づく防火管理者の選任義務がある事業所に対し、災害の発生に備えた事前対策をはじめ、発災後の応急対策、地域への協力体制等を含めた消防計画の作成を促すとともに、これに基づく消火、避難等の訓練の実施、火気使用設備器具の点検、消防用設備等の点検・整備、従業員に対する防災教育の実施などを行うよう指導する。

また、防災管理者の選任義務がある事業所に対しては、自衛消防組織の設置と防災管理者の選任及び大規模地震等に対応した消防計画の作成を指導するほか、当該消防計画に基づく避難訓練等を通じて地震災害による被害の軽減を図り、事業所における安全対策の強化を図る。

1 予防査察

消防法に基づく予防査察等を通じ、出火危険及び延焼拡大危険を排除するとともに、事業所における防災体制を強化するため、次の事項について指導の徹底を図る。

項 目	対 策
火気使用設備、器具の安全管理	1 点検、整備の実施 2 臨時火気使用の安全管理 3 地震発生時の緊急点検の実施
消防用設備等の点検	1 自主点検、定期点検の実施 2 不良箇所の早期改修 3 自家発電設備の作動点検及び燃料、冷却水の確保 4 スプリンクラー設備等固定消火設備の破損を想定した消火器、消火用水の増強
予防措置の実施	1 災害情報の収集及び従業員への伝達 2 建物への浸水防止措置 3 ブロック塀の倒壊防止措置 4 ネオンサイン、看板、アンテナ等の落下防止措置 5 窓ガラスの飛散防止措置 6 事務機器、ロッカー等の転倒防止措置 7 危険物類、化学製品等の落下防止措置
避難経路の確保	1 廊下、階段に置かれた避難上の障害物の除去 2 防火戸、防火シャッターの適正な維持管理 3 パニック防止のための非常放送の活用
資器材等の準備	1 救出救護資器材の準備 2 懐中電灯、携帯ラジオ、医薬品、土のう等の準備 3 非常食、飲料水等の備蓄

項 目	対 策
隣保共助体制の推進	1 事業所周辺における救出救護活動の実施 2 救出救護資器材の提供 3 避難場所としての敷地等の活用 4 被災住民に対する応急手当の実施 5 事業所周辺における消火活動の実施

2 防災訓練等

事業所における防災活動の円滑な実施を期するため、防災及び応急手当に関する知識及び技術の普及を目的とした講習会並びに基礎訓練、図上訓練等を組み合わせた総合防災訓練の実施に努める。

第2 有害化学物質等の安全指導及び啓発

1 有害化学物質の安全指導

有害化学物質を使用・保管する事業所に対して、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例等に定める「事故時の措置」に係る規定を周知し、災害時に関係事業者が適切に対応できるよう指導する。

2 石綿の飛散防止の啓発

建築物等の所有者に対して、あらかじめ吹き付け石綿等の使用状況について確認し、災害時には「名古屋市災害時石綿飛散防止マニュアル」を参考に石綿が大気中に飛散しないように適正に対応するよう啓発する。

3 毒物・劇物による危害防止指導

毒物・劇物を取り扱う事業所に対して、毒物及び劇物取締法により、毒物・劇物の保管管理及び事故等の際の措置について指導を行う。

第3 危険物等の安全対策

石油類等の危険物、火薬類並びに高圧ガス（LPGを含む）、毒物・劇物、放射性物質等を保有する事業所における火災等の災害の発生を防止するため、関係機関の協力により自主保安体制の確立、従事者の保安教育など危険物等に対する保安確保に努めるよう指導するものとする。

1 石油類等の危険物を保有する事業所の安全指導

(1) 立入検査

危険物施設の立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵・取扱い及び維持管理状況等について指導を行うとともに、個々の危険物施設の設置者、所在地、形態及び取扱う危険物の種類等の内容を把握・管理する。

また、移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両にあつては、路上立入検査を実施し、危険物移送の安全確保を図る。

(2) 保安教育及び訓練

ア 保安教育

危険物保安監督者又は危険物取扱者等を対象に、危険物の安全管理、地震対策等についての講習会

を開催し、危険物施設保有事業所における自主保安力のより一層の向上を図る。また、立入検査時及び各種講習会等の機会においても地震動により危険物収容容器が転倒落下しない措置及び危険物の混触、酸化による発火危険等について関係者に周知し、危険物の安全管理の確保を図る。

イ 訓練

危険物施設保有事業所において単独でまたは消防機関と合同で火災、漏洩、地震・津波等発生時の危険物施設災害を想定した訓練を実施し、自衛消防組織の活動をはじめとした事業所における防災体制のより一層の充実強化を図る。

(3) 危険物施設の耐震化

主に次の設備等について耐震化を促進するため指導する。

- ア 危険物施設の消火設備における水系消火設備の貯水槽、消火薬剤の貯蔵槽、ポンプ等及び消火配管
- イ 屋外タンク貯蔵所間の歩廊橋
- ウ 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所の架台
- エ 容量500k1以上の屋外タンク貯蔵所
- オ 防油堤
- カ アからオの他、危険物漏えい時の応急措置のための土のう等応急措置資器材を常備し、維持管理する。

2 火薬類を保有する事業所の安全指導

火薬類の販売所等、火薬類を取り扱う事業所の立入検査を実施するなど、火薬類取締法令に基づく規制を行うとともに、自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

3 高圧ガスを保有する事業所の安全指導

高圧ガスの製造、貯蔵等を行う事業所へ立入検査を実施するなど、高圧ガス保安法令に基づく規制を行うとともに、自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

4 毒物・劇物、放射性物質等を保有する事業所の安全指導

毒物・劇物、放射性物質等（以下「毒劇物等」という。）を保有する事業所にあつては、届出内容を確認するとともに、毒劇物等を保有する事業所への立入検査を実施することにより、自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

第16節 重要データの管理

災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害対策活動や復旧活動を実施するためには、これら活動の基礎となるデータが不可欠である。

このため、日頃から様々な行政データの安全管理に努めるとともに、災害発生後、速やかに応急活動等にあたるように、災害対策用に行政資料を調整し、管理しておかなければならない。そこで、被災住民の確認、応急救助等の基礎的資料として利用するため、住民の居住状況を把握しておくとともに、急激に増大する災害対策活動等に利用する公園、緑地等のオープンスペースを確保し掌握する。

第1 災害対策住民リストの整備

災害時に必要とされる住民情報を確保するため、区長（区本部長）は「災害対策住民リスト」を作成し、毎年更新する。災害対策住民リストは、統計学区の区域単位で、町・丁目別及び災害対策委員別に整備しておき、災害発生後、区本部及び災害救助地区本部における応急対策活動等に利用する。

第2 オープンスペース候補地の管理

大災害が発生した場合、オープンスペースは、発災直後から避難者を保護するための避難場所であったり、消防、自衛隊、警察等広域応援部隊の活動拠点などに活用されるほか、復旧段階においても、応急仮設住宅建設用地や災害廃棄物仮置場をはじめ、ライフライン機関等による復旧用地や復旧資機材置場などにも利用されることになる。

こうした需要に対して、限られたオープンスペースが無計画（無秩序）に使用されると災害応急・復旧活動に支障をきたす恐れがあり、災害後様々な活動の中で時系列に沿った重要度を踏まえながら、オープンスペース利用の需給を統制し合理的に活用していくことが望まれる。

そこで、予め、市内の一定規模以上のオープンスペースについては、災害対策用地リストとして防災危機管理局危機対策室において一括管理し、毎年更新を図っていく。

1 オープンスペースの使用目的

災害時にオープンスペースを必要とする使用目的は、次のとおりとする。

- (1) 広域応援部隊の活動拠点
- (2) 場外離着陸場等
- (3) 災害ボランティアを受け入れるための拠点
- (4) 災害廃棄物仮置場
- (5) 応急仮設住宅建設用地
- (6) ライフライン機関等による復旧用地、普及資器材置場
- (7) その他防災上必要なオープンスペース

2 候補地の選定

公園、緑地、競技場、駐車場等、名古屋市等が管理する公用地（原則として学校のグラウンドを

除く。)で、実際に利用できるオープンスペースの面積が 1,000 m²以上の空地をいい、次のような項目を付記してオープンスペース候補地台帳に整理するものとする。

- (1) 土地条件（勾配、段差、地盤、障害物等）
- (2) 災害危険性
- (3) 交通利便性
- (4) ライフラインの敷設状況
- (5) その他オープンスペースの状況を確認するために必要な項目

第3 データの分散管理

各局は、業務遂行上重要なデータ、図書等を災害により被災し業務が停止することのないよう、分散して管理するよう努めなければならない。

このうち、電子計算機等で使用されるデータのうち、行政運営に支障をきたすものは、市外での保管を考慮する。この場合、本市が被災した場合でも影響の少ない地区を選定する。

第17節 火災予防計画

第1 火災予防対策

火災予防については、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図ることにより、相当な効果を期待し得るものである。市街地の高層ビル化、地下街の建設など特殊な建築物の災害に対処し得る科学的な消防力の充実とこれらの建築物の自動消火設備の設置指導、消火栓、防火水槽の設置を促進するものとする。特に地下街における火災予防については、その特殊性に鑑み自主防火管理体制の確立を図るとともに、地下街に連結している関連ビル、地下鉄等関係管理者との間の共同防火管理体制を強化するよう指導を行うとともに、防火対象物の火災予防査察を強化し、火災の未然防止並びに初期消火、早期通報及び避難誘導訓練を徹底する。また、火災予防運動、防火管理講習等の実施による防火思想の普及・啓発を行うものとする。

1 自主防火管理体制の強化

防火対象物における出火の未然防止、人命安全確保等を実現するため消防法（昭和23年法律第186号）第8条で防火管理制度が、また、同法第8条の2で統括防火管理制度が規定され、防火対象物の管理権原者に、防火管理者の選任をはじめとする自主防火管理に関する義務が課せられている。消防機関としては、次の講習を実施し、防火対象物における自主防火管理体制の充実強化を図られるよう努めている。

(1) 甲種・乙種防火管理講習

防火管理者の資格を付与するための講習（防火対象物の用途、規模等に応じ甲種又は乙種防火管理講習に区分される。）

(2) 甲種防火管理再講習

特定用途で、収容人員が300人以上で、甲種防火管理者の選任を必要とする事業所に選任されている者のうち、資格取得講習又は再講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内ごとに必要な法令改正等の知識、技能を習得させるための講習

(3) 防火管理業務実践サポート講習

事業所の防火管理者や防火管理業務実務担当者を対象に、防火管理業務を行うために必要な法令改正等の知識、技能を習得させるための講習

(4) 防火・防災管理教育担当者講習

防火管理業務の一部を受託している警備会社等において、指導教育的職務にある者に対し、防火管理に関する知識、技能を取得させ、自社派遣隊員の資質向上を図るための講習

(5) 防火・防災管理者教育担当者再講習

防火管理者教育担当者の資格を有している者に対して、5年以内ごとに、法令改正等の知識、技能を習得させるための講習

2 地下街及びビルの地下施設の予防対策

地下街、ビルの地階等については、用途の規制、危険物の貯蔵又は取扱い、火気使用設備・器具及び喫煙の規制を行い、出火危険を排除するとともに、延焼拡大防止のための自動消火設備（スプリンクラー）及び消火活動を容易にするための排煙設備、無線通信補助設備等の設置強化を図り、災害発生時に安全に避難するための放送設備、誘導灯等の機能維持管理を徹底するよう指導に努め

る。また、これら対象物は地盤面下に位置し、かつ、自家発電設備等の中枢機能も設置されていることから、風水害等における浸水防止対策について指導を行い、非常時の電源確保等を図るよう努める。

3 火災予防運動等の実施

(1) 文化財防火デー

1月26日を中心に、指定文化財施設等に対する火災予防査察、文化財関係者と付近住民との防火・防災講習会や座談会並びに消防訓練などを実施して、地域ぐるみで市内の文化財保護の推進を図る。

(2) 春・秋の火災予防運動

春 3月1日～3月7日（1週間）

秋 11月9日～11月15日（1週間）

火災多発時季を前に、市民の防火意識を高揚させるため、報道機関を通した広報依頼、防火ポスター等火災予防広報資料の配布、消火・避難訓練の実施及び関係者との講習会等を実施する。

また同時に地震等自然災害発生時における防火・避難及び救助等に関する啓発指導にも努める。

(3) 危険物安全週間

6月の第2週（日曜日から土曜日までの1週間）、危険物製造所等における火災等災害を未然に防止するとともに、危険物の安全管理を推進するため、関係事業者に対し、自主保安体制の確立並びに災害発生時の応急措置等について指導に努める。また、これと併せて一般市民に対しても危険物の正しい貯蔵、取扱い等についての啓発に努める。

4 火災予防思想の普及

(1) 市民の自主防火指導

市民の自主防火意識の高揚、災害発生時に対応できる消火技術の習得及び地震等自然災害発生時における危険防止方策等について地域住民への啓発に努める。

(2) 近隣消火協力者使用消火器更新事業の推進

市民が自己の所有する消火器を使用して、近隣で発生した火災の消火活動に協力した場合、当該使用消火器を本市が更新（消火薬剤の詰替えを含む。）していくことにより、火災発生場所の近隣住民による初期消火活動の積極的な実施を図る。

(3) 高齢者世帯の防火指導

ひとり暮らしの高齢者世帯等を戸別訪問し、住宅用火災警報器の普及啓発、住宅における火気管理を始めとする防火指導等を実施する。

(4) 消防団の活動

消防団員による災害予防活動により、地域住民との密接な連携に努め、火災予防思想の向上に努める。

(5) 防火管理者協議会の育成指導

事業所の防火管理者を中心として、防火管理者相互の連絡調整と防火管理技術の調査研究を行い、効率的かつ高度な防火管理業務の実現を図るため組織された、防火管理者協議会に対し、防火講演会の開催及び情報誌の発行等を通じ、事業所における火災及び地震等の災害の予防を徹底し、自主防火管理体制の充実強化の推進に努める。

(6) 関係者の防火指導

火災予防査察、火災予防運動、その他防火研究会等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し防火思想の普及・高揚に努める。

- ア 災害発生時における応急措置の要領
- イ 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底
- ウ 避難、誘導体制の確立
- エ 終業後における火気点検の励行
- オ 自衛消防隊の育成指導

(7) 防火知識の普及・啓発用資器材等の整備

防火に関する知識や技術の普及・啓発のため、映画フィルムやビデオテープ等の資器材と起震車などの整備を図る。

(8) 年少者防火の指導

本市の小学校児童（4年生から6年生まで）により結成されているBFC委員会に対する情報提供や小学校3年生に社会科の防火副読本等の資料を配布するとともに、各種の学校行事を通じ防火、初期消火及び避難等に関する防火指導を行い、火災予防に関する知識を養う。

(9) 自主防災組織の育成

地域の災害予防並びに災害発生時における地域住民の協力体制の確立と防災行動力の向上を図るため、自主防災意識の向上及び災害発生時の活動要領等について指導を行い、自主防災組織の育成を図る。

(10) 放火火災の防止活動

放火（放火の疑いを含む。）による火災が、毎年、出火原因の上位となっていることから、関係機関、関係団体との協力体制を確立し、広報活動及び警戒活動を通じて、地域における「放火されない環境づくり」を推進する。

5 火災予防査察の実施

防火対象物の火災予防査察については、毎年度、消防長が示す査察方針及び行政区における防火対象物の特性に基づき、必要とされる防火対象物を抽出した査察計画に基づき実施する。

特に、火災発生時において、人命に危険があると認められる対象物等については、特別査察等を行い、火災の未然防止を図る。

(1) 計画査察

消防署長が策定した査察計画に基づき行う査察で、違反是正及び潜在危険の排除を目的として実施する。

(2) 小隊査察

特建調査（後述する「第2 大規模火災対策、1 事前計画の設定、(1) 警防計画に定める建築物等の調査」）に併せて行う査察で、防火管理に係る事項について実施する。

(3) 臨時査察

個々の防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況等について関係者から防火上若しくは防災上の要求があった場合又は、火災があった場合、その他消防署長が必要と認めた場合に実施する。

(4) 特別査察

特定の業態の査察対象物若しくは特定の区域内にある査察対象物について、消防長が火災予防

上若しくは災害防止上必要があると認め、又は火災若しくは災害が発生したならば人命に危険があると認めた場合に実施する。

6 林野・枯草火災の予防対策

次の活動を展開し、火災の未然防止に努める。

- (1) 山林・空地の枯草除去の勧告
- (2) たばこの投げ捨て防止の立看板の掲出
- (3) 広報車等による地域巡回広報
- (4) 関係者に対する火災予防対策の指導
- (5) 報道機関、ちらし等による広報

7 空家火災の予防対策

空家における放火火災を発生させないために、広報紙、ちらし等による広報を行うとともに、地域団体や住民の協力を得て空家の実態把握を行い、空家の所有者に対し、侵入の防止、ガス及び電気の遮断等の措置を講じることを指導する。

第2 大規模火災対策

不特定多数の者が出入りする建築物等、火災の発生により多数の死傷者の発生が予想され、又は消防活動上特異である消防対象物及び区域については、通常の火災と区分して、次の措置を講ずるものとする。

1 事前計画の設定

(1) 警防計画

警防計画は、高層建築物、大規模建築物、危険物大量保有事業所等の特殊建築物及び木造家屋密集地等について、防火管理状況、消防用設備等の設置及び維持管理状況、危険物品等の保有状況、その他火災防ぎょ上の着眼事項等を調査研究し、的確な火災防ぎょ方策を示唆するため、次の建築物（工作物を含む。）及び地域について設定する。

ア 延べ面積 3,000m² 又は地上 7 階以上の建築物

イ 病床の数が 50 以上の病院等又は高齢者福祉施設、更正施設、身体障害者更生援護施設等

ウ 危険物製造所又は一般取扱所で、指定数量の 100 倍以上の危険物を取り扱うもの、若しくは床面積が 1,000m² 以上のもの

エ 危険物屋内貯蔵所で指定数量の 150 倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの

オ 指定数量の 1,000 倍以上の可燃性固体類及び綿花類等を貯蔵し、又は取り扱うもの

カ 中高層建築物、地下街、地下鉄、地下駐車場、危険物製造所、危険物屋外貯蔵タンクのうち、特に必要と認めるもの

キ 地下鉄の軌道並びにこれに付帯する駅舎、連絡通路（階段部分を含む。）及びずい道

ク 放射性物質又は核燃料物質等の貯蔵施設若しくは取扱施設等

ケ 一街区の木造家屋の建ぺい率 70% 以上で火災発生時に延焼拡大及び人命危険が大きい地域

コ 市街地（建ぺい率 30% 以上の街区）で、単独放水可能消防車が 3 台以下の地域

サ 山林、丘陵地等で消防車の進入困難な地域

シ その他の建築物又は地域

(2) 消防部隊出動計画

消防活動上特異である対象物の火災は、通常の火災と異なり、状況により大量の所要消防部隊を出動させることが必要であるので、対象物を次のように区分し、それぞれの火災状況に応じた消防部隊及び機械器材等を集中的に出動させるよう出動計画を樹立しておくものとする。

- ア 超高層建築物
- イ 地下街、地下鉄等
- ウ 危険物製造所等

2 消防訓練及び特建調査の実施

(1) 消防訓練

避難誘導、初期消火等の初動体制を確立させるため、対象物の関係者に対して自主的に消防訓練を実施させるとともに、消防部隊の防ぎょ方策を研究向上させるため、所轄署のみならず隣接署の参加を得て、適宜消防訓練を実施するよう努めるものとする。

(2) 特建調査

特建調査は、火災発生時における消防部隊の活動を迅速かつ的確に行うため、前記1・(1)及びこれに準ずる消防上重要な対象物について、年間の計画に基づいて、次の事項を調査する。

- ア 消防隊が活用する消防用設備等の有無
- イ 部署障害
- ウ 架梯障害
- エ 活動障害
- オ 活動危険
- カ その他

(資料)

- ・ 特別防火対象物等 (附属資料編 計画資料18)
- ・ 高層建築物及び地下街 (附属資料編 計画資料19)

第18節 津波対策

第1 津波被害予測

1 被害想定調査

名古屋市において想定される最大津波高さは、第1章・第7節・第1のとおりである。

2 被害予測

(1) 浸水被害等

ア 想定する各地震において、浸水範囲が最大となるのは南海トラフ地震（あらゆる可能性考慮）であり、中村区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区及び緑区において浸水被害が予想されている。

イ 津波の到達時間は、特定の地点において津波高が30cmとなるまでの時間とし、南海トラフ地震（あらゆる可能性考慮）において、その時間は96分である。

第2 対策

1 津波対策事業

名古屋港では、昭和34年9月26日に襲来した伊勢湾台風を契機に高潮対策事業が進み、沖合の高潮防波堤を始め、内港部の防潮壁や防潮水門、木材港の木材流出防止柵が整備されている。さらに、市街地を保全する防潮壁の天端高は、伊勢湾台風時の最高潮位を上回る高さを維持するなど、第3節・第5に掲げる対策事業など施設の耐震性の強化及び水門等の自動化及び遠隔操作化等を図るなど被害を最小限にとどめる諸対策を講ずる。

また、南海トラフ地震による本市の津波被害は、津波到来までの間に津波防護施設の閉鎖による津波の侵入防止と、住民の円滑な早期避難により、大幅に軽減できると考えられる。

津波来襲に備え、施設の維持管理の徹底や操作体制の充実を図るとともに、市民の円滑な避難の確保を図る。

2 津波対策の基本的事項とその普及

港湾等に隣接した地域住民や港内等船舶には、次の心構えなどについて、第13節・第1及び第2に掲げる方法をもって防災意識の啓発、防災に関する知識の普及に努める。

(1) 地域住民

ア 強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、急いでできるだけ高い場所に避難する。

イ 地震を感じなくても、津波注意報や津波警報、大津波警報が発表されたときは、急いでできるだけ高い場所に避難する。

ウ 津波注意報を始め、正しい情報をラジオ・テレビ等を通じて入手する。

エ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報の解除まで避難を続ける。

(2) 船舶

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）等に退避する。

イ 地震を感じなくても、津波警報や大津波警報が発表されたときは、すぐ港外退避する。

- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- エ 港外退避できない小型船は、直ちに高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をする。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報の解除まで気を緩めない。
- ※ 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第3 津波災害警戒区域の指定に係る事項

本市は津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項各号の規定に基づき、次の事項について具体的な方策の検討を進めるとともに、検討結果を本計画に定めるものとする。また、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。

- ア 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。
- イ 津波災害警戒区域内に地下街や要配慮者利用施設等がある場合には、施設の利用者の円滑な避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。

第4 津波対策を推進する地域等

第1章第7節第1の3 津波予測より、津波に係る避難対策を推進するため、以下の地区を「避難対象地区」とする。

なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）第7条に規定する南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者に係る区域（以下「対策計画作成区域」という。）は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づく津波浸水想定において、水深30cm以上の浸水が想定される区域とする。

1 避難対象地区

「伊勢・三河湾」に津波警報が発表された場合	港区一州町、入船一丁目、大江町、金城ふ頭一丁目、金城ふ頭二丁目、金城ふ頭三丁目、汐止町、潮風町、潮見町、昭和町、空見町、千鳥二丁目、築三町1丁目、築三町3丁目、築地町、野跡二丁目、野跡三丁目、野跡四丁目、東築地町、船見町、港町のうち、防潮壁の海側の地域
「伊勢・三河湾」に大津波警報が発表された場合	本市の津波浸水想定区域に該当する地域

第5 津波からの防護のための施設の整備等

- 1 河川及び港湾等の管理者は、ここに定めるもののほか、第2章第2節の定めるところにより、津波対策に関する必要な措置を講ずる。
- 2 河川及び港湾等の管理者の整備方針及び計画は、次による。
 - (1) 防潮壁、堤防、水門等の点検方針及び計画は、第2章第2節第3及び第4の定めるところによる。
 - (2) 水門等の自動化及び遠隔操作化については、早期の実施を検討するとともに、防潮壁、堤

防、水門等の補強等必要な施設整備等の方針・計画は、第2章第2節第3及び第4の定めるところによる。

(3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順については、地震災害対策計画編：第1章第13節【水防活動】の定めるところによる。

(4) 津波により孤立が懸念される地域の飛行場外離着陸場、港湾等の整備等の方針及び計画は、広域防災拠点の活用をふまえ、第2章第2節第4の定めるところによる。

第6 津波避難ビル指定等推進事業

1 趣旨

本市における津波被害想定によれば、津波到達までの時間的余裕や地形的条件等から鑑みて、津波到達までに避難対象地区の外に避難することが困難な地域は想定されていない。しかし、想定外と言われる東日本大震災における津波災害に鑑み、津波から一時もしくは緊急避難・退避するために、災害対策基本法第49条の4に規定する指定緊急避難場所として津波避難ビル等の指定を推進する。

2 対象区域

本市の津波浸水想定区域及びその近隣地域とし、中村区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区及び緑区の7行政区とする。

3 津波避難ビル等の周知

(1) 津波避難ビル等に指定された施設の出入口等で、市民から見やすい箇所に、図記号を利用したわかりやすい案内表示を行い、日頃から周知する。

(2) 津波避難ビルの位置や津波に対する避難行動などを掲載した津波ハザードマップを作成し配布する。

第19節 危険物等災害予防計画

危険物、指定可燃物、毒物・劇物、高圧ガス、火薬類の危険性物質の爆発、火災あるいはこれに伴う多量の有毒ガスの発生は、地域住民の身体、生命及び財産に多大の危害を加えるおそれがあるので、これら危険物の製造、貯蔵、取扱い、運搬に対し、災害防止のための規制、指導及び予防査察を強化するとともに、事業所の関係者並びに危険物取扱者等に対する保安教育、訓練及び防災知識の普及徹底を図るものとする。

第1 危険物、指定可燃物及び毒物・劇物

1 火災予防査察の実施

消防法第4条及び第16条の5の規定により、危険物製造所等並びに少量危険物取扱所及び指定可燃物取扱所（以下「危険物施設等」という。）に立ち入り、危険物施設等の位置、構造、設備の状況並びに危険物等の貯蔵又は取扱いの状況が、法令の技術上の基準に適合しているか否かを検査する。また、毒物・劇物等については、消防法第9条の3の規定に基づく届け出の有無及び貯蔵又は取扱いの状況を確認する。

2 防災意識の向上

危険物施設等を保有する事業所の関係者に対し、日頃から防災意識の向上に努めるとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、危険物安全週間等の機会をとらえて講習会等各種行事を開催し、危険物等に関する知識や防災意識の向上を図るなど、保安教育体制の強化に努める。

3 自主防災体制の確立

- (1) 危険物製造所等については、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び消防法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、施設等の保全に努めるよう指導する。
- (2) 消防法第8条（消防計画作成義務）及び消防法第14条の2（予防規程制定義務）等の規定による防災体制は、常に事業所の操業実態に合ったものとするよう指導する。
- (3) 隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を指導するとともに、消火薬剤、流出油処理剤、中和剤等の備蓄の推進を指導し、自衛消防力を強化する。
- (4) 危険物施設等に入出入りする関係業者の使用する車両その他の機器の維持管理状況についても適正であることを徹底するよう指導する。

4 危険物施設地域の火気制限

危険物施設集合地域である港区潮見町（通称「潮見ふ頭」）全域を消防法第23条の規定に基づき、たき火又は喫煙を禁止する区域に指定し、この地域における火気制限と火災の警戒を図る。

5 危険物等関係施設の安全性の確保

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2 高圧ガス

1 予防査察

高圧ガス保安法第62条の規定により、高圧ガスを取り扱う事業所等に立ち入り、高圧ガス施設等が技術上の基準に適合しているか否かを検査する。

2 自主保安体制の確立

高圧ガスの製造所等に対して保安教育を適正に実施するよう指導するなど、事業者の自主保安体制の充実を図る。

第3 火薬類

1 予防査察

火薬類取締法第43条の規定により、火薬類の販売所等の火薬類を取り扱う事業所等に立ち入り、火薬類の貯蔵等が技術上の基準に適合しているか否かを検査する。

2 自主保安体制の確立

火薬類の販売事業者に対して保安教育を適正に実施するよう指導するなど、事業者の自主保安体制の充実を図る。

(資料)

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・ 危険物大量保有事業所 | (附属資料編 計画資料 20) |
| ・ 高圧ガス大量保有事業所 | (附属資料編 計画資料 22) |
| ・ 化学消火薬剤等の備蓄状況 | (附属資料編 計画資料 24) |

第20節 都市ガス災害予防計画

ガス漏れ又はガス漏れによる二次災害に対しては、地下鉄、地下街等の工事に起因する屋外におけるものと、建築物等の工作物内部におけるものを対象として、地下鉄、地下街企業者、防災関係機関、ガス事業者、防火対象物関係者等の措置すべき予防対策の明確化を図るものとする。

なお、地下街及びこれと連絡する建築物の地階にあっては、昭和56年の名古屋市臨時地下街防災会議における決定事項の推進を図るものとする。

第1 地下鉄、地下街の工事に起因する屋外における事故

1 道路管理者の措置

道路管理者は、地下鉄工事等道路の掘削工事を施工する場合における事故の防止に必要な事項を定め、地下鉄、地下街企業者に対し指導するとともに、工事現場の監察を適切に実施し、事故防止を期するものとする。

また、道路占用調整協議会等の機会を通じて、関係者に対し事故防止の徹底を図るものとし、工事請負業者に対しても建設業協会等の組織を通じて周知徹底させるものとする。

2 地下鉄、地下街企業者の措置

地下鉄、地下街企業者は工事の施工にあたり、火災予防条例の定めるところにより掘削工事に係る災害予防計画を作成し、防災活動組織の確立、災害予防対策及び応急措置等について定めるとともに、当該計画書を所轄消防署長へ提出しなければならない。特に、ガス事故防止上実施すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) ガス導管の保安確保対策について、ガス事業者と事前に協議すること。
- (2) ガス事業者と協力して、工事現場におけるガス導管の保安監視のための巡回、点検を定期的実施すること。
- (3) 地下鉄工事等の工事現場と工事現場詰所との間を連絡する通報装置を確保するとともに、ガスの漏れいがあった場合のガス事業者、警察及び消防機関に対する通報並びに工事現場付近の住民等に対する広報の方法について、工事請負業者と十分打合せ、現場作業員に周知徹底を図ること。
- (4) 工事現場における杭打ち機、ショベルカー等建設機械の運転操作を慎重に行うよう工事請負業者を十分監督すること。
- (5) 道路管理者あるいは産業保安監督部等の行政官庁の事故防止に関する指示事項を誠実に遵守すること。
- (6) ガス導管の保安状況等について所轄の警察及び消防機関へ適宜報告するなど警察及び消防機関と密接な連絡を図ること。

3 ガス事業者の措置

地下鉄、地下街工事が施工される場合に、ガス事業者が事故防止上実施すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地下鉄企業者等から地下鉄工事等道路の掘削工事の施工にあたって、ガス導管の保安確保対策

に関して協議のあった場合は、これに積極的に協力するとともにガス導管の保安について必要な助言を行うこと。

- (2) ガス導管の保安監視のため、工事現場の巡回、点検を独自に、あるいは地下鉄、地下街企業者と協力して定期的に実施すること。
- (3) ガスの漏洩等の事故が発生した場合における通報について、あらかじめ地下鉄、地下街企業者と打ち合わせておくとともに、警察及び消防機関とも連絡を密にしておくこと。
- (4) 中部近畿産業保安監督部等の行政官庁の事故防止に関する指示事項を誠実に遵守すること。

第2 建築物等工作物内部の事故

1 消防機関の措置

- (1) 火災予防査察の実施にあたっては、特に必要がある場合は、ガス事業者と調整を図り、合同してこれを実施する。
- (2) ガス事故防止及びガス事故発生時における防火対象物関係者等の執るべき措置について消防計画に規定するよう指導する。

2 ガス事業者の措置

- (1) 保安点検の実施にあたっては、必要に応じて消防機関と調整を図り、特に必要がある場合は、合同してこれを実施する。
- (2) ガス導管及びガス機器等の安全対策を推進するとともに、都市ガス警報器の普及に努める。
- (3) 需要家に対して、ガスの特性、ガス漏れ時の対応措置等安全意識の普及高揚に努める。

3 防火対象物関係者の措置

消防法令に定めるガス漏れ火災警報設備の設置に努めるとともに、消防機関、ガス事業者等と調整し、又は指導を受け、従業員に対する安全教育及び訓練を実施し、さらにガス導管の布設及びガス機器の使用状況を把握しておくものとする。

なお、地下街及びこれと連絡する建築物の地階にあつては、次に掲げる「名古屋市地下街応急対策細目」（予防対策関係）の推進を図るものとする。

(1) 防災センターの保安器材等の設置

- ア 携帯式ガス検知器を2器以上常備する。
- イ 都市ガス配管系統図を備え付ける。
- ウ 立入禁止掲示板及びロープを常備する。

(2) ガス漏れ火災警報設備の設置

都市ガスを使用する店舗及び場所等にガス漏れ火災警報設備を設置するとともに、有線で防災センターと結び、自動的に管理できるシステムを構成する。

(3) ガス導管（内管）の明示

ガス導管（内管）は、他の配管と区別できるよう「緑色」（塗料用標準色D10－506）で明示する。

(4) 消火及び安全避難の確保

- ア 通路、階段等に物品等が置かれることによって、避難の障害とならないよう常時監視する。
- イ 各避難口に設けられているシャッターの点検と整備を励行する。
- ウ 誘導灯の点検と整備を励行する。
- エ 消火器、自動消火設備等の点検と整備を励行する。

(5) 保安教育の実施

地下街従業員等に対し、定期的に保安教育を実施する。

(6) 早期出動体制等の確保

東邦ガス株式会社にあつては、ガス漏れ通報を直接受信する専用電話を設置するとともに、早期出動体制を確保する。

(資料)

- ・ 名古屋市地下街応急対策細目 (附属資料編 計画資料 25)

第21節 海上災害予防計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油流出等の災害の発生といった海上災害に関しては、名古屋海上保安部、名古屋港管理組合等の防災関係機関と協議のうえ、事故発生の防止及び事故の及ぼす影響を最小限に抑えるための諸々の事前対策を講ずるものとする。

第1 情報の収集・伝達手段の整備

防災関係機関は、災害に関する情報収集体制を整備するとともに、県地域防災計画に定める伝達系統に従って、迅速・確実に伝達されるよう情報伝達系統の整備に努めるものとする。

第2 災害応急対策の整備

1 資機材の備蓄

防災関係機関は、災害に係る迅速・的確な救難活動・消火活動及び流出油等防除活動を実現するために、関係施設・船艇・資機材（救難用機材・消防用資機材・流出油防除用資機材等）の整備、充実に努めるものとする。

2 相互応援体制の整備

防災関係機関は、災害に係る災害応急対策を迅速・的確に実施するため、相互応援体制の整備及び充実に努める。

第3 防災体制の強化

1 防災訓練

防災関係機関は、単独又は共同して、災害に係る対応能力の向上のため訓練を実施する。

2 海上防災思想の普及

防災関係機関は、海上災害に係る防災思想の普及に努める。

第22節 鉄道災害予防計画

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に関しては、東海旅客鉄道、日本貨物鉄道、名古屋鉄道等の防災関係機関などと協議のうえ、事故発生の防止及び事故の及ぼす影響を最小限に抑えるための諸々の事前対策を講ずるものとする。

第1 本市の災害予防対策

1 鉄道等施設の状況の把握

鉄道事業者と連携して施設の状況の把握に努める。

2 情報通信手段の整備

鉄道事業者との情報通信手段については、保守点検を行うとともに、平常時よりその活用にも努める。

3 防災体制の強化

鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

第2 各鉄道事業者の災害予防対策

【市営交通】

1 安全管理のための広報、体制の整備

各種事故防止等の広報を行うとともに、安全総点検及び自主保安監査を実施し、安全管理体制の整備に努める。

2 事故防止施設等の整備

旅客の安全輸送、安全避難を確保するために防災設備、放送・通信設備、消防設備を整備し、防火管理者等による防災管理対策を行う。また、各種設備については点検を実施し、安全確保に努める。

3 職員教育及び訓練

各種設備について、随時職員教育を行う。また、事故の応急処理及び復旧方法、事故情報の伝達並びに乗客誘導及び案内等について訓練を行うとともに、車両の脱線復旧訓練及び非常発電機運転訓練を実施する。

【東海旅客鉄道㈱】

1 安全管理のための広報、体制の整備

全国交通安全運動期間中において、踏切通行ドライバーに安全通行を呼びかけ、非常ボタン（踏切支障報知装置）の取扱い方や列車防護の方法を指導する。また、小学校・自動車学校を訪問し、踏切の安全通行の協力をお願いするなど社外関係機関との連携により踏切事故の撲滅を目指す。

鉄道妨害防止運動を実施する中で、列車妨害防止のほか、鉄道警察隊と協力して踏切事故防止

PRを行う。

2 事故防止施設等の整備

駅などに設置している各種センサー（雨量計・地震計・水位計・積雪計）からの情報をリアルタイムで一元管理し、運転規制が必要な場合には、警報を駅や輸送指令に速やかに表示し災害を伴う事故を未然に防止する。

3 社員教育及び訓練等

安全に対する業務を行う社員には、事故防止に必要な知識と技術力を高めるため、職場内や社員研修センターで教育訓練を実施する。

定期的に関係する社員の知識・技能を確認し、安全のための技能レベルの維持・向上を図る。また、新しい業務に携わるときには、その基本的な知識と技術を習得するための基礎教育を実施する。

関係自治体と協調をとり、9月1日「防災の日」を中心に防災訓練を全社的に実施する。

その他教育訓練用装置などを活用するほか、実際の車両や地上設備を使った脱線復旧訓練や、線路・架線、信号設備などの復旧を含めた総合復旧訓練を開催し、復旧技術の向上を図る。

【日本貨物鉄道(株)東海支社】

1 安全管理のための広報、体制の整備

異常時の円滑な輸送体制を維持するための危機管理マニュアルを作成し、通信途絶時の指示系統を始め、列車の運転整理等の標準化を図る。

運行の管理は線路を所有する鉄道事業者に委託していることから、事故発生の場合は、事故発生地点の運行管理者（輸送指令員）に連絡、通報することにより対応する。

2 事故防止施設等の整備

機関車全車両約720両に自動列車停止装置（ATS）を備えつけている。また、非常時に付近の列車を一斉に停止させる列車防護無線機を電波妨害を受けない新機種で対応している。

事故発生後の情報収集設備として、ダイヤ混乱時の列車停止位置情報を迅速に得るため、東海道、山陽本線に使用する電気機関車にGPSアンテナと移動体通信装置を搭載している。

3 社員教育及び訓練等

毎年9月に総合脱線訓練を開催、車両の脱線と積載物の化成品流出及び火災の発生を想定して訓練を行う。また、同時に社屋からの非常用避難器具の操作、使用訓練も実施する。

【名古屋鉄道(株)】

1 安全管理のための広報、体制の整備

踏切事故を防止するため、全国交通安全週間中に、踏切事故防止キャンペーンを実施し、主要な踏切で係員がドライバーや通行者を対象に事故防止を呼びかける。また、踏切事故防止をPRしたリーフレット及びノベルティを作成し、踏切事故防止の啓発活動に使用する。

体制については、「防災規則」及び「運転事故処理手続き」を定め、日常から関係係員に対し、

各自の役割、取扱いの徹底を図る。

2 事故防止施設等の整備

防災情報集中監視システム（地震・降雨・風速が、それぞれの規定値に達した場合、ディスプレイ内に警報を発するもの）を導入し、降雨・風速・震度・河川水位の各情報をリアルタイムで名古屋運転指令室において把握し、総合的な気象情報の監視を行う。

また、システムの導入に合わせて、警報に応じたきめ細かな運行管理手配を迅速にとるよう図っている。なお、地震については、列車無線の自動放送装置に連動し、震度4以上の地震が発生した場合において自動的に列車の緊急停止手配をとるものとする。

また、踏切事故を防止し、安全・正確な列車運行を確保するため、踏切の格上げ（警報機・遮断機の取付け）・統合・廃止・立体交差化を行うほか、障害物検知装置と連動したATSの設置、光る遮断かん（LED付遮断かん）、非常ボタン等の設置を行い、踏切保安設備の充実に努める。

3 社員教育及び訓練等

日常から関係係員に対して、教育等を通じて、事故・災害発生時における安全な列車の運行確保について徹底を図るとともに、大規模災害や列車の脱線等を想定した災害訓練を関係部署合同で行う。

【近畿日本鉄道㈱】

1 安全管理のための広報、体制の整備

全国交通安全運動期間中において、踏切事故防止キャンペーンを実施し、ポスターの掲示のほか踏切通行ドライバーに安全運行を呼びかけ、非常ボタン（踏切支障報知装置）の取扱い方をPRする。また小学校等を訪問し、踏切の安全通行をお願いするなど社外関係機関との連携により、踏切事故の撲滅を期す。

体制については、「鉄道災害警戒態勢」のほか、災害発生時における「異例事態対応規程」及び「運転事故処理規程」等を定め、日常から、関係社員に対し、役割、取扱いの徹底を図る。

2 事故防止施設等の整備

全車両に自動列車停止装置（ATS）を備えているほか、非常時に付近の列車を一斉に停車させる防護無線を列車に装備している。

風水害等による事故災害を予防する目的で、風速計、雨量計、河川水位標、地震計を整備し、それぞれの規制値に達した場合、運転規制を行う。

3 社員教育及び訓練等

日常指導及び年間訓練計画に基づき、事故・災害発生時における安全な列車の運行確保について徹底を図るとともに、年1回、列車の脱線、架線断線等を想定した各部門が参加する事故災害復旧訓練を行う。

第23節 道路災害予防計画

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害について、名古屋高速道路公社等の防災関係機関などと協議して、事故発生の防止及び事故の及ぼす影響を最小限に抑えるための諸々の事前対策を講ずるものとする。

第1 本市の予防対策

1 情報通信手段の整備

大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

また、災害発生時の広報活動等に関し、あらかじめ関係機関と協議し、連絡体制及び伝達体制の整備を図る。

2 防災体制の強化

道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、道路等の異常の早期発見・事故防止に努めるとともに関係機関と連携したより実践的な訓練を実施する。

また、災害の形態にあわせた迅速な活動体制の充実に努める

3 職員等の防災教育及び訓練

円滑な災害復旧のため、マニュアル等を作成し職員への周知を図るほか、防災に関する一般知識、関係機関等の防災計画及び緊急時の措置等について、職員等を対象として防災教育及び訓練を実施する。

第2 本市以外の道路管理者の予防対策

(中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、愛知県道路公社)

1 通信施設の整備

災害時における情報連絡、命令の伝達等に必要な通信施設の整備及び点検に努める。

2 人員の確保及び緊急用資材の調達等

災害の状況に応じ、被害の拡大防止、道路啓開及び応急復旧に必要な人員の確保並びに資機材の調達及び供給に必要な措置をあらかじめ定めておくとともに、資機材の備蓄及び点検に努める。

3 道路構造物の定期点検

道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、道路等の異常の早期発見・事故防止に努める。

4 交通施設の整備、防災構造化及び維持管理

高速道路、国道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等交通施設の防災構造化を推進する。

高速道路等の構造は、地質、構造等の状況に応じ、防災上十分な安全を見込んだ交通施設の整備を進めるとともに、避難路(非常口)等の防災設備の維持管理に努める。

5 防災訓練及び防災教育

道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

また、防災に関する一般知識、関係機関等の防災計画及び緊急時の措置等について、職員等を対象として防災教育を行うものとする。

6 緊急輸送道路等の確保

災害時の初動対応として、緊急通行車両等の通行ルート確保のため、道路啓開ルート（くしの歯ルート）をあらかじめ定めておく。

第24節 放射性物質災害予防計画

第1 防災対策の実施

事業者は、施設等の防災対策を実施することにより、安全管理に万全を期するものとする。

- 1 関係法令の遵守
- 2 盗難及び不正持ち出し防止の推進
- 3 施設の不燃化等の推進
- 4 放射線による被ばくの予防対策の推進
- 5 施設等における放射線量の把握
- 6 自衛消防体制の充実
- 7 通報体制の整備
- 8 放射性物質を取扱う業務関係者への教育の実施
- 9 防災訓練等の実施

第2 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施する事業者、関係局は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

第3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

市は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めるものとする。

第4 原子力災害に対応する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるが、市内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（千葉市稲毛区）等の県外の原子力災害に対応する医療機関の連絡先の把握に努めるものとする。

第5 災害に関する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質に関する基礎知識、参考資料等を収集、習得するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。

（資料）

・放射性物質保有事業所

（附属資料編 計画資料23）

第25節 原子力災害予防計画

第1 県との連携及び情報の収集・連絡体制等の整備

市は、県と中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下、「4原子力事業者」という。)の情報連絡体制に係る各合意内容に基づき、県が得た情報の収集に努める。

また、緊急時の環境放射線量等のデータに関し、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI(スピーディ)ネットワークシステム)等による予測データを県等と情報共有を図ることができるよう、平常時からの連絡・調整窓口の確認、意見交換等を行う。

第2 原子力防災に係る専門家との連携

市は、原子力防災に関して国、県等の専門家から助言を得る体制を整備する。併せて、必要に応じて原子力防災に関するアドバイザーを設置し、専門的、技術的な立場から助言を求める体制を整備する。

第3 防災対策の実施

原子力事業者は、以下の原子力災害予防対策を実施する。

- 1 原子力防災体制の整備
- 2 原子力防災組織の運営
- 3 輸送容器周辺の放射線量の把握
- 4 放射線測定設備及び原子力防災資器材等の整備
- 5 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備
- 6 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検
- 7 原子力防災教育の実施
- 8 原子力防災訓練の実施
- 9 関係機関との連携

第4 避難所等の確保

市は、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、施設管理者の同意を得て退避所の確保に努める。なお、施設の選定にあたっては、放射性プルームによる被ばくを低減化するため、地震・津波による崩壊の危険性が少なく、かつ気密性の高い施設が望ましい。また、施設においては、放射性物質の流入を防ぐ対策について検討しておくものとする。さらに、一時的に避難するための退避所として、同様の施設の確保に努める。

第5 環境放射線モニタリングの実施等

- 1 市は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による市内

の環境に対する影響を評価するため、各地のモニタリングポストから得られる情報を収集し、拡散状況を把握する。併せて、市内の状況を把握するため、モニタリングポストや可搬型測定機器により、空間放射線量率の測定を実施し、測定結果をウェブサイトで公表する。

- 2 市は、緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱に関し、研修会の実施等を通じてその習熟に努める。

第6 道路交通管理体制の整備等

- 1 県警察は、道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する交通規制を円滑に行えるよう道路交通管理体制の整備に努める。
- 2 道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する立入制限及び緊急輸送活動を円滑に行えるよう情報連絡体制の整備に努める。

第7 健康被害防止に係る整備

- 1 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、市内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（千葉市稲毛区）等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。
- 2 予防対策を実施する各機関（原子力事業者、県警察、県、中部運輸局、第四管区海上保安本部及び各局）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。
- 3 市は、核燃料物資等に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めることとする。

第8 風評被害対策

- 1 市は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、県、周辺市町村、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時からの的確な情報提供等に努めることとする。
- 2 市は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、具体的かつわかりやすく明確な説明に努める。

第9 市民等への的確な情報伝達体制の整備

- 1 市は、国及び県などと連携し、特定事象発生後の経過に応じて、市民等に提供すべき情報の項目について整理する。
- 2 市は、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備を図る。
- 3 市は、国及び県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定める。

- 4 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。
- 5 市は、テレビ放送局、ラジオ放送局等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第10 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市は、市民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

また、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮するとともに、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

- 1 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること
- 2 原子力災害とその特殊性に関すること
- 3 市、県及び4原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- 4 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること

第11 原子力防災業務関係者に対する研修

市及び県は、防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施することとし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

- 1 原子力防災体制、連絡体制及び組織に関すること
- 2 原子力発電所等の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特殊性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 モニタリング実施方法及び機器に関すること
- 6 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- 7 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 8 その他緊急時対応に関すること

第12 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施

市は、必要に応じて情報伝達等の原子力防災に関する訓練を実施することとし、必要な場合には4原子力事業者に協力を求める。

第26節 区防災調整会議

平常時における防災関係機関等相互の連携体制を強化し、区の防災対応力の向上を図ることを目的に、各区に区防災調整会議を設置する。

区防災調整会議は、防災関係機関や住民代表者などで組織し、その目的を達成するために、平常時において防災関係機関相互の連絡体制の確立に関すること、防災情報の共有化に関すること、防災訓練の実施に関すること、その他防災対応力の向上に関することなどを調整する。

第27節 防災に関する調査研究

災害予防、都市計画及び都市防災基盤の強化に資するため、台風等の自然災害による被害の想定や降雨特性等に関する調査研究を実施しているところであり、これらの調査研究結果から得られた情報を総合防災情報システムと有機的結合を図り、市民への情報提供並びに防災行政施策樹立の基礎資料として活用するものである。

なお、こうした調査研究は、市域の実態の変化にともない定期的に見直しを図るものとする。

第28節 震災対策の推進

都市社会において発生する大規模地震は、阪神・淡路大震災、東日本大震災に見られたように、複雑多岐かつ広汎で甚大な被害をもたらすこととなる。そのため、地震災害の発生原因、各種被害の態様、被害程度の予測及びその防止対策等を科学的かつ総合的に調査研究を進めるとともに、これらの結果に基づき、震災対策を推進する必要がある。

名古屋市では、この様な視点に立って、昭和47年以降、震災に関する調査研究を行いながら各種の対策を講じてきたが、今後も引き続き、震災対策の充実に努めていくものとする。

なお、平成9年度における本計画の改訂にあたっては、阪神・淡路大震災から得られた教訓・課題をもとに限られた期間の中で、見直しを行ったものである。また、平成25年度における改訂では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、本計画の総点検を行っており、今後ともこれらの成果を反映させていくことが必要である。

さらに、この計画を実効あるものにするためには、より細部にわたっての検討が必要な場合もあり、また、着実な推進を図るための不断の努力が要請されるものである。

なお、震災対策を推進するため、現在までに行ってきた調査研究の内容及び今後の方針等については次のとおりである。

1 基礎的調査研究

地震災害に関しての基礎的資料を得るため、名古屋市域における地形、地質、地盤の構造、地盤の震度特性、地震波速度、地盤の液化化、地盤環境等について調査研究を行ったが、今後も引き続き、基礎的調査研究を進めていく。

2 被害想定に関する調査研究

地震による被害の発生態様及び被害程度の予測を行うことは、震災対策を進めていくうえで重要である。そこで、名古屋市では従来から種々の被害想定に関する調査を行ってきた。現在の本計画の基礎となっている被害想定のうち、濃尾地震に関する調査については、平成7～8年度にかけて実施したものである。平成10年度にはこれらの調査で得られた成果などを活用し、地震発生直後での被害予測が可能な地震被害予測システムを整備した。また、平成15年度には、市民の防災意識を高めるため、地震ハザードマップを作成する基礎資料として東海地震等の震度分布、液化化危険度の予測調査を行った。（地震編資料1-18-1（1）から（8））また、平成24～25年度にかけて「南海トラフの巨大地震」に関する被害想定調査を行っており、今後も震災対策に必要となる被害想定に関する調査研究を進めていく。

3 震災対策に関する調査研究

基礎的調査研究及び被害想定に関する調査研究等に基づき、避難に関すること、都市防災に関すること、出火・延焼防止に関すること、地下街等におけるパニック防止に関すること等について具体的な対策の調査研究を進めてきた。

今後は、これらの調査を引き続き行うとともに、これらの調査研究結果から得られた情報をデータベースとして整理するとともに、様々な防災行政分野での共有化を図り、施策樹立のための基礎資料とするとともに、市民への情報提供も進める。

なお、こうした調査研究は、市域実態の変化や社会条件の変化にともない、見直しを図るものとする。

(資料)

- ・震災に関する調査研究項目一覧 (地震災害対策計画編 地震編資料2-16-1)